

中央に川越の「川」を置き、周囲 に片仮名の「コエ」を配し、「川越」 を象徴したものです。

(明治45年5月11日制定)

川越市民憲章

先人の輝かしいあゆみにより、すばらしい歴史的遺産をもつ川越。わたくしは、このまちに生きることに誇りをもって、さらに住みよい魅力あふれるまちりをすすめていくことを誓い、ここに市民憲章を定めます。

1 郷土の伝統をたいせつにし、平和で文化の香りたかいまちにします。

1 自然を愛し、清潔な環境を保ち、美しいうるおいのあるまちにします。

1 きまりを守り、みんなで助けあう明るいまちにします。

1 働くことに生きがいと喜びを感じ、健康でしあわせなまちにします。

1 教養をふかめ、心ゆたかな市民として、活力にみちたまちにします。

(昭和57年12月1日# 先人の輝かしいあゆみにより、すばらしい歴史的遺産をもつ川越。わたくしたち は、このまちに生きることに誇りをもって、さらに住みよい魅力あふれるまちづく

(昭和57年12月1日制定)

市の木(かし)



市の花(山吹)



(昭和57年10月15日制定)

市の鳥(雁)



(平成4年12月1日制定)

目 次

川越	沛民	' 憲章 ·······i
目次	·····	ii
凡例	J	·····ix
I.	概要	等 1
	1.	川越市の概要・・・・・・1
	2.	川越市保健所の概要
		(1) 建築概要2
		(2) 設置目的
		(3) 施設概要2
	3.	川越市総合保健センターの概要
		(1) 建築概要
		② 設置目的3
		(3) 施設概要
	4.	事務機構(令和7年4月1日現在)4
	5.	職員配置 (職種別: 令和7年4月1日現在)5
	6.	事業概要(令和7年度4月1日現在)6
		(1) 事業目的と理念 (川越市の保健事業)
		(2) 保健総務課の事業概要
		(3) 保健予防課の事業概要
		(4) 食品・環境衛生課の事業概要・・・・・9
		(5) 衛生検査課の事業概要
		(6) 健康管理課の事業概要12
		(7) 健康づくり支援課の事業概要14
		(8) 母子保健課の事業概要
	7.	人口動態
		(1) 人口及び世帯数の推移
		(2) 人口ピラミッド(令和7年4月1日現在)20
		(3) 人口動態総覧
		(4) 母の年齢が出生率の推移・・・・・・・・・・・・22
		(5) 死亡数 (死因分類)23
		(6) 死亡数 (5 歲階級別、令和 5 年)23
		(7) 令和 5 年川越市死因別死亡数24
	8.	医療従事者数
		(1) 医療従事者数
		(2) 医師・歯科医師・薬剤師 (人口 10 万に対する医療従事者数)

	9.	母体保護統計	28
		(1) 人工妊娠中絶年齢・妊娠週数別件数	28
Π.	地域	近医療の推進	29
	1.	地域医療従事者養成事業	29
		(1) 地域保健実習の受入れ	29
	2.	医事監視・指導	30
		(1) 医療機関等施設数など	30
		(2) 医療安全支援センター(保健総務課内)	31
		(3) 救急告示医療機関関係事務	31
	3.	薬事監視・指導·····	32
		(1) 薬事関係施設数など	32
		(2) 無承認無許可医薬品対策	32
		(3) 家庭用品安全対策	33
		(4) 献血推進	33
		(5) 薬物乱用防止	33
	4.	医療施設数及び病床数	34
		(1) 医療施設数	34
		(2) 病床数	34
	5.	衛生関係免許受付件数	35
		(1) 厚生労働大臣免許	35
		(2) 県知事免許	35
Ш.	保候	圭予防事業	37
	1.	精神保健福祉	37
		(1) 精神保健福祉相談	37
		(2) 青年期ひきこもり事業	39
		(3) 普及啓発·組織支援·····	40
	2.	結核対策	43
		(1) 定期健康診断	43
		(2) 接触者の健康診断及び治療が終了した結核患者の管理検診	44
		(3) 登録患者数 (結核)	44
		(4) 感染症診查協議会及び結核医療費公費負担件数	45
		(5) 結核患者・接触者等の調査・相談	46
		(6) DOTS (直接服薬確認療法) 事業 ······	46
		(7) 結核予防費補助事業	48
	3.	感染症対策	
		(1) 感染症発生届受理件数	49
		(2) 一類、二類(結核を除く)、三類感染症の接触者健診及び本人陰性確認	
		(3) 性感染症検査·相談·····	50
		(4) 感染症電話等相談	50

		(5) 感染症予防啓発研修会の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
		(6) 光化学スモッグ健康被害の受理及び相談	53
IV.	食品	この安全性確保 ······	55
	1.	食品衛生	55
		(1) 食品関係営業施設等数(業種数)の推移	55
		(2) 食品衛生法に基づく許可施設数 (業種数)	55
		(3) 新法に基づく届出施設数(業種数)	58
		(4) 食中毒発生状況	59
		(5) 食品等事業者、市民等に対する衛生教育	
	2.	食品衛生監視業務	59
		(1) 違反食品等又は苦情等に対する調査	60
		(2) 食品関係営業施設等に対する監視等及び指導	
		(3) 食品等の収去等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
		(4) 埼玉川越総合地方卸売市場に対する監視指導	
		(5) 食鳥処理場に対する監視指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
V.		5環境の確保	
	1.	衛生的な生活環境の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
		(1) 環境衛生関係施設数及び監視件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
		(2) 環境衛生関係営業施設数及び監視件数	
		(3) プール維持管理指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		(4) 衛生害虫等に係る相談	70
		(5) 水害時消毒実施状況(箇所数)	
	2.	動物の適正な飼養管理	
		(1) 野犬捕獲・収容等	
		(2) 犬に関する苦情・相談件数	
		(3) 行方不明犬に関する問い合わせ件数	71
		(4) 大の新規登録・狂犬病予防注射実施頭数・咬傷事故発生状況	
		(5) 猫の引取り・収容数	
		(6) 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術に対する補助金交付事業	
		(7)猫に関する苦情・相談件数	
		(8) 負傷動物の収容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		(9) 特定動物の飼養保管許可	
		(10)動物取扱業の登録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		(11) 普及・啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
VI.	食品	品・水質・感染症等の検査·····	
	1.	食品等の検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	2.	食中毒等の検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	3.	水質の検査	
	4.	感染症の検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	77

	5.	家庭用品等の検査	$\cdot 77$
VII.	子财	接種事業	.79
	1.	定期予防接種の概要	.79
	2.	年齡別定期予防接種者数(令和6年度)	80
	3.	種類別定期予防接種者数	·81
		(1) ロタウイルス	·81
		(2) B型肝炎 ·····	82
		(3) ヒブワクチン接種	82
		(4) 小児用肺炎球菌ワクチン接種	82
		(5) 五種混合・四種混合・三種混合・二種混合予防接種	.83
		(6) 二種混合予防接種	.83
		(7) 不活化ポリオワクチン接種	84
		(8) 麻しん風しん混合予防接種	84
		(9) 麻しん単抗原及び風しん単抗原予防接種	
		(10) 水痘(水ぼうそう)予防接種	
		(11) 日本脳炎予防接種	
		(12) BCG 接種 ·····	
		(13) HPV (子宮頸がん予防) ワクチン接種 ····································	
		(14) 高齢者インフルエンザ予防接種	
		(15) 高齢者肺炎球菌ワクチン接種	
		(16) 風しん第5期定期接種・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		(17) 新型コロナウイルスワクチン接種	
	4.	任意予防接種に対する費用助成	
		(1) 高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成事業	
		(2) 妊娠を希望する女性等の風しん予防接種	
	5.	Action of the following the second of the se	
		(1) 妊娠を希望する女性とそのパートナー等の抗体検査	
		② 風しん第5期定期接種に係る抗体検査	
VIII.	-	}子保健事業	
		母子保健事業の概要(令和6年度)	
	2.	妊娠届出及び母子健康手帳の交付状況(母子保健法第15・16条)	
		(1) 母子健康手帳の交付数(市外居住者含)	
		(2) 妊娠週数別妊娠届出者数(市外居住者含)	
		(3) 外国籍等を有する者の妊娠届出者数(再掲)(市外居住者含)	
	3.	健康診査	
		(1) 妊婦健康診査の受診状況(母子保健法第13条)	
		(2) 産婦健康診査	
		(3) 新生児聴覚スクリーニング検査	
		(4) 1 か月児健康診査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	.95

		(5) 4か月児健康診査(母子保健法第13条)	95
		(6) 1歳6か月児健康診査(母子保健法第12条)	96
		(7) 3 歲児健康診査 (母子保健法第 12 条)	97
		(8) 3歳児尿検査	98
		(9) 5 歲児健康診査	99
		(10) 妊産婦歯科健診	99
		(11) 2歳児親子歯科健診	100
	4.	健康教室(母子保健法第9条)	100
		(1) 両親学級	100
		② 育児教室	101
		(3) 依頼の教室(育児関連講座等への協力)	102
	5.	こどもの食物アレルギー講演会	102
	6.	健康相談(母子保健法第10条)	103
		(1) 乳幼児相談	103
		(2) 心理相談員による相談	103
		(3) 発育発達に関する相談事業	104
	7.	訪問指導	104
		(1) 乳児家庭全戸訪問事業(児童福祉法・母子保健法)	104
		(2) 乳幼児健診未受診等育児支援訪問	105
		(3) その他の訪問指導	105
	8.	長期療養児等育児支援	107
		(1)いもっこの会(ダウン症等長期療養疾患のあるこどもをもつ親の会)	107
		(2) ほっとママタイム (ふれあい親子支援事業)	107
	9.	母子保健連絡調整会議	108
	10.	. 利用者支援事業(こども家庭センター型の母子保健機能)	108
	11.	. 産後ケア事業······	109
		(1) 短期入所型産後ケア事業	109
		(2) 通所型・居宅訪問型産後ケア事業	109
	12.	. 産前・産後サポート事業	109
	13.	. 出産・子育て応援事業	110
	14.	. 母子公費負担医療	111
	15.	. 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	111
	16.	. 不妊·不育症支援事業·····	112
		(1)川越市不妊専門相談センター	112
		(2)川越市早期不妊検査費助成事業	112
		(3)川越市不育症検査費助成事業	112
		(4)川越市先進医療の不育症検査費助成事業	113
IX.	健身	長づくり支援事業	
	1.	事業概要	115

	2.	運動指導事業	116
		(1) 健康教室	116
		(2) 健康マイレージ事業 (県との共同事業)	116
		(3) ラジオ体操	116
	3.	栄養改善事業	117
		(1) 栄養改善事業一覧	117
		(2) 給食施設指導	117
		(3) 栄養関係団体育成	117
		(4) 食環境づくり推進事業	118
	4.	歯科保健事業	119
		(1) 歯科保健事業一覧	119
		(2) 歯科保健事業の主なもの	119
	5.	団体組織・関係団体との連携・基盤整備	120
		(1)川越市健康づくり推進協議会	120
		(2) 川越市歯科口腔保健推進連絡会議	121
	6.	組織活動の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	121
		(1) 川越市保健推進員	121
		(2) 川越市保健推進員協力員	123
		(3) 健康づくりボランティアグループ やまぶき21	123
	7.	健康づくりの推進	124
		(1) 地区担当保健師活動	124
		(2) 啓発活動の推進	124
	8.	受動喫煙対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	125
		(1) 受動喫煙に関する通報及び相談等の件数	125
		(2) 喫煙可能室設置に係る法律及び条例に基づく届出書等の提出状況	125
		(3) 啓発について	125
X.	成人	人保健事業	127
	1.	事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	127
	2.	健康手帳の交付者数	128
	3.	健康教育	128
		(1)健康教室 (講座等主なもの)	129
	4.	健 康相談 ·····	132
		(1) 成人健康相談	133
		(2) 電話および来所による健康相談	133
	5.	がん検診等······	134
		(1) 検診事業一覧	134
		(2) 総合保健センター施設検診の実施状況	135
		(3) 検診項目別実施状況	136
		(4) がん検診により発見された、がんの部位年齢区分	147

	(5) がん患者への支援····································	147
3.	難病対策	148
	(1) 指定難病等医療給付申請事務	148
	(2) 難病患者支援事業	156
7.	石綿 (アスベスト) 対策	157
	(1) 石綿(アスベスト)健康相談	157
	(2) 石綿健康被害救済制度の申請事務	157
3.	肝炎対策	158
9.	原爆被爆者対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	158
	(1) 各種申請進達	158
	(2) 原爆被爆者に関する相談	158
10.	骨髄移植ドナー助成費交付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	158
11.	地域支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	159
	(1) 一般介護予防事業	159
]	162
	7. 3. 9.	 第病対策 (1)指定難病等医療給付申請事務 (2)難病患者支援事業 石綿(アスベスト)対策 (1)石綿(アスベスト)健康相談 (2)石綿健康被害救済制度の申請事務 3. 肝炎対策 (1)各種申請進達 (2)原爆被爆者に関する相談 (2)原爆被爆者に関する相談 (1)骨髄移植ドナー助成費交付 (1)地域支援事業

凡例

本書は、一部を除き、令和6年度における川越市保健所の事業及び実績をまとめたものである。表章記号の意味は、特段の記載があるものを除き、下記による。

統計表中、単位未満の値は四捨五入としたため、内訳を合計したものが合計の数値と一致しない場合がある。また、値が「令和元年」又は「令和元年度」の実績を示す場合、表側又は表頭の表章は「1」とした。

新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ず実施を中止、又は規模を縮小した 事業等がある。そのため、実績値は計画とは大きく異なっている場合がある。

0 (れい) 単位未満

… (三点リーダ) 資料なし

(ダッシュ)皆無(斜線)定義上または制度上ありえないもの

ダッシュ及び斜線については、新型コロナウイルス感染症の影響に よる事業中止等を含む。

x (エックス) 発表をさしひかえるもの

△ (三角) 又は - (マイナス) 減少

1 川越市の概要

本市は、東京都心から北西に 30 km、埼玉県の中央部からやや南部、武蔵野台地の東北端(東経 139°29′: 北緯 35°55′、世界測地系による。)に位置しており、海抜高度は市庁舎周辺で 18.5 m、面積は 109.13 km²で、東西 16.27 km、南北 13.81 km である。

地形は、西から東に向けて緩やかに傾斜しているが全体的に平坦で、概ね中央部が市 街地、北東部が水田地帯、南西部が畑地帯に分けられ、南部には武蔵野の雑木林が多く 残されている。

東京都心への通勤圏にあり、ベッドタウンとして集合住宅の建設や大規模な住宅団地 の造成が継続しており、自然の面影を残しつつ都市化が進んでいる。

また、交通の利便性を生かした流通業、伝統に培われた商工業、郊外における稲作・ 畑作の農業、**小江戸川越**と称される歴史と文化を資源とした観光など充実した都市機能 を持ち、県中央部の中核都市として発展している。

本市は大正 11 年に埼玉県で最初の市制を施行、当時 3 万 1 千人であった人口は、昭和 30 年の大合併(隣接する 9 か村)により 10 万人を超え、その後も昭和 40 年代から50 年代に急激な人口増があり、平成 27 年には 35 万人を超えている。

本市もまた少子高齢化の傾向にあり、第四次川越市総合計画(平成28年3月策定)の人口推計によると、今後は人口が徐々に減少していくものと見込まれている。少子化対策及び高齢化対策は重要課題となっている。

平成15年4月1日に埼玉県で初めての中核市となる。中核市移行に伴い、これまで県と市で分担して行ってきた保健予防、食品衛生、環境衛生、健康づくり等の保健サービスを本市で一体的に行えるようになった。

令和7年4月1日現在の人口等(川越市住民基本台帳による。外国人を含む。) は次のとおり。

世帯数 170,294 世帯

人口 352,673 人 (男 175,373 人、女 177,300 人)

人口密度 3,232 人/km²

65 歳以上人口 95,639 人

高齢化率 27.12 % (小数点以下第3位を四捨五入)

2 川越市保健所の概要

(1) 建築概要

敷地面積 3,854.58 m²

構造・階数 鉄骨鉄筋コンクリート一部鉄骨造地上3階建

建築面積 1, 029. 91 m² 延床面積 3, 072. 42 m²

> 川越市総合保健センターとの 1 階 1, 021. 42 m² **」** 連絡通路を含む。

2 階 1, 029. 91 m²

3 階 992. 50 m² 28. 59 m² 地階

駐車場 61 台 駐輪場 約15台

工 平成 16 年 3 月 竣

平成16年4月1日 開 設

(2) 設置目的

川越市保健所は、対人保健サービスや対物保健サービス等を提供し、市民の健康と 安全を守るための拠点として、また、市民の健康づくりの拠点である総合保健センタ ーと一体となり、保健・医療・福祉の連携拠点として設置した施設である。

(3) 施設概要

1 階は保健総務課、保健予防課、食品・環境衛生課及び衛生検査課の事務室を配置 し保健衛生業務を行う窓口となっている。また、相談室を配置し、精神障害者及びそ の家族等のための相談等を受付けている。

2 階はグループ活動室、教育研修室、診察室、母子相談室等を配置した階である。 エイズ等の性感染症相談、検査、こどもの発育、発達の相談等を実施している。

3階は検査室、分析室を配置した階である。飲用水等の水質検査や食品検査、感染 症の検査等を実施している。

3 川越市総合保健センターの概要

(1) 建築概要

敷地面積 8,063.01 ㎡

構造・階数 鉄筋コンクリート一部鉄骨造地上3階建

建築面積 2,053.96 ㎡ 延床面積 4,345.89 ㎡

3 階 990. 79 ㎡ 地階 53. 62 ㎡

駐車場 78台(うち身障者用等9台)

駐輪場約40台

竣 工 平成11年3月

開 設 平成11年4月1日

(2) 設置目的

川越市総合保健センターは、本格的な少子高齢化、疾病構造の変化等々に対応するため、市民の健康づくりの拠点として、また、保健・医療・福祉の連携の拠点として設置した施設である。

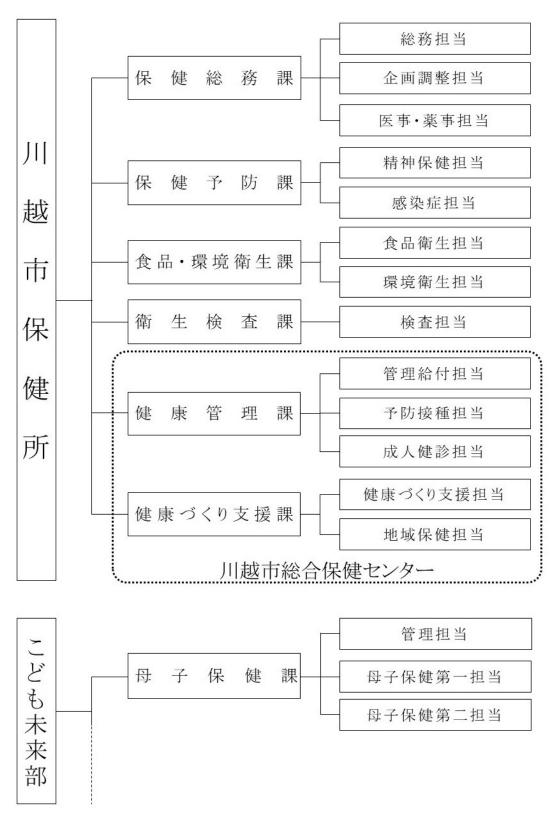
(3) 施設概要

1階は健康管理課のうち管理給付担当及び予防接種担当の事務室、健康づくり支援 課の事務室並びに健康増進事業を実施する施設(部屋)を配置した階である。また、 健康増進室等の施設を活用し、健康増進に関する事業を実施している。なお、こども 未来部母子保健課の事務室も配置している。

2 階は健康管理課のうち成人健診担当の事務室、がん検診等のための問診室、胃部 レントゲン室、胸部レントゲン室、歯科検診室等の設備を配置した階である。健康増 進法等に基づく各種検診を実施している。

3 階は健康教育、乳幼児健診等の各種事業を実施する施設を配置した階である。多 目的室、研修室、会議室、栄養指導室等を活用し、市民の健康づくりを推進する各種 事業を実施している。

4 事務機構(令和7年4月1日現在)



(注)健康づくり支援課で行っていた母子保健事業は令和6年4月1日からこども未来部母子保健課に移管した。

5 職員配置(職種別:令和7年4月1日現在)

単位:人

	-11			_									' '-	立:人
課・担当名	職種	医師	保健師	看護師	管理栄養士	栄養士	歯科衛生士	臨床検査技師	診療放射線技師	精神保健福祉士	薬剤師	獣医師	事務職	総計
川越市保健所		2	1	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	3
保健総務課		_	_	_	_	_	-	-	_	_	_	_	1	1
総務担当		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	4	4
企画調整担当		_	2	_	_	_	_	_	_	_	_	_	1	3
医事・薬事担当		_	_	_	_	_	_	_	_	_	4	_	2	6
小計		_	2	_	_	_	_			_	4	_	8	14
保健予防課		-	1	_	-	-	1	-	-	-	_	_	1	2
精神保健担当		_	6	_	_	_	_	_	_	3	_	_	1	10
感染症担当		_	7	_	_	_	_	_	_	_	_	_	2	9
小計		_	14	_	_	_	_	_	_	3	_	_	4	21
食品・環境衛生課		-	_	_	_	-		-	-	-	1	1	-	2
食品衛生担当		_	_	-	_	_	_	_	_	_	5	2	1	8
環境衛生担当		_	_	_	_	_	_	_	_	_	1	5	1	7
小計		-	_	_	_	_	_	_	_	_	7	8	2	17
衛生検査課		-	_	_	_	-		1	-	-	1	-	1	3
検査担当		_	_	_	_	_	_	2	_	_	2	_	_	4
小計		_	_	_	_	_	_	3	_	_	3	_	1	7
川越市総合保健センター		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
健康管理課		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	1	1
管理給付担当		_	1	1	_	_	_	_	_	_	_	_	4	6
予防接種担当		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	4	4
成人健診担当		_	3	_	_	_	_	_	2	_	_	_	2	7
小計		_	4	1	_	_	_	_	2	_	_	_	11	18
健康づくり支援課		_	1	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	1
健康づくり支援担当		_	3	_	3	_	1	_	_	_	_	_	3	10
地域保健担当		_	9	_	_	_			_	_	_	_	_	9
小計		_	13	_	3	_	1	_	_	_	_	_	3	20
合 計		2	34	1	3	_	1	3	2	3	14	8	29	100
こども未来部			1		1						1	1		
母子保健課		_	1	-	_	_	_	_	_	_	_	-	-	1
管理担当		_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	5	5
母子保健第一担当		_	9	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	9
母子保健第二担当		_	9	_	_	2			_	_	_	_	_	11
小計		_	19	_	_	2	_	_	_	_	_	-	5	26
総計		2	53	1	3	2	1	3	2	3	14	8	34	126

⁽注) 全ての課において、会計年度任用職員、任期付職員等を含まない。

6 事業概要 (令和7年4月1日現在)

(1) 事業目的と理念 (川越市の保健事業)

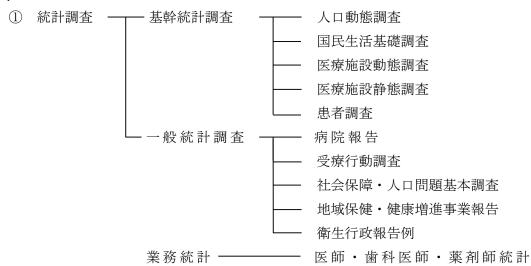
[事業目的]

市民の安全な暮らしを確保し、市民個人の視点を重視した地域保健サービスを提供することによって、市民一人ひとりの健康の保持及び増進を図ることを目的とする。

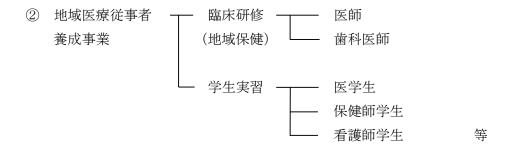
[理念]

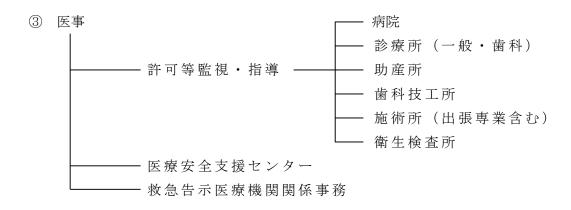
- ・対人保健サービスを充実させ、きめ細かい保健サービスを提供する。
- ・食品衛生や環境衛生等の対物保健サービスを実施し、市民の安全で快適な生活 環境の確保を図る。
- ・保健・医療・福祉部門との連携強化を図る。

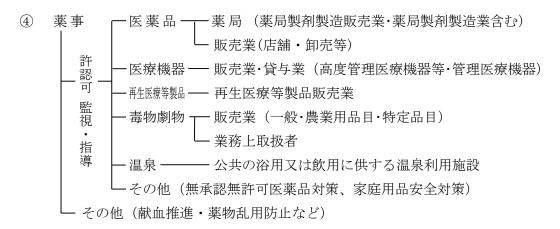
(2) 保健総務課の事業概要



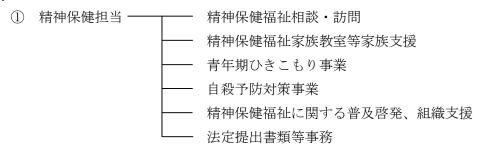
人口動態調査をはじめとする地域保健に係る統計調査を行い、地域の実情を 把握する。また、統計調査結果を分析・活用して保健所が実施する地域保健対策 に反映させている。





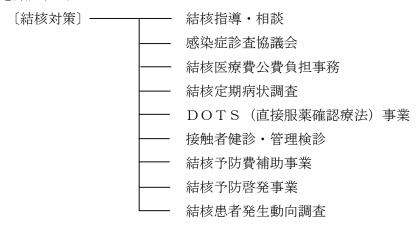


(3) 保健予防課の事業概要



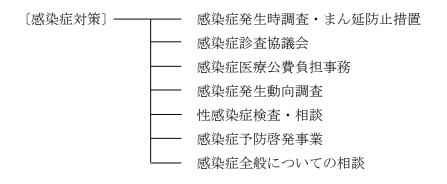
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、疾病と障害をあわせもつ精神障害者及び精神保健に関する課題を抱える者の早期治療の促進、地域社会での自立と社会参加の促進を目的に、相談支援や正しい知識の啓発の事業を実施している。また、自殺対策基本法に基づき、自殺対策計画を策定し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、自殺対策を包括的に推進している。

② 感染症担当



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、結核患者の登録管理、接触者に対する健診を行い、適正な結核医療を提供し、結核のまん延防止を図る。

結核患者の発生動向等の実情に即した対策を実施し、結核予防の普及啓発及 び結核り患率の減少を図る。



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、感染症 発生時における調査を行い、まん延防止措置を行う。

感染症患者の発生状況を把握して、その流行を予測し、啓発を含めた予防措置 を講じる。

エイズ等の性感染症に関する検査・相談事業により、正しい知識の普及啓発を 行い、性感染症のまん延防止を図る。

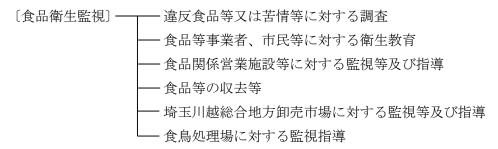
[その他] 光化学スモッグ健康被害の受理

(4) 食品・環境衛生課の事業概要

① 食品衛生担当

[食品衛生] ____食品営業許可 食中毒の調査

食品衛生法等に基づき、食品等事業者の許可又は届出の受理を行う。また、食中毒発生時に調査等を行い、被害の拡大防止及び再発防止を図る。



食品等事業者、市民等に対し、講習会等を実施し、食品衛生に関する知識の普 及啓発を図る。

食品関係営業施設等の衛生管理向上、食中毒予防等を目的として、監視等及び 指導を実施する。

市内で製造、販売等される食品等について、食中毒発生の防止及び不良食品等の流通防止を目的として、食品衛生法に基づく収去等を実施し、食品等の安全性確保に努める。

食品等の流通拠点である市場の監視等及び指導を実施し、食品等における衛生上の危害を未然に防止する。

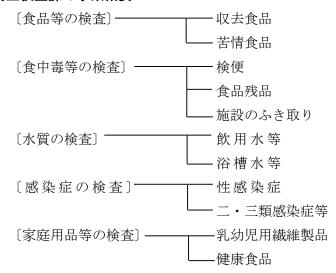
食鳥処理場に対する構造設備、衛生管理等についての監視指導を実施する。

② 環境衛生担当

理容所、美容所、クリーニング所の開設に係る届出の受付及び確認検査、監視、指導
 旅館業、公衆浴場、興行場の営業許可及び届出の受付、監視、指導
 墓地等の経営許可及び届出の受付、監視、指導
 特定建築物の届出の受付及び監視、指導
 建築物衛生法に基づく事業登録の申請受付及び届出の受付、監視、指導
 専用水道の布設確認及び届出の受付、監視、指導、並びに簡易専用水道の維持管理に関すること
 自家用水道の布設確認及び届出の受付、監視、指導
 遊泳用プールの届出の受付、監視、指導
 住居衛生に関する相談の受付
 衛生害虫に関する相談の受付
 水害時の消毒の実施

(動物の管理・指導) 一 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物の適正飼養の普及・啓発 一 野犬の捕獲、収容 一 飼えなくなった犬猫の収容 一 負傷動物(家庭動物)の収容 一 動物取扱業の登録、監視、指導 特定動物の飼養許可、監視、指導

(5) 衛生検査課の事業概要



食品衛生法等に基づき、食品の検査及び食中毒の原因究明のための検査を行う(食品・環境衛生課が所管する事務の検査)。

水道法や飲用井戸等衛生対策要領に基づき、飲用水等の検査を行う。

川越市公衆浴場法施行条例に基づき、浴槽水を衛生的に保守するための検査を行う(食品・環境衛生課が所管する事務の検査)。

川越市エイズ及びその他の性感染症対策要綱に基づき、性感染症予防啓発に かかる血液検査を行う(保健予防課が所管する事務の検査)。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、二・三類 感染症等発生時に患者または接触者に対する微生物等検査を行う(保健予防課 が所管する事務の検査)。

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、乳幼児用繊維製品の検査を行う(保健総務課が所管する事務の検査)。

健康食品の医薬品成分含有の有無の検査を行う(保健総務課が所管する事務の検査)。

(6) 健康管理課の事業概要

- ① 難病対策事業
 - 1) 難病対策事業

〔難病対策〕——	指定難病等医療給付	申請事務
	難病患者支援事業 -	 難病医療講演会・患者家族交流会
		――難病患者家族会への支援
		——地域難病従事者研修会
		 電話や面接、訪問等による個別支援

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、難病患者が病気を受容し、必要なサービスを最大限に活用し、質の高い療養生活が送れるように、関係機関と連携を図りながら支援している。

2) 肝炎対策

肝炎治療医療費助成の申請事務

B型およびC型ウイルス性肝炎疾患に対する保険適用のインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療および核酸アナログ製剤治療を受けた際の、自己負担分の医療費等の一部を助成する制度の申請を受け付け、埼玉県への進達事務を行う。

3) 原爆被爆者対策

原爆被爆者に関する申請の事務

原爆被爆者及び被爆者二世に係わる各種申請の受け付け及び埼玉県への進達 事務を行う。

4) 石綿 (アスベスト) 対策

[石綿(アスベスト)対策] 石綿(アスベスト)健康相談 石綿健康被害救済制度の申請事務

石綿 (アスベスト) に係る健康被害に対する健康相談窓口となり、助言や専門 医療機関の紹介等を行う。

5) 骨髄移植ドナー助成費交付

(公財)日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄移植のため の骨髄又は末梢血幹細胞を提供した方に対し、助成費の交付を行う。

② 母子公費負担医療事業

[母子公費負担医療] 養育医療給付 自立支援医療(育成医療)給付 自立支援医療(育成医療)給付 結核児童療育給付 小児慢性特定疾病医療給付

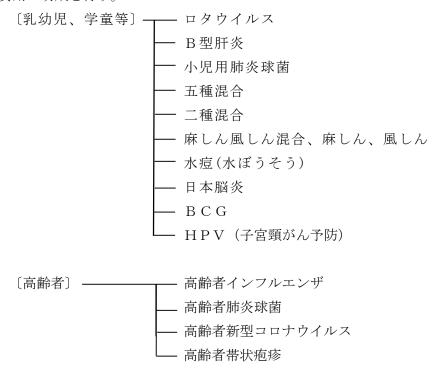
③ 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

自立に困難を伴う児童等において、地域支援の充実により自立促進を図るため、 講演会や交流会を行う。

④ 予防接種事業

1) 予防接種事業

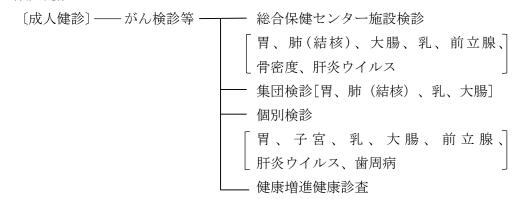
予防接種法に基づき、以下に示す予防接種を実施する。また、任意接種のうち 高齢者肺炎球菌ワクチン接種及び妊娠を希望する女性等の風しん予防接種等の 費用の助成を行う。



2) 風しん抗体検査事業

妊娠を希望する女性とそのパートナー等に対し、風しん抗体検査を行う。

⑤ 成人健診



総合保健センター施設検診では健康増進法等に基づく成人を対象とした各種が ん検診、骨密度検診等をセットにした検診を実施している。

⑥ 健康手帳の交付

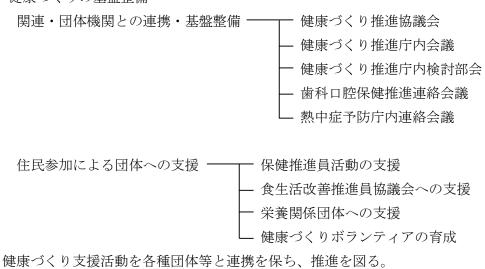
健康診査、その他の健康の保持に必要な事項を記録し健康管理と適切な医療の 確保に資するための手帳の交付を行う。

(7) 健康づくり支援課の事業概要

令和7年3月に策定した「健康かわごえ推進プラン(第3次)(第4次健康日本2 1・川越市計画/第4次川越市食育推進計画/第3次川越市歯科口腔保健計画)」に 基づき健康寿命の延伸を目指し、市民の健康づくりの意識の高揚、効果的な実践行動 を支援するため各種事業を実施している。

① 健康づくり支援事業

1) 健康づくりの基盤整備



14

地域・職域連携の推進 ――	
	健康情報の発信
食環境の整備	食環境づくり推進事業
2) 健康づくり事業	
	———— 歯科口腔保健
3) 啓発活動	健康づくりや食育のイベント・講演会
	広報紙・ホームページ・チラシ等による
	健康及び食育推進啓発記事掲載
「健康かわごえ推進プラン((第3次) (第4次健康日本21・川越市計画/第
4次川越市食育推進計画/第3	3次川越市歯科口腔保健計画)」に基づき、健康づ
くり、食育推進、口腔保健の啓	斉発を行う。
4) 地区担当保健師活動	
地区の特性を生かした保健活	f動を実施している。
5) 栄養改善	国民健康・栄養調査
	給食施設の指導
	栄養成分表示等の相談・指導
6) 歯科保健対策 ———	—— 歯科保健基盤整備事業
	歯科口腔保健推進連絡会議
	歯科疾患実態調査(4年に1回の予定)
7) 受動喫煙防止 ———	受動喫煙の防止対策及び啓発
	各種施設等への受動喫煙防止に係る指導
② 成人保健事業	
1) 健康教育	
〔健康教育〕 — — 健康増殖	進法に基づく健康教育
地域保 [·]	健法に基づく健康教育
健康増進法及び地域保健法に	こ基づき、成人を対象に心身の健康についての自
覚を高め、かつ、心身の健康に	ご関する知識の普及啓発を行う。

2) 健康相談

健康増進法及び地域保健法に基づき、成人を対象に心身の健康に関し助言を 行う。

3) 訪問指導

[訪問指導] 療養上の保健指導が必要であると認められる者及び その家族等に対しての訪問指導

健康増進法に基づき、要指導者等に対し保健師等が訪問指導を行う。

4) 地域支援事業

[地域支援事業] — 一般介護予防事業 — 介護予防普及啓発事業 — 地域介護予防活動支援事業

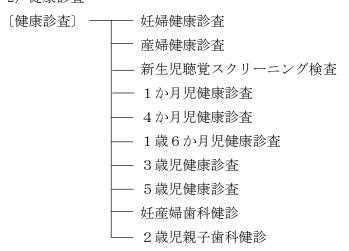
高齢者が、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

(8) 母子保健課の事業概要

1) 母子健康手帳の交付

母子保健法に基づき、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付している。

2) 健康診査



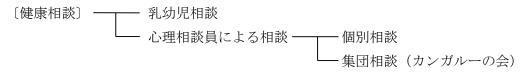
母子の健康診査については、母子保健法に基づく妊産婦健診及び新生児聴覚スクリーニング検査、1か月児、4か月児、1歳6か月児、3歳児、5歳児を対象とした健診を実施している。また、妊産婦、2歳児とその保護者を対象とした歯科健診事業を実施している。

3) 健康教室



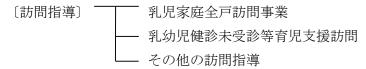
母子保健法に基づき母性、乳幼児の健康の保持増進のため、指導を行う。

4) 健康相談



母子保健法に基づき母性、乳幼児の健康の保持増進のため、相談に応じ必要な助言を行う。

5) 訪問指導



母子保健法、児童福祉法に基づき、母子の訪問指導を行う。

6) 長期療養児等育児支援

[長期療養児等育児支援] いもっこの会 (ダウン症等長期療養疾患のあるこどもをもつ親の会) ほっとママタイム (ふれあい親子支援事業)

子育て支援のため、長期療養児等育児支援をする。

7) 母子保健連絡調整会議

川越市内の母子関係機関(保健、医療、福祉)の相互の連絡調整及び母子保健 従事者の知識の向上を図り、母子保健推進のための協力体制を確立する。

8) 利用者支援事業(こども家庭センター型の母子保健機能)

川越市こども家庭センター型利用者支援事業実施要綱(令和6年4月1日施行)に基づき、妊娠期から子育て期にわたる母子保健や育児に関する様々な悩みに対して、保健師、助産師、看護師等が相談に応じる。

9) 産後ケア事業

a. 短期入所型産後ケア事業

川越市短期入所型産後ケア事業実施要綱(平成28年4月1日施行)に基づき、出産後1年以内の母子に対して、医療機関等への宿泊により、心身のケアや育児のサポート等を実施する。

b. 通所型・居宅訪問型産後ケア事業

川越市通所型・居宅訪問型産後ケア事業実施要綱(令和3年10月1日施行) に基づき、出産後1年以内の母子に対して医療機関等への通所もしくは、自宅への訪問により、授乳の仕方や乳房ケア、育児相談等の支援を実施する。

10) 産前・産後サポート事業

川越市産前・産後サポート事業実施要綱(平成29年4月1日施行)に基づき、 妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、子育て経験者に よる相談支援を実施する。

11) 妊婦のための支援給付

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づき、妊娠期からの切れ 目のない支援を行う観点から、妊婦に対して妊婦支援給付金を給付する。

12) 不妊·不育症支援



7 人口動態

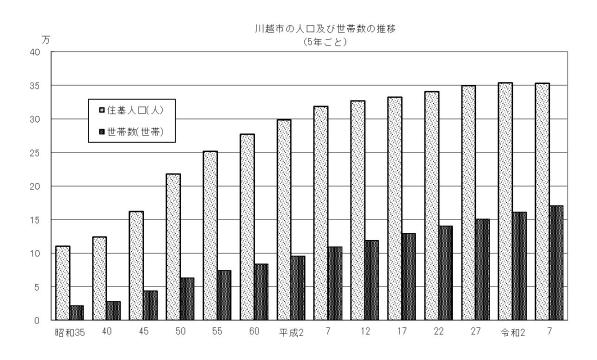
(1) 人口及び世帯数の推移

各年4月1日現在

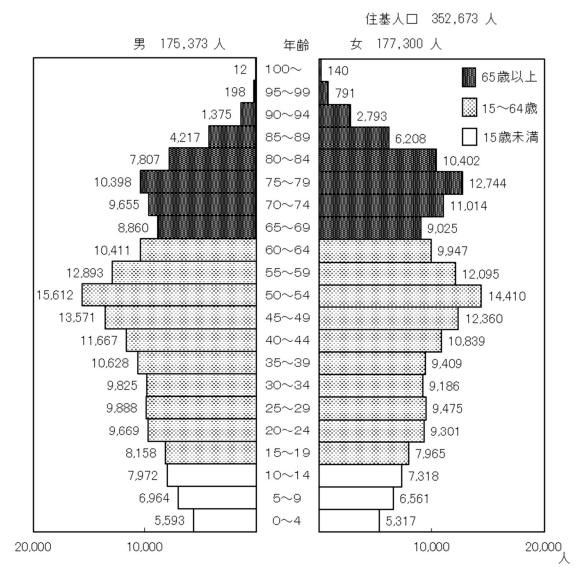
区分	A# 1 =	性	別	III +H+ ¼/.	人口密度	高齢化率
年 —	住基人口	男	女	世帯数	(人/km²)	(%)
大正11年(12月市制施行)	26, 695	13,030	13, 665	5, 696	2,003	
昭和14年(田面沢村合併)	38, 768	19,023	19, 745	7, 645	2, 258	•••
〃 25年	52,820	25, 735	27, 085	10, 765	3,005	•••
〃 30年(9か村合併)	104, 839	51, 402	53, 437	19, 799	953	•••
<i>"</i> 35年(4月1日現在)	110, 228	54, 227	56,001	21, 233	1,002	•••
〃 40年(〃)	124, 030	62,011	62,019	27, 679	1, 124	
』 45年(』)	161,900	81,928	79, 972	43, 213	1,484	•••
# 50年(#)	217, 812	110, 475	107, 337	63, 066	1,996	•••
# 55年(#)	251,678	127, 253	124, 425	74, 039	2, 307	•••
# 60年(#)	277, 345	140,021	137, 324	83, 812	2,542	•••
平成 2年 (")	298, 311	151,008	147, 303	95, 418	2,732	•••
# 7年(#)	318, 341	160, 995	157, 346	109, 011	2,916	•••
〃 12年(〃)	326, 773	164, 933	161,840	118, 907	2, 997	12. 35
〃 17年(〃)	332, 247	167, 341	164, 906	129, 055	3,004	16.01
〃 22年(〃)	340, 529	171, 235	169, 294	139, 821	3, 120	20.51
』 27年(』)	349, 388	175, 186	174, 202	150, 395	3, 202	24. 49
令和 2年 (")	353, 456	176, 711	176, 745	160, 831	3, 239	26.70
ッ 7年(ッ)	352, 673	175, 373	177, 300	170, 294	3, 232	27. 12

出典:川越市住民基本台帳

※ 平成24年7月の住民基本台帳法の改正により、住民基本台帳人口には、日本人だけでなく外国人についても含まれることになった。また、人口密度の算出において、分母に用いる市域の面積は当該年時点のものを用い、計測精度向上に伴う遡及修正は行っていない。



(2) 人口ピラミッド(令和7年4月1日現在)



出典:川越市住民基本台帳

(3) 人口動態総覧

単位: 数は人(ただし婚姻及び離婚は件) 率(合計特殊出生率を除く)は千分率

				合 計										
年	人口 (注1)	区分	出生	特 殊 出生率 (注2)	死亡	乳児 死亡	新生児 死亡	自然 増加	死産	自然	人工	周産期 死亡	婚 姻	離婚
1	354, 249	数	2, 337		3, 316	2	1	△979	64	22	42	6	1,682	594
	334, 249	率	6. 6	1.20	9.4	0.9	0.4	△2.8	26. 7	9. 2	17. 5	2.6	4. 7	1.7
2	323, 232	数	2, 314		3, 380	2	1	△1,066	53	22	31	8	1,369	470
	323, 232	率	7. 2	1.55	10.5	0.9	0.4	△3.3	22.4	9. 3	13. 1	3.4	4. 2	1.5
3	354, 970	数	2, 130		3, 610	1	1	△1,480	62	25	37	8	1,317	522
3	334, 970	率	6. 0	1.13	10.2	0.5	0.5	△4.2	28.3	11.4	16. 9	3. 7	3. 7	1.5
4	354, 827	数	2,066		3, 944	1	-	△1,878	44	17	27	7	1, 343	508
4	334, 621	率	5.8	1.10	11.1	0.5	-	△5.3	20.9	8. 1	12.8	3.4	3.8	1.4
5	354, 205	数	2,005		3, 973	2	-	△1968	44	20	24	8	1, 310	495
J	554, 205	率	5. 7	1.07	11.2	1.0	-	△5.6	21.5	9.8	11. 7	4.0	3. 7	1.4

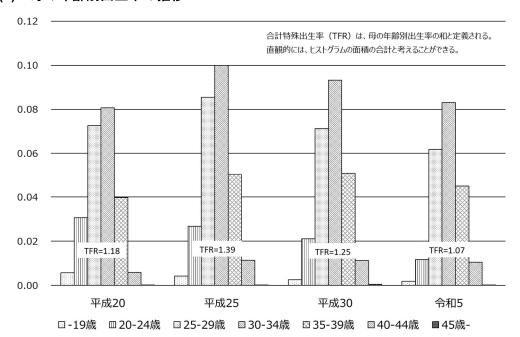
- (注1)合計特殊出生率を除く諸率の算出に用いた人口は、国勢調査年は総務省統計局による「国勢調査人口等基本集計」の日本人人口、それ以外の年は埼玉県総務部統計課「各年 10 月 1 日現在推計人口(総人口)」である。推計人口は直近の国勢調査人口を基準に、各月の出生・死亡数(自然増減)、転入・転出者数(社会増減)等を加減して算出したもので、住民基本台帳人口とは異なるのが通例である。(直近の国勢調査年は令和2年)
- (注2)合計特殊出生率の算出に用いた年齢階級別女子人口は、国勢調査年は総務省統計局による「国勢調査人口等基本集計」の日本人人口、それ以外の年は埼玉県総務部統計課による「各年1月1日現在埼玉県町(丁)字別人口(総人口)」である。そのため国勢調査年とそれ以外の年とで単純比較できないことに注意が必要である。(直近の国勢調査年は令和2年)
- (注3) 集計は暦年により、事件数は厚生労働省人口動態統計の値を用いた。

〈諸率の定義〉

出生率・死亡率・自然増加率・婚姻率・離婚率 =
$$\frac{4}{4}$$
 \times 1,000

死産率 (自然死産率・人工死産率) =
$$\frac{$$
死産 (自然・人工) 数 $}{$ 出産 (出生+死産) 数 $} \times 1,000$

(4) 母の年齢別出生率の推移



(参 考)

合計特殊出生率には二つの種類があり、本書に示したのは期間合計特殊出生率である。

期間合計特殊出生率:ある期間(1年間)の出生状況に着目したもので、その年における各年齢(15~49歳)の女性の出生率を合計したもの。女性人口の年齢構成の違いを除いた「その年の合計特殊出生率」として、年次比較、国際比較、地域比較に用いられている。本書では5歳階級別の出生数及び女性人口で算出し、5倍したものを合計している。算出に用いた15歳~19歳、及び45歳~49歳の出生数にはそれぞれ14歳以下、50歳以上を含んでいる。

コーホート合計特殊出生率:ある世代の出生状況に着目したもので、同一世代生まれ(コーホート)の女性の各年齢(15~49歳)の出生率を過去から積み上げたもの。「その世代の合計特殊出生率」である。

実際に「1人の女性が一生の間に生む子どもの数」はコーホート合計特殊出生率であるが、この値は、その世代が50歳に到達するまで得られないため、それに相当するものとして期間合計特殊出生率が一般に用いられている。なお、各年齢の出生率が世代(コーホート)によらず同じであれば、この二つの「合計特殊出生率」は同じ値になる。

ただし、晩婚化・晩産化が進行している状況等、各世代の結婚や出産の行動に違いがあり、各年齢の出生率が世代により異なる場合には、別々の世代の年齢別出生率の合計である期間合計特殊出生率は、同一世代のコーホート合計特殊出生率の値と異なることに注意が必要である。

(5) 死亡数(死因分類)

単位:人

年		計	悪 性 新生物	糖尿病	高血圧 性疾患	心疾患(高血 圧性を除く)	脳血管疾 患	肺炎	肝疾患	腎不全	老衰	不慮の 事 故	自殺	その他
1	川越市	3, 316	931	51	23	588	261	285	39	78	241	82	52	685
1	埼玉県	69, 537	19, 791	709	362	11, 117	4, 966	5, 677	900	1, 292	4, 884	1,602	1,078	17, 159
9	川越市	3, 380	973	54	36	547	241	237	42	72	284	66	51	777
	埼玉県	70, 758	20, 463	702	431	10, 857	4, 929	4,607	878	1, 398	5, 842	1, 528	1, 159	17, 964
2	川越市	3,610	1,066	36	42	587	296	237	32	78	324	67	54	791
J	埼玉県	75, 164	20, 576	730	407	11, 510	5, 188	4, 778	866	1, 476	6, 896	1,560	1,088	20,089
4	川越市	3, 944	1,008	44	58	660	288	224	37	83	375	101	78	988
4	埼玉県	82, 221	20, 635	830	528	12, 525	5, 199	4,640	902	1, 498	8, 444	1,874	1, 253	23, 893
5	川越市	3, 973	1, 016	44	62	623	269	212	36	87	420	79	66	1,059
o o	埼玉県	83, 597	21,009	798	500	12, 641	4, 992	4, 933	980	1, 495	9, 338	1,881	1, 294	23, 736

出典:厚生労働省人口動態統計

(6) 死亡数(5歳階級別、令和5年)

単位:人

	計	0歳	1~ 4歳	5~ 9歳	10~ 14歳	15~ 19歳	20~ 24歳	25~ 29歳		35~ 39歳				55~ 59歳		65~ 69歳	70~ 74歳			85~ 89歳			100歳 以上	不詳
計	3, 973	2	-	-	2	2	9	9	8	12	20	30	76	97	110	164	371	530	752	835	605	278	61	-
男	2, 196	2	_	_	2	1	5	7	5	10	15	20	51	66	81	122	246	328	442	452	251	82	8	_
女	1, 777	ı		-	-	1	4	2	3	2	5	10	25	31	29	42	125	202	310	383	354	196	53	-

出典:厚生労働省人口動態統計

(7) 令和 5 年 川越市死因別死亡数

コード	死 因	男	女	計
計		2, 196	1, 777	3, 973
01000	感染症及び寄生虫症	30	27	57
01100	腸管感染症	2	1	3
01200	結核	6	5	11
01201	呼吸器結核	6	2	8
01202	その他の結核	_	3	3
01300	敗血症	8	11	19
01400	ウイルス性肝炎	5	2	7
01401	B型ウイルス性肝炎	2		2
01402	C型ウイルス性肝炎	3	2	5
01403	その他のウイルス性肝炎	-	-	_
01500	ヒト免疫不全ウイルス [HIV] 病	-	-	_
01600	その他の感染症及び寄生虫症	9	8	17
02000	新生物<腫瘍>	633	418	1, 051
02100	悪性新生物<腫瘍>	613	403	1,016
02101	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍>	18	6	24
02102	食道の悪性新生物<腫瘍>	27	4	31
02103	胃の悪性新生物<腫瘍>	81	35	116
02104	結腸の悪性新生物<腫瘍>	51	50	101
02105	直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物<腫瘍>	23	9	32
02106	肝及び肝内胆管の悪性新生物<腫瘍>	37	12	49
02107	胆のう及びその他の胆道の悪性新生物<腫瘍>	18	14	32
02108	膵の悪性新生物<腫瘍>	55	61	116
02109	喉頭の悪性新生物<腫瘍>	2	-	2
02110	気管、気管支及び肺の悪性新生物<腫瘍>	145	57	202
02111	皮膚の悪性新生物<腫瘍>	2	4	6
02112	乳房の悪性新生物<腫瘍>	1	39	40
02113	子宮の悪性新生物<腫瘍>		17	17
02114	卵巣の悪性新生物<腫瘍>		14	14
02115	前立腺の悪性新生物<腫瘍>	37		37
02116	膀胱の悪性新生物<腫瘍>	17	6	23
02117	中枢神経系の悪性新生物<腫瘍>	1	3	4
02118	悪性リンパ腫	25	18	43
02119	白血病	18	9	27
02120	その他のリンパ組織、造血組織及び関連組織の 悪性新生物<腫瘍>	6	8	14
02121	その他の悪性新生物<腫瘍>	49	37	86
02200	その他の新生物<腫瘍>	20	15	35
02201	中枢神経系のその他の新生物<腫瘍>	1	3	4
02202	中枢神経系を除くその他の新生物<腫瘍>	19	12	31
03000	血液及び造血器の疾患並びに免疫機 構の障害	8	7	15
03100	貧血	5	7	12
03200	その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	3	-	3
04000		34	29	63
04100	糖尿病	26	18	44
04200	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	8	11	19

コード	死 因	男	女	計
05000	精神及び行動の障害	23	31	54
05100	血管性及び詳細不明の認知症	21	28	49
05200	その他の精神及び行動の障害	2	3	5
06000	神経系の疾患	78	64	142
06100	髄膜炎	-	_	
06200	春髄性筋萎縮症及び関連症候群	7	2	9
06300	パーキンソン病	23	15	38
06400	アルツハイマー病	20	28	48
06500	その他の神経系の疾患	28	19	47
07000	眼及び付属器の疾患	_	-	_
08000		_	-	_
09000	循環器系の疾患	554	473	1, 027
09100	高血圧性疾患	42	20	62
09101	高血圧性心疾患及び心腎疾患	26	13	39
09102	その他の高血圧性疾患	16	7	23
09200	心疾患(高血圧性を除く)	330	293	623
09201	慢性リウマチ性心疾患	1	2	3
09202	急性心筋梗塞 その他の虚血性心疾患	50	27	194
09203 09204	をの他の虚皿性心疾患 慢性非リウマチ性心内膜疾患	107 15	77 16	184 31
09204	心筋症	2	10	3
09206	不整脈及び伝導障害	42	31	73
09207	心不全	107	133	240
09208	その他の心疾患	6	6	12
09300	脳血管疾患	149	120	269
09301	くも膜下出血	7	11	18
09302	脳内出血	42	29	71
09303	脳梗塞	93	78	171
09304	その他の脳血管疾患	7	2	9
09400	大動脈瘤及び解離 その他の循環器系の疾患	22	29	51
09500	•	11	11	22
10000	呼吸器系の疾患	340	181	521
10100	インフルエンザ	1	3	4
10200	肺炎 急性気管支炎	130	82	212
10300	急性気管文炎 慢性閉塞性肺疾患	40	2	
10400 10500	喘息	49	1	51 2
10600	その他の呼吸器系の疾患	159	93	252
10601	誤嚥性肺炎	78	58	136
10602	間質性肺疾患	58	19	77
10603	その他の呼吸器系の疾患	23	16	39
11000	消化器系の疾患	66	56	122
11100	胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	4	7	11
11200	ヘルニア及び腸閉塞	12	8	20
11300	肝疾患	20	16	36
11301	肝硬変 (アルコール性を除く)	5	12	17
11302	その他の肝疾患	15	4	19
11400	その他の消化器系の疾患	30	25	55

コード	死 因	男	女	計
12000	皮膚及び皮下組織の疾患	5	5	10
H	筋骨格系及び結合組織の疾患	14	18	32
1	腎尿路生殖器系の疾患	71	56	127
14100	糸球体疾患及び腎尿細管間質性疾患	5	-	5
14200	腎不全	50	37	87
14201	急性腎不全	3	4	7
14202	慢性腎臓病	38	28	66
14203	詳細不明の腎不全	9	5	14
14300	その他の腎尿路生殖器系の疾患	16	19	35
H 1	妊娠、分娩及び産じょく		_	_
16000	周産期に発生した病態	_	_	_
16100	妊娠期間及び胎児発育に関連する障害		-	_
16200	出産外傷	-		_
16300	周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害 周産期に特異的な感染症		_	
16400 16500	周座期に特異的な感染症 胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	- +	_	
16600	その他の周産期に発生した病態		_	_
	先天奇形、変形及び染色体異常	1	4	5
17100	神経系の先天奇形	- +	1	1
17200	循環器系の先天奇形	1	1	2
17201	心臓の先天奇形	1	1	2
17202	その他の循環器系の先天奇形	-	-	_
17300	消化器系の先天奇形	-	-	_
17400	その他の先天奇形及び変形	-	2	2
1 20000	染色体異常、他に分類されないもの 症状、徴候及び異常臨床所見・異常 検査所見で他に分類されないもの	183	305	488
18100	老衰	136	284	420
18200	乳幼児突然死症候群	1	-	1
18300	その他の症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で 他に分類されないもの	46	21	67
20000	傷病及び死亡の外因	97	58	155
20100	不慮の事故	48	31	79
20101	交通事故	5	1	6
20102	転倒・転落・墜落 不慮の溺死及び溺水	13	14	27 13
20103	不慮の密見	6	6	12
20104	煙、火及び火炎への曝露	3	1	4
20106	有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露		-	
20107	その他の不慮の事故	14	3	17
20200	自殺	44	22	66
20300	他殺	-	1	1
20400	その他の外因 は か 日 か 田 っ _ い	5	4	104
	特殊目的用コード	59	45	104
22100 22200	重症急性呼吸器症候群[SARS] その他の特殊目的用コード	59		104
22200	新型コロナウイルス感染症	59	45 45	104
22201	新型コロナウイルス感染症ワクチン		- 40	104
	2 2 1 2 2 2 2 2			

出典:厚生労働省人口動態統計

8 医療従事者数

(1) 医療従事者数

各年 12 月 31 日現在

年	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師	歯科衛生士	歯科技工士
30	874	277	755	85	154	3, 198	768	284	56
2	920	298	758	90	167	3, 398	704	289	52
4	944	254	928	84	137	3, 267	576	147	21

出典:厚生労働省医師・歯科医師・薬剤師統計、埼玉県医療従事者届集計 (ともに隔年での統計)

- ※ 医師及び歯科医師の従事者数は、市内の医療施設の従事者
- ※ 薬剤師の従事者数は、市内の薬局・医療施設の従事者
- ※ その他の職種の従事者数は、市内で該当免許に係る業務に従事している者
- ※ 届出による(令和4年の届出から電子システムによる届出が可能となった)
- ※ 令和6年実績については本冊子作成時点で未公表

(2) 医師・歯科医師・薬剤師 (人口 10 万に対する医療従事者数)

令和 4 年 12 月 31 日現在

	医 師	歯 科 医 師	薬剤師	
川越市	261. 4	70. 1	205. 1	
埼玉県	180. 2	72. 1	190. 3	
全国	262. 1	81. 6	202. 7	

出典:厚生労働省医師・歯科医師・薬剤師統計(隔年での統計)

- ※ 医師及び歯科医師は医療施設従事者数、薬剤師は薬局及び医療施設従事者数
- ※ 従業地ベース
- ※ 令和6年実績については本冊子作成時点で未公表

I 概要等

9 母体保護統計

(1) 人工妊娠中絶年齢・妊娠週数別件数

各年度末現在 単位:件

年度	4	5				(3			
年齢	計	計	7週以前	8~11週	12~15週	16~19週	20~21週	不詳	計	構成比
20歳未満	13	6	7	3	2	2	=		14	9.7%
20~24歳	34	27	14	13	1	1	1	ı	30	20.7%
25~29歳	31	23	9	10	2	2	1	I	24	16.6%
30~34歳	32	29	12	4	-	7	5	İ	28	19.3%
35~39歳	34	36	12	8	1	4	6	I	31	21.4%
40~44歳	16	18	7	7	1	-	1	İ	16	11.0%
45~49歳	ı	2	1	1	-	-	-	I	2	1.4%
50歳以上	I	I	I	I	=	=	=	I	=	ı
不詳	ı	I	ı	ı	-	-	-	I	-	-
計	160	141	62	46	7	16	14	=	145	100.0%

[※] 市内医療機関からの報告を集計したもの(市外居住者を含む。)

Ⅱ 地域医療の推進

保健総務課

Ⅱ 地域医療の推進

1 地域医療従事者養成事業

(1) 地域保健実習の受入れ

医師や保健師学生等の地域保健実習の受入れ及び指導を行っている。

① 医師・歯科医師臨床研修受入れ状況

(実人員)

年度職種	2	3	4	5	6
医師	-	-	1	1	-
歯科医師	3	2	3	3	4
計	3	2	4	4	4

② 学生の実習受入れ状況

(実人員)

年度対象学生	2	3	4	5	6
医学生	1	1	2	1	1
保健師学生	14	12	14	18	19
助産師学生	-	-	-	-	4
看護師学生	6	1	-	7	47
栄養士学生	9	4	7	7	6
計	29	16	23	32	76

2 医事監視・指導

(1) 医療機関等施設数など

① 病院等

施設数は年度末現在

	į	施設種別	li]		年度	施設数	立入検査 件数	新規開設 立入検査	構造設備の (変更) 使用検査
					2	26	26		6
					3	26	27		6
病				院	4	24	25	l	4
					5	24	25	l	3
					6	24	24	ı	4
					2	209	5	9	1
					3	215	8	21	3
<u> </u>	般	診	療	所	4	220	8	11	1
					5	227	7	17	1
					6	223	6	12	
					2	187	_	5	_
					3	186	1	7	_
歯	科	診	療	所	4	184	1	3	
					5	183	1	5	
					6	181	2	8	
					2	6	_		
					3	7	_	1	
助		産		所	4	9	_		_
					5	9	_	l	
					6	9	_	l	
					2	6	3	-	1
					3	5	5	-	
衛	生	検	查	所	4	5	3		
					5	5	2		_
					6	6	3	1	1

② その他の施設等

年度末現在

	施設	と等利	重別		年度	施設等数
					2	64
					3	62
歯	科	技	工	所	4	62
					5	61
					6	59
					2	355
		術			3	356
施				所	4	365
					5	364
					6	366
					2	165
					3	173
出	張専	業	施術	者	4	176
					5	178
					6	184

(2) 医療安全支援センター (保健総務課内)

医療法の規定に基づき、医療に関する患者・住民の苦情・心配や相談に対応するとともに、医療機関、患者・住民に対して、医療安全に関する助言及び情報提供等を行っている。

(相談件数)

年度	健康・病気 に関するこ と		医療機関に おける対 応・接遇に 関すること	医療費(診療報酬)等に関すること	医療機関の 案内に関す ること	その他	合計
2	1	26	64	7	7	40	145
3	3	23	80	8	8	28	150
4	3	31	83	11	6	42	176
5	2	37	118	8	11	18	194
6	9	60	109	16	18	71	283

(3) 救急告示医療機関関係事務

救急業務に関する協力医療機関の申出を受け付け、埼玉県への送付事務を行い、救 急医療体制の整備を推進している。

池袋病院

带津三敬病院

康正会病院

埼玉医科大学総合医療センター

赤心堂病院

本川越病院

三井病院

南古谷病院

武蔵野総合病院

川越救急クリニック

しらさき川越クリニック

(令和7年4月現在。9病院、2診療所)

救急医療機関

Ⅱ 地域医療の推進

3 薬事監視·指導

(1) 薬事関係施設数など

施設数は年度末現在

		年度	6	2	ç	3	4	1		<u> </u>	(
種別	リ・業態等		施設数	立入 検査 件数	施設数	立入 検査 件数	施設数	立入 検査 件数	施設数	立入 検査 件数	施設数	立入 検査 件数
	薬	司	150	40	155	29	157	41	164	36	167	56
医薬	店舗販売	業	65	10	68	20	68	23	71	17	70	21
品品	卸売販売	業	56	14	51	6	47	29	42	13	42	13
	薬種商販	売業	1	_	_	_	_	_	_	_	_	
<u></u>	高度管理 医療機器	販売業	192	47	202	32	201	75	213	52	218	66
医療	医療機奋 等	貸与業	94	23	96	12	99	39	101	27	107	31
機器	管理 医療機器	販売業	472	25	497	33	505	34	524	28	535	43
пп		貸与業	47	25	49	33	50	34	52	28	53	41
	医療等 販売業		4		5	1	5	7	5	3	5	1
±	一般販売	業	105	20	100	18	99	43	98	22	95	23
毒物	農業用品 販売 美	目 業	11	1	11	2	9	5	9	1	8	1
劇物		特定品目		2	4	1	4	_	3	_	3	0
7//	業務上取扱者		1	1	1	_	1	1	1	1	1	1
温泉	利用施	設	5 (35)	(-) -	6 (41)	(-)	6 (41)	(-)	6 (41)	(-)	6 (41)	(-)

[※] 卸売販売業には卸売一般販売業・みなし卸売販売業を含む。

(2) 無承認無許可医薬品対策

健康食品等を試買し、医薬品成分の含有について検査している。

無承認無許可医薬品試買検査

年度	区分	検 査 項 目 名	検体数	検査 項目数	検出 数
2	強壮標ぼう健康食		_		
	痩身標ぼう健康食		_		
3	強壮標ぼう健康食	記 シルデナフィル、ヨヒンビン	2	4	_
3	痩身標ぼう健康食	フェンフルラミン、シブトラミン、マジンドール、ヨヒンビン	11	44	_
4	強壮標ぼう健康食	記 シルデナフィル、ヨヒンビン	2	4	_
4	痩身標ぼう健康食	フェンフルラミン、シブトラミン、マジンドール、ヨヒンビン	11	44	_
5	強壮標ぼう健康食	記 シルデナフィル、ヨヒンビン	2	4	_
5	痩身標ぼう健康食	フェンフルラミン、シブトラミン、マジンドール、ヨヒンビン	11	44	_
6	強壮標ぼう健康食	記シルデナフィル、ヨヒンビン	2	4	_
0	痩身標ぼう健康食	コ ロ フェンフルラミン、シブトラミン、マジンドール、ヨヒンビン	11	44	_

[※] 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施せず

[※] 一般販売業には卸売一般販売業を含まない。 ※ 温泉の利用施設の () 内は、許可施設 (浴槽) の数

(3) 家庭用品安全対策

家庭用品を試買し、有害物質の含有について検査している。

家庭用品試買検査

年度	品目	検査項目	検体数	基準超過数
2	乳幼児用繊維製品	_	1	
3	乳幼児用繊維製品	ホルムアルデヒド	12	_
4	乳幼児用繊維製品	ホルムアルデヒド	12	_
5	乳幼児用繊維製品	ホルムアルデヒド	12	_
6	乳幼児用繊維製品	ホルムアルデヒド	12	_

[※] 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施せず

(4) 献血推進

市民への献血思想の普及に努めるとともに、埼玉県などとの連携を図りながら埼玉県赤十字血液センターの献血事業を支援している。

移動採血車による献血状況

年度	目標数 (人)	献血者数(人)	達成率 (%)
2	3, 755	1,977	52.6
3	3, 744	2, 150	57. 4
4	3, 486	2, 691	77. 2
5	3, 110	2, 317	74. 5
6	2, 769	2, 327	84.0

(5) 薬物乱用防止

薬物乱用防止の啓発広報やイベント会場での啓発活動を行うほか、埼玉県坂戸保健所管内薬物乱用防止指導員協議会に参画して管内保健所(坂戸保健所・川越市保健所)合同で街頭キャンペーンを行うなど、薬物乱用防止の啓発に努めている。

Ⅱ 地域医療の推進

4 医療施設数及び病床数

(1) 医療施設数

年度	区分	病院	一般診療所	歯科診療所	計
	川越市	26	212	186	424
2	県	342	4, 383	3, 542	8, 267
	国	8, 238	102, 612	67, 874	178, 724
	川越市	26	213	185	424
3	県	343	4, 470	3, 550	8, 363
	国	8, 205	104, 292	67, 899	180, 396
	川越市	24	219	185	428
4	県	342	4, 495	3, 542	8, 379
	国	8, 156	105, 182	67, 755	181, 093
	川越市	24	223	184	431
5	県	342	4,530	3, 510	8, 382
	国	8, 122	104, 894	66, 818	179, 834
6	川越市	24	225	182	431
	県	•••	•••	•••	•••
	国	•••	•••	•••	•••

※市は、12月31日現在(市保健所調べ)

※県・国は、10月1日現在(医療施設調査より)

(2) 病床数

左座			病	院		一般	=
年度	区分	一般	療養	その他	小計	診療所	耳
	川越市	2,341	919	1,069	4,329	121	4,450
2	県	37,823	11,134	13,977	62,934	2,559	65,493
	国	887,920	289,114	330,492	1,507,526	86,046	1,593,572
	川越市	2,365	919	1,067	4,351	140	4,491
3	県	37,810	11,078	13,969	62,857	2,540	65,397
	国	886,056	284,662	329,339	1,500,057	83,668	1,583,725
	川越市	2,332	919	1,067	4,318	140	4,458
4	県	37,849	11,095	13,946	62,890	2,418	65,308
	国	886,663	278,694	327,600	1,492,957	80,436	1,573,393
	川越市	2,302	885	1,065	4,252	140	4,392
5	県	38,093	11,043	13,811	62,947	2,351	65,298
	玉	882,862	273,745	324,576	1,481,183	75,780	1,556,963
	川越市	2,330	885	1,064	4,279	130	4,409
6	県	•••	•••	•••	•••	•••	•••
	玉	•••	•••	•••	•••	•••	•••

※歯科診療所を除く (川越市内には病床を設けた歯科診療所はない。)。

※市は、12月31日現在(市保健所調べ)

※県・国は、10月1日現在(医療施設調査より)

※「その他」は、精神病床、結核病床又は感染症病床を指す。

5 衛生関係免許受付件数

(1) 厚生労働大臣免許

単位:件

年度	4	5			6		
免許の種類	計	計	新規	書換 (名簿訂正 のみを含む)	再交付	抹消 (消除)	計
医 師	29	33	20	16	1	-	37
歯科医師	8	5	12	3	2	1	18
薬 剤 師	73	60	24	30	1	-	55
管理栄養士	40	22	20	14	1	-	35
保健師	35	29	21	9	ı	-	30
助産師	15	17	25	6	-	-	31
看護師	303	302	227	99	16	ı	342
診療放射線技師	15	16	7	3	ı	ı	10
臨床検査技師	30	28	16	11	1	-	28
衛生検査技師	ı	2		_	ı	ı	-
理学療法士	56	55	45	18	4	-	67
作業療法士	18	28	9	11	1	-	21
視能訓練士	4	4	1	-	-	-	1
計	626	601	427	220	27	1	675

(2) 県知事免許

単位:件

年度	4	5	6						
免許の種類	盐	盐	新規	書換 (名簿訂正 のみを含む)	再交付	抹消 (消除)	計		
調理師	102	69	41	15	8	-	64		
製菓衛生師	5	4	6	1	-	-	7		
クリーニング師	1	2	1	_	-		1		
准看護師(除他県)	92	79	69	14	2	-	85		
他県准看護師	3	2		2	3	-	5		
栄養士	46	44	17	21	2	-	40		
登録販売者	58	57	46	5	1	_	52		
計	307	257	180	58	16	_	254		

Ⅱ 地域医療の推進

保健予防課

1 精神保健福祉

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、疾病と障害をあわせもつ精神 障害者及び精神保健に関する課題を抱える者の早期治療の促進、地域社会での自立と 社会参加の促進を目的に、相談支援や正しい知識の啓発の事業を実施している。

(1) 精神保健福祉相談

① 精神保健福祉専門相談

内 容 精神科医がこころの健康に関する相談を受け、問題解決に向け、方向 性をアドバイスする。(毎月1回相談日を設定)

対 象 市民、関係機関

年 度	2	3	4	5	6
実施回数(回)	8	7	6	10	6
延来所者数(人)	11	16	13	20	9

② 訪問指導

内 容 精神保健福祉士・保健師が家庭訪問をして生活上の問題を解決するための方向性をアドバイスする。

対 象 市民

単位:人

年	. <u>j</u>	度	2	3	4	5	6
実	人	数	212	202	180	222	161
延	人	数	1,019	782	675	830	635

③ 精神保健福祉相談

内 容 精神保健福祉士・保健師が市民のこころの健康に関することや、精神 保健福祉に関する相談を随時受け、問題解決に向けてアドバイスする。

対 象 市民

単位:人

年 度	2	3	4	5	6
相談者延人数	7,882	5, 631	4, 082	4, 923	4, 526
訪問相談 ※	1,019	782	675	830	635
面接相談	586	515	336	397	440
電話相談	6, 261	4, 314	3, 048	3, 675	3, 408
メール相談	16	20	23	21	43

※ ②訪問指導 延人数の再掲

④ うつに関する相談

内 容 うつに関する相談を受けることで、うつ病の予防及び治療継続や回復 への支援を図る。原則月2回開催

対 象 市民

年 度	2	3	4	5	6
実施回数(回)	12	15	8	12	8
延来所者数(人)	24	23	9	16	17

⑤ アルコールに関する相談

内 容 アルコールが自殺を引き寄せることからアルコール関連問題の相談を 受けることで、アルコール依存症の予防、治療継続や回復への支援を 図る。原則月1回開催

対 象 市民

年 度	2	3	4	5	6
実施回数(回)	6	5	9	5	3
延来所者数(人)	16	9	12	7	6

⑥ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による申請や通報の状況

単位:件

年度	2	3	4	5	6
法第22条					
法第23条	66	83	55	48	37
法第24条	2	6	7	11	5

[※] 埼玉県坂戸保健所が実施する措置診察への協力

(2) 青年期ひきこもり事業

① ひきこもり親の会

内 容 ひきこもりの家族をもつ親たちが、ひきこもりについて理解し、家族の対応を学び、家族同士の意見を交換する中で自助機能を高め問題解 決を図る。原則隔月開催

対 象 ひきこもりの当事者を抱える家族

年 度	2	3	4	5	6
実施回数(回)	_	1	6	6	6
延参加者数(家族)		7	18	22	21
延参加者数(人)		7	19	23	22

② ひきこもり公開講座

内 容 ひきこもりに関する正しい理解と知識の普及を図る。

対 象 市民

年 度	2	3	4	5	6
実施回数(回)	_		1	1	1
延参加者数(人)			30	27	67

(3) 普及啓発・組織支援

① 普及啓発

内 容 精神保健福祉や自殺対策に関する正しい理解と知識の普及を図る。

令和6年度

		一
内容	部数	対象
広報川越5月号に『心の健康状態をチェック 心身の健康を守るためのガイド』の特集記事を掲載	ı	市民
広報川越9月号に『9月10日〜16日は自殺予 防週間』の記事を掲載	ı	市民
『川越市民のしおり』に自殺の相談窓口を 掲載	ı	市民
鉄道3社による「命の大切さを伝える」鉄 道ポスター展	ı	川越駅・本川越駅 利用者
鉄道3社・埼玉いのちの電話による「命の 大切さを伝える」鉄道街頭キャンペーンに て啓発カード入りティッシュ配布	3,500部	川越駅・本川越駅 利用者
相談窓口リーフレット配布	1,200部	庁内関係各課、市民セ ンター、学校等
相談窓口周知用マグネットシートの公用車への掲示	121部	庁内関係各課

メンタルヘルス講演会

年 度	2	3	4	5	6
実施回数(回)	_		1	1	1
延参加者数(人)			20	44	227

ゲートキーパー養成研修

年 度	2	3	4	5	6
実施回数(回)		1	1	2	3
延参加者数(人)		16	17	69	148

② 自殺予防週間(9月10日~16日)、自殺対策強化月間(3月)の事業

内 容 駅における自殺防止キャンペーン

令和6年度は、JR川越駅、東武東上線川越駅及び西武新宿線本川越駅等で、9月10日~30日にポスター展を実施。また、3月18日に駅改札、出入口周辺で啓発カード入りティッシュ配布を実施。

③ 出前講座

内 容 自殺対策や精神保健福祉に関する講座を行い、人材養成及び普及啓発 を行う。

	年	度	6	2	3		4		5		6
実加	也 回	数(回)		_		1		1	4	:	4
延参	≵加え	皆数(人)				23		/	111		100

[※] 令和2年度及び令和4年度は依頼なしのため未実施

④ 精神保健福祉関係機関研修

内 容 地域保健に携わる関係職員が精神保健福祉に関する知識を深め、相談 技術の向上と、連携の強化を図る。

年 度	2	3	4	5	6
実施回数(回)	_	1	1	1	1
延参加者数(人)		9	16	27	36

[※] 令和3年度及び令和4年度は、⑤精神保健福祉連絡会議と同時開催

⑤ 精神保健福祉連絡会議

内 容 法改正と現状を踏まえ、連絡会議を通じて精神科病院と地域援助事業者、行政機関との連携を強化し、地域課題に対して問題意識を高め、 地域づくりのネットワーク構築を図る。

年 度	2	3	4	5	6
実施回数(回)	1	1	1	1	1
延参加者数(人)	37	9	16	25	44

[※] 令和3年度及び令和4年度は、④精神保健福祉関係機関研修と同時開催

⑥ 精神保健福祉家族教室(統合失調症編)

内 容 統合失調症を抱える家族に必要な知識や情報を提供し、家族同士の悩 みをわかちあう機会とする。3回1クールで年1クール実施

対 象 市内在住で主に統合失調症を抱える家族

会 場 川越市保健所

年 度	2	3	4	5	6
実施回数(回)			1	3	3
延参加者数(人)			38	83	76

[※] 令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により1回1クールで実施

2 結核対策

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。) に基づき、結核患者に適正な医療を提供し、費用負担の軽減を図るよう事業を実施する。

また、市民への結核に対する正しい知識の普及啓発を行い、結核患者家族等に対しては健康診断を行う等、結核のまん延防止を図る。

(1) 定期健康診断

感染症法第53条の2に基づく健康診断の報告数

令和6年度 単位:人

		中坐土	₩₩ E	施設	の長	市町	村長
		事業者	学校長	刑事施設	社会福祉 施 設	65歳以上	その他
健康	診断受診者数	11, 367	2, 519	500	754	1,063	ı
間	接撮影者数	1, 144	382	-	152		ı
直	接撮影者数	10, 223	2, 137	500	602	1,063	1
かくこ	たん検査者数	9	_	_	_	203	
QF	T検査者数		_	_	_		
被	結核患者	_	_	_	_	_	_
発見者	潜在性結核感染者	_	_	_	_	_	_
数	結核発病のおそれが あると診断された者	_	_	_	_	_	_

(2) 接触者の健康診断及び治療が終了した結核患者の管理検診

感染症法第17条に基づく結核患者の家族、同居者及び結核患者の接触者に対する 健康診断並びに感染症法第53条の13に基づく治療が終了した結核患者に対する管理 検診

年 度	2	3	4	5	6
開催回数(回)	16	17	15	15	11
来所人数(人)	48	36	37	29	33
受診券使用 (件)	9	4	2	5	2

令和6年度 単位:人

	受診	ツベルクリン	間接	直接	喀痰		判	定結	果		QFT	
	者数	クリン 反応	撮影	撮影 検査		査 正常 要医療		予防内服 経過観察		その他	検査	
管理検診 (本人)	6		I	6	I	6	ı	I	I	I		
家族	8		1	8		6	1	1			54	
家 族 以 外 (事業所等)	18	_		18	ı	1		16	1		454	
計	32	_	-	32	_	13	1	17	1	_	508	

(3) 登録患者数(結核)

① 年齢階級別新規登録結核患者

令和6年 単位:人

			活 動 性 結 核												
			j	肺 結 核	活動性	ŧ			潜 在 性 結核感染症						
	総数		П	客痰塗抹陽性	ŧ		-++- BV 14	肺外結核							
	小心	総数	総数	初回治療 再治療		その他の 結核菌陽性	歯陰性・ その他	活動性	治療中						
総数	27	18	9	9	ı	7	2	9	25						
男	15	10	4	4	_	5	1	5	15						
女	12	8	5	5	_	2	1	4	10						
0~4歳	-	-	-	-	-	_	_	_	3						
$5 \sim 9$	I	ı	ı	ı	ı	_	_	_	3						
10~14	1	1	-	-	1	_	_	_	_						
15~19	-	1	ı	ı	1	_	_	_	1						
20~29	4	3	2	2	1	_	1	1	5						
30~39	-	1	ı	ı	1	_	_	_	2						
40~49	1	1	-	-	-	_	_	1	3						
50~59	-		_	-	-	_	_	_	_						
60~69	4	4	2	2	1	2	_	_	2						
70歳以上	18	11	5	5	_	5	1	7	6						
年齢不詳	_	_	_	_	_	_	_	_							
80歳以上(再掲)	14	8	4	4	_	3	1	6	_						

② 病類による登録時患者分類(結核)

令和6年 単位:人

																	11	7004	平	匹・八
総	肺	気	結咽	粟	結	結	結肺	結他	結	腸	脊	結他	腎	性	皮	眼	耳	結	結	のそ
	結	管支結	頭 • 喉	粒結	核性胸膜	核性膿	門リンパ	のリンパ	核性髄膜	結	椎結	の 骨 ・ 関	・尿路結	器結	膚結	の結	の結	核性腹膜	核性心膜	の他の臓
数	核	核	核頭	核	炎	胸	核節	核節	炎	核	核	核節	核	核	核	核	核	炎	炎	核器
27	20	-	-	2	5	-	_	1	1	3	١	ı	-	-	-	_	-	2	-	3

[※] 重複計上あり

③ 年末時患者登録数・受療状況(結核)

令和6年12月31日現在 単位:人

				ì	活動性	生 結 核	ķ					潜在性結核感染症			
				肺	結 核	活 動	性			不活動性結核					
	総数	総数		登録甲	寺喀痰塗 技	末陽性	登録時そ	登録時菌	肺外結核		活動性 不明				
		和公女久	総数	総数	初回 治療		の他の結核菌陽性	結 陰性・そ 計性 の他	陰性・そ	陰性・そ	活動性			治療中	観察中
総 数	61	14	9	4	4	-	3	2	5	30	17	19	8		
男	33	3	2	_	-	-	1	1	1	16	14	12	4		
女	28	11	7	4	4	-	2	1	4	14	3	7	4		
入 院 中	6	6	4	3	3	-	1	_	2	_	_	_	_		
外来治療中	14	8	5	1	1	-	2	2	3	-	6	19	_		
治療なし	40	1	1	-	_	-	_	-	_	30	10	_	8		
不 明	1	-	-	-	I	-	_	_	I	ı	1	-	_		

(4) 感染症診査協議会及び結核医療費公費負担件数

感染症法第37条及び第37条の2に基づく申請のあったものについて感染症診査協議会(非公開)を開催し、感染症患者の適正な治療と公費負担制度の適用について診査する。

① 感染症診査協議会

	年	度		2	3	4	5	6
開	催	口	数	24	23	23	24	24
37 条	の 2 (通	院)診査	件数	63	58	61	71	84
37 条	(入院)診査	件 数	39	50	44	34	40

② 結核医療公費負担件数

単位:件

					<u>+1</u> □. 11
年 度	2	3	4	5	6
37条の2(通院)支払	395	343	309	421	425
37 条 (入 院) 支 払	40	57	46	43	45

(5) 結核患者・接触者等の調査・相談

結核患者に対しては療養支援を実施し、家族等に対しては検診の案内等継続的に 相談を受ける。

① 結核患者、接触者に対する調査・相談

単位:件

年 度	2	3	4	5	6
面接による調査・相談	32	24	30	57	77
電話・メール等による相談	739	468	705	729	684

② 結核患者の病状管理

結核患者の病状管理のために、医師・結核患者本人への文書等による調査を実施する。

単位:件

年 度	2	3	4	5	6
医師への定期病状調査	_		1		_
患者本人への体調確認調査	107	96	82	86	80

(6) DOTS (直接服薬確認療法) 事業

感染症法第53条の14に基づき、結核患者本人や結核患者を取り巻く状況を踏ま え、医療機関等関係者との連携により、包括的な服薬支援体制を整備し、治療中断 のリスクをなくし、結核患者の治療完了率の向上を図る。

① DOTS対象者総数:58人

感染症法第 37 条の 2 該当 : 44 人感染症法第 37 条該当 : 14 人

年齢別・性別

令和6年度

年 齢 別	性 別	(人)
年 齢	男	女
1歳未満	1	_
$1 \sim 9$	3	3
10 代		1
20 代	7	4
30 代	2	1
40 代	2	1
50 代	1	_
60 代	5	2
70 代	6	6
80 代	8	3
90 代	_	2
計	35	23

② 治療中断についてのリスク評価(重複計上)

令和6年度

リスク項目	人数(人)	58人中の割合 (%)
1. 喀痰塗抹陽性(登録時)	14	24 %
2. 再発	_	_
3. 薬剤耐性あり	2	3 %
4. 抗結核薬の副作用あり	6	10 %
5. 合併症あり	31	53 %
6. 抗結核薬 (PZA) の投与なし	33	57 %
7. アルコール問題あり	4	7 %
8. 治療中断歴あり		_
9. 精神・記憶・認知の障害あり	13	22 %
10. 高齢者 (80歳以上)	13	22 %
11. 外国人	14	24 %
12. 住所不定者	_	_
13. 服薬支援者なし	8	14 %
14. 服薬継続に影響する経済的問題あり	3	5 %
15. 通院継続に影響する問題あり	5	9 %
16. 院内DOTSの実施なし・37条の2含む	39	67 %

③ DOTS事業訪問等実施集計

令和6年度 単位:件

導入 訪問	来所面接	定期訪問		通 院 時 に お け る 面 接 D O T S	T E L D O T S	メ ー ル DOTS	F A X や 手紙等によ るDOTS	関係機関との調整
28	40	42	6	14	246	18	0	19

[※] 導入訪問は、問題確認等のため担当保健師と2人で訪問

[※] 関係機関との調整とは、例えばケアマネージャーとの連絡等

④ コホート検討会結果

治療期間終了の結核患者について、治療成績や支援方法について評価を行う。

令和6年度対象人数 38 人

単位:人

治			癒	6
治	療	完	了	26
転			出	ı
治	療	中	断	1
転	症	除	外	-
そ	0)	他	-
死			亡	5

(結核死亡 4人 、結核外死亡 1人)

(7) 結核予防費補助事業

感染症法に基づき私立学校等が行う結核定期健康診断に対し補助を行うことにより健診の受診率の向上を図る。

単位:件

	年	度		2	3	4	5	6
高	等	学	校	7	7	7	7	6
大			学	4	4	4	4	4
専	修	学	校	3	3	3	3	2
各	種	学	校			1		
軽	費 老 ノ	しホー	- A	1	1	1	1	1
特別	養護者	さ人ホ	ーム				4	2

3 感染症対策

感染症法に基づき、感染症予防のための各種事業を行い、感染の拡大を防止し、市 民の健康保持を図るとともに、感染症患者に対して適切な医療の提供を図る。

(1) 感染症発生届受理件数

新型インフルエンザ等、一類、二類(結核を除く)、三類、四類、五類感染症 (全数把握分)発生状況

令和6年度 単位:件

感 染 症 類 型	疾 患 名	件 数
新型インフルエンザ等 感 染 症	_	_
一類感染症	_	_
二類感染症	_	_
三 類 感 染 症	腸管出血性大腸菌感染症	3
	A型肝炎	1
	デング熱	2
四類感染症	マラリア	2
	類鼻疽	1
	レジオネラ症	7
	アメーバ赤痢	2
	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	1
	急性弛緩性麻痺	1
	急性脳炎	5
	クロイツフェルト・ヤコブ病	1
五類感染症(全数把握分)	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	4
	後天性免疫不全症候群(HIV感染症を含む)	2
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	2
	侵襲性肺炎球菌感染症	9
	梅毒	32
	百日咳	9

[※] 新型コロナウイルス感染症は、令和2年2月1日から指定感染症に指定され、その後、令和3年2月13日から新型インフルエンザ等感染症に位置づけられた。令和5年5月8日に感染症法上の位置づけが5類感染症に移行したことに伴い、発生届による陽性者の全数把握は終了した。

(2) 一類、二類 (結核を除く)、三類感染症の接触者健診及び本人陰性確認

令和6年度 単位:件

感染症類型	件数	疾 患 名 等	陽性者数
一類感染症	_		_
二類感染症	_		
三類感染症	178	腸管出血性大腸菌感染症(接触者及び本人陰性確認)	1

(3) 性感染症検査・相談

① 検査・相談回数及び合計人数

年 度	2	3	4	5	6
H I V 即 日 検 査 · 相 談 回 数	10	6	4	9	9
性感染症検査・相談(午後)回数	11	8	4	12	10
性感染症検査・相談(夜間)回数	11	8	4	12	10
性感染症相談・結果返し回数	11	8	4	12	10
来 所 相 談 合 計 人 数	186	178	115	294	241

※性感染症相談(結果返し)は、定例の他に受検者の日程に合わせて随時対応している。

② 検査別件数

単位:件

	年	E 度			2	3	4	5	6
Н	I V	即目	検	查	46	27	35	68	55
Н	I	V	検	查	134	145	80	216	182
梅	毒	栈		查	136	147	80	224	184
ク	ラミジ	ア抗	体 楨	查	135	143	80	218	180
С	型肝	炎 抗	体 検	查	129	134	79	207	175
В	型肝	炎 抗	原検	查	131	141	79	212	178

(4) 感染症電話等相談

単位:件

年 度	2	3	4	5	6
感 染 症 全 般 相 談	42, 133	16, 652	35, 854	2, 515	1, 539
性 感 染 症 相 談	107	94	456	141	82
計	42, 240	16, 746	36, 310	2, 656	1,621

(5) 感染症予防啓発研修会の開催

① 感染症予防啓発のための研修会

単位:件

年 度	2	3	4	5	6
実施回数(主催)	3	-	4	2	2
実施回数(共催)					2
実施回数 (依頼対応)	11	14	21	25	23

i 研修会(主催)

令和6年度

開催日時	研	修	名	•	講	師	対象者	参加人数
11月7日	教育施設等 埼玉医科大 小児科教授	学総合	医療セ	ンター	研修会		教育施設関係者	65
2月7日	福祉施設等 埼玉医科大 感染管理認	学総合[医療セ	ンター	感染		福祉施設関係者	31

ii 研修会(共催)

坂戸保健所及び東松山保健所との共催

令和6年度

開催日時	研	修	名	•	講	師	対象者	参加人数
12月3日	川越比企保 小川赤十字 感染管理認	病院		设向け原 寸和美日		†策研修会	福祉施設関係者	13
12月13日	丸木記念福	祉メデ	圏の施設向け感染症対策研修会 ィカルセンター 師 松本千秋氏				福祉施設関係者	34

iii 研修会(依頼対応)

令和6年度

											令和6年度
開催日時	研	修	名	•	講		師	対	象	者	参加人数
7月1日	性感染症予防に 埼玉医科大学地域		センター	医師	高橋幸子	氏		市内中生生徒・			142
7月4日	性感染症予防に 埼玉医科大学地域		センター	医師	高橋幸子	氏		市内中生生徒・			189
7月5日	性感染症予防に 埼玉医科大学地域		センター	医師	高橋幸子	氏		市内中生生徒・			106
7月11日	感染症の予防につ	ついて						市内福祉施設職員			12
8月21日	感染症について							市内高 生徒・			5
9月6日	性感染症予防に [・] 埼玉医科大学地域		センター	医師	高橋幸子	氏		市内中生生徒・			203
9月20日	性感染症予防に 埼玉医科大学地域		センター	医師	高橋幸子	氏		市内中 生徒・			127
11月11日	性感染症予防に 埼玉医科大学地域		センター	医師	高橋幸子	氏		市内中生生徒・			149
11月20日	性感染症予防に [*] 埼玉医科大学総合		ター産婦ノ	人科 🛭	医師 増子賃	子	氏	市内中生生徒・			112
11月27日	性感染症予防に [*] 埼玉医科大学総食		ター産婦ノ	人科 🛭	医師 増子賃	子	氏	市内中 生徒・			150
11月29日	性感染症予防に 埼玉医科大学地域		センター	医師	高橋幸子	氏		市内中生生徒・			173
12月3日	性感染症予防に [・] 埼玉医科大学地域		センター	医師	高橋幸子	氏		市内高 ^会 生徒・			175
12月3日	性感染症予防に [・] 埼玉医科大学地域		センター	医師	高橋幸子	氏		市内中生生徒・			209
12月6日	性感染症予防に 愛和病院 産婦。		石黒共人	氏				市内中4 生徒・			99
12月12日	性感染症予防に 埼玉医科大学地域		センター	医師	高橋幸子	氏		市内中学 生徒・			185
12月18日	性感染症予防に 埼玉医科大学総合		ター産婦』	人科 图	医師 増子第	子	氏	市内中4 生徒・			114
12月23日	性感染症予防に 埼玉医科大学地域		センター	医師	高橋幸子	氏		市内中学生徒・			169
1月14日	性感染症予防に 埼玉医科大学地域		センター	医師	高橋幸子	氏		市内中学 生徒・			144
1月28日	性感染症予防に 埼玉医科大学地域		センター	医師	高橋幸子	氏		市内中华 生徒・			121
2月6日	性感染症予防に 埼玉医科大学地域		センター	医師	高橋幸子	氏		市内中学生徒・			114
2月10日	性感染症予防に 埼玉医科大学地域		センター	医師	高橋幸子	氏		市内中学生徒・			76
3月4日	性感染症予防に 埼玉医科大学総合		ター産婦。	人科 🛭	医師 増子寛	子	氏	市内中生生徒・			90
3月7日	性感染症予防に 埼玉医科大学地域		センター	医師	高橋幸子	氏		市内中生生徒・			64

(6) 光化学スモッグ健康被害の受理及び相談

単位:件

		年	度			2	3	4	5	6
健	康	被	害	受	理	_	_	_	_	
電		話	相		談	_	_	_	_	_

IV 食品の安全性確保

食品 · 環境衛生課

Ⅳ 食品の安全性確保

1 食品衛生

飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業については、食品衛生法又は 食品衛生に関する条例(埼玉県条例。以下同じ。)の規定による許可を要する(埼玉 県条例の規定による許可は、令和3年6月1日付けで廃止となった。)。

川越市保健所では、食品等の衛生的安全性確保のため、営業許可申請時に施設の改善指導及び衛生教育を行うほか、管内食品衛生協会の育成指導を強化し、施設、食品等における自主管理の推進を行っている。

(1) 食品関係営業施設等数(業種数)の推移

単位: 件

					<u> </u>
年 度	2	3	4	5	6
食品営業許可を要する業種数	6, 102	3, 858	3, 787	3, 769	3, 749
法によるもの	5, 120	3, 858	3, 787	3, 769	3, 749
条例によるもの	982	-			
許可を要しない業種数	426	1, 782	1, 947	2, 087	2, 230
計	6, 528	5, 640	5, 734	5, 856	5, 979

(2) 食品衛生法に基づく許可施設数 (業種数)

食品衛生法の規定に基づき、以下の業種について、次のとおり許可した。なお、令和3年6月1日施行の食品衛生法の一部改正に伴い、旧食品衛生法(令和3年6月1日改正前の食品衛生法。以下「旧法」という。)及び改正食品衛生法(以下「新法」という。)に基づく営業許可に区分される。

① 旧法に基づく許可施設数(業種数)

令和6年度 単位:件

					単位:件
営業の種類	施設数	新規許可数	更新許可数	許可数計	廃業
飲食店営業/計	977				404
飲食店営業/一般食堂・レストラン等	228				89
飲食店営業/仕出し・弁当屋	24				11
飲食店営業/旅館	7				-
飲食店営業/その他	718				304
菓子製造業	150				71
乳処理業	-				-
特別牛乳搾取処理業	-				-
乳製品製造業	-				-
集乳業	-				-
魚介類販売業	20				ç
魚介類競り売り営業	_				-
魚肉練り製品製造業	-				-
食品の冷凍又は冷蔵業	8				2
缶詰又は瓶詰食品製造業	-				-
喫茶店営業	56				35
あん類製造業	-				-
アイスクリーム類製造業	2				-
乳類販売業	-				-
食肉処理業	6				6
食肉販売業	20				6
食肉製品製造業	4				-
乳酸菌飲料製造業	-				-
食用油脂製造業	1				-
マーガリン又はショートニング製造業	-				-
みそ製造業	1				_
しょうゆ製造業	1				_
ソース類製造業	_				-
酒類製造業	3				-
豆腐製造業	1				-
納豆製造業	2				-
麺類製造業	7				8
そうざい製造業	11				7
添加物製造業(法)	1				
清涼飲料水製造業	1				-
食品の放射線照射業	_				-
氷雪製造業	1				-
氷雪販売業	_				-
計	1, 273				549
H1	1,210		_	/	010

② 新法に基づく許可施設数 (業種数)

令和6年度 単位:件

飲食店営業/一般食堂・レストラン等						単位:件
飲食店営業/一般食堂・レストラン等	営業の種類	施設数	新規許可数	継続許可数	許可数計	廃業
飲食店営業/仕出し・弁当屋 32 6 - 6 飲食店営業/除館 5 飲食店営業/除館 5 飲食店営業/その他 1,637 390 - 390 2 2 調理の機能を有する自動販売機により食品 19 11 - 11 を	飲食店営業/計	2,015	481	-	481	37
飲食店営業/仕出し・弁当屋	飲食店営業/一般食堂・レストラン等	341	85	_	85	9
飲食店営業/旅館		32	6	-	6	-
飲食店営業/その他 1,637 390 - 390 2 調理の機能を有する自動販売機により食品 19 11 - 11 を調理し、調理された食品を販売する営業 49 9 - 9 魚介類販売業 46 8 - 8 魚介類競り売り営業 1	飲食店営業/旅館	5	_	-	_	1
調理の機能を有する自動販売機により食品 と	飲食店営業/その他	1,637	390	-	390	27
を調理し、調理された食品を販売する営業 49 9 - 9 会						0
食肉販売業 49 9 - 9		19	11	-	11	2
無介類競り売り営業 1	食肉販売業	49	9	-	9	2
集乳業	魚介類販売業	46	8	-	8	2
乳処理業	魚介類競り売り営業	1	-	-	-	_
乳処理業	集乳業	-	_	-	_	_
特別牛乳搾取処理業 7 1 1 1 1 1 2 6 品の放射線照射業 7 1 1 1 1 1 2 6 品の放射線照射業 217 46 46 46 7 イスクリーム類製造業 4	乳処理業	-	-	_	-	-
食用の放射線照射業	特別牛乳搾取処理業	-	_	-	_	_
東子製造業 217 46 - 46	食肉処理業	7	1	-	1	_
東子製造業 217 46 - 46	食品の放射線照射業	-	_	_	_	_
アイスクリーム類製造業		217	46	-	46	1
 乳製品製造業 ウー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		-	-	-	-	_
食肉製品製造業 5 1 - 1 水産製品製造業 - - - - 送票 - - - - 透卵製造業 - - - - 砂子又はしようゆ製造業 2 - - - 互腐製造業 - - - - 村の豆製造業 - - - - そうざい製造業 49 11 - 11 複合型そうざい製造業 49 11 - 11 複合型とうざい製造業 4 - - - 複合型冷凍食品製造業 1 1 - 1 漬物製造業 7 2 - 2 添加物製造業 7 2 - 2 添加物製造業 7 2 - 2	乳製品製造業	4	-	-	-	_
食肉製品製造業 5 1 - 1 水産製品製造業 - - - - 送票 - - - - 透卵製造業 - - - - 砂子又はしようゆ製造業 2 - - - 互腐製造業 - - - - 村の豆製造業 - - - - そうざい製造業 49 11 - 11 複合型そうざい製造業 49 11 - 11 複合型とうざい製造業 4 - - - 複合型冷凍食品製造業 1 1 - 1 漬物製造業 7 2 - 2 添加物製造業 7 2 - 2 添加物製造業 7 2 - 2	清涼飲料水製造業	-	-	_	-	-
水産製品製造業 12 3 - 3 ※が射製造業 - - - - 食用油脂製造業 1 - - - みそ又はしようゆ製造業 2 - - - 西類製造業 - - - - 耐豆製造業 17 7 - 7 そうざい製造業 49 11 - 11 複合型そうざい製造業 - - - - 海内凍食品製造業 4 - - - 複合型冷凍食品製造業 7 2 - 2 密封包装食品製造業 4 1 - 1 食品の小分け業 4 2 - 2 添加物製造業 7 2 - 2 ※加物製造業 7 2 - 2		5	1	-	1	_
 液卵製造業 ウー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	水産製品製造業	12	3	-	3	_
 液卵製造業 ウー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	氷雪製造業	-	-	-	-	_
みそ又はしょうゆ製造業 2 - - 西類製造業 5 - - 納豆製造業 - - - 麺類製造業 17 7 - 7 そうざい製造業 49 11 - 11 複合型そうざい製造業 - - - 冷凍食品製造業 4 - - 複合型冷凍食品製造業 1 1 - 1 漬物製造業 7 2 - 2 窓封包装食品製造業 4 1 - 1 食品の小分け業 4 2 - 2 添加物製造業 7 2 - 2	液卵製造業	-	-	_	-	-
みそ又はしょうゆ製造業 2 - - 西類製造業 5 - - 納豆製造業 - - - 麺類製造業 17 7 - 7 そうざい製造業 49 11 - 11 複合型そうざい製造業 - - - 冷凍食品製造業 4 - - 複合型冷凍食品製造業 1 1 - 1 漬物製造業 7 2 - 2 窓封包装食品製造業 4 1 - 1 食品の小分け業 4 2 - 2 添加物製造業 7 2 - 2	食用油脂製造業	1	_	-	_	_
豆腐製造業 5 - - 納豆製造業 - - - 麺類製造業 17 7 - 7 そうざい製造業 49 11 - 11 複合型そうざい製造業 - - - - 冷凍食品製造業 4 - - - 複合型冷凍食品製造業 1 1 - 1 漬物製造業 7 2 - 2 密封包装食品製造業 4 1 - 1 食品の小分け業 4 2 - 2 添加物製造業 7 2 - 2	みそ又はしょうゆ製造業	2	-	_	-	-
納豆製造業 - - - 麺類製造業 17 7 - 7 そうざい製造業 49 11 - 11 複合型そうざい製造業 - - - - 冷凍食品製造業 4 - - - 複合型冷凍食品製造業 1 1 - 1 漬物製造業 7 2 - 2 密封包装食品製造業 4 1 - 1 食品の小分け業 4 2 - 2 添加物製造業 7 2 - 2	酒類製造業	-	-	-	-	_
麺類製造業 17 7 - 7 そうざい製造業 49 11 - 11 複合型そうざい製造業 - - - - 冷凍食品製造業 1 1 - 1 漬物製造業 7 2 - 2 密封包装食品製造業 4 1 - 1 食品の小分け業 4 2 - 2 添加物製造業 7 2 - 2	豆腐製造業	5	-	_	-	_
そうざい製造業 49 11 - 11 複合型そうざい製造業 - - - - 冷凍食品製造業 4 - - - 複合型冷凍食品製造業 1 1 - 1 漬物製造業 7 2 - 2 密封包装食品製造業 4 1 - 1 食品の小分け業 4 2 - 2 添加物製造業 7 2 - 2	納豆製造業	-	-	_	-	-
複合型そうざい製造業	麺類製造業	17	7	_	7	1
複合型そうざい製造業	そうざい製造業	49	11	-	11	-
複合型冷凍食品製造業 1 1 - 1 漬物製造業 7 2 - 2 密封包装食品製造業 4 1 - 1 食品の小分け業 4 2 - 2 添加物製造業 7 2 - 2	複合型そうざい製造業	-	-	_	-	-
漬物製造業 7 2 - 2 密封包装食品製造業 4 1 - 1 食品の小分け業 4 2 - 2 添加物製造業 7 2 - 2	冷凍食品製造業	4	-	_	_	1
漬物製造業 7 2 - 2 密封包装食品製造業 4 1 - 1 食品の小分け業 4 2 - 2 添加物製造業 7 2 - 2	複合型冷凍食品製造業	1	1	_	1	_
密封包装食品製造業 4 1 - 1 食品の小分け業 4 2 - 2 添加物製造業 7 2 - 2	漬物製造業	7	2	-	2	_
食品の小分け業 4 2 - 2 添加物製造業 7 2 - 2	密封包装食品製造業	4	1	_	1	_
添加物製造業 7 2 - 2	食品の小分け業	4	2	-	2	_
	添加物製造業	7		_	2	-
	計	2, 476	586	-	586	46

(3) 新法に基づく届出施設数(業種数)

令和3年6月1日施行の食品衛生法の一部改正により、「営業許可」及び「届出対象外営業」に該当しない営業について、営業届出が規定された。これに伴い、川越市食品衛生法施行条例で規定していた届出については、令和3年6月1日付けで廃止となった。

令和6年度 単位:件

営業の種類	施設数	新規届出	廃業
魚介類販売業	138	1	3
食肉販売業	181	5	4
乳類販売業	391	1	9
氷雪販売業	1	-	_
コップ式自動販売機	347	49	2
弁当販売業	11	2	-
野菜果物販売業	68	9	3
米穀類販売業	37	-	-
通信販売・訪問販売による	1		
販売業	1	ı	_
コンビニエンスストア	67	5	1
百貨店、総合スーパー	78	6	2
自動販売機による販売業	130	14	4
その他の食料・飲料販売業	475	63	16
添加物製造・加工業	1	-	-
いわゆる健康食品の	3	1	
製造・加工業	ა	1	_
コーヒー製造・加工業	34	10	_
農産保存食料品製造・加工業	10	1	_
調味料製造・加工業	16	2	_
糖類製造・加工業	ı	ı	_
精穀・製粉業	7	1	_
製茶業	10	=	_
海藻製造・加工業	-	=	_
卵選別包装業	-	-	-
その他の食料品製造・加工業	55	4	-
行商	39	17	1
集団給食施設	115	7	2
器具、容器包装の製造・加工業	10	-	_
露天、仮設店舗等	1	_	_
その他	4	1	1
計	2, 230	198	48
			•

(4) 食中毒発生状況

令和6年度の食中毒発生状況は1件であった。

原因施設に対しては、営業停止等の行政処分、施設の消毒、従事者に対する衛生教育等を行い、被害の拡大防止及び再発防止に努めた。

川越市保健所では、飲食に起因する衛生上の危害発生の防止を図るため、飲食店、食品製造施設等に対する監視指導を行うほか、市内に流通する食品等の収去等を行い、食中毒発生防止に努めている。

令和6年度

発生日	摂食者数 (人)	患者数(人)	原因食品	病因物質	原因施設	措置
3月17日	4	3	不明	カンピロバクター	飲食店	営業停止3日間

(5) 食品等事業者、市民等に対する衛生教育

食品等事業者、市民等に対し、講習会の実施、食中毒予防キャンペーンを通じて、 正しい食品衛生知識の普及啓発に努めている。

	年度	2		3		4		5		6	
		回数 (回)	人数 (人)	回数 (回)	人数(人)	回数 (回)	人数(人)	回数 (回)	人数(人)	回数 (回)	人数(人)
従	事者	9	184	4	209	8	333	10	341	6	490
消	費者	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
そ	の他	1	2,000	1	2, 000	2	270	4	437	7	1,060
	計	10	2, 184	5	2, 209	10	603	14	778	13	1, 550

2 食品衛生監視業務

近年の食品製造及び加工技術の高度化、食品流通の広域化及び国際化、食品の多様化等に対処するため、計画的かつ効果的な食品監視及び科学的知見に基づいた衛生指導を推進し、各食品等事業者における自主管理体制の推進を基本とした監視、臨検、収去等(以下「監視等」という。)を実施している。

食品衛生監視業務概況

単位:件.検体

年 度			2	3	4	5	6
監視等	監視等業種数		1,606	665	1,024	1,066	1, 122
	無許可営業発見業種数		16	7	2	2	1
	違反施設発見数		61	7	19	5	5
	違反食品等発見数		I	I	ı	ı	1
収去等	収去等検体数	178	150	189	185	184	
	不適数	試験検査不適数	1	1	ı	ı	ı
		表示不適数	I	ı	I	5	3
		その他	I	I	ı	ı	1
		計	1	1	ı	5	3
行政処分	行政処分(食中毒処分を含む)			_	2	1	1

IV 食品の安全性確保

(1) 違反食品等又は苦情等に対する調査

違反食品等の発見若しくは通報又は苦情等があった場合は、原因究明を図りなが ら、改善の指導を行っている。

また、必要に応じて、食品等の回収、廃棄、営業停止等の措置をとり、被害の拡大防止及び再発防止に努めている。

① 違反食品

令和6年度

措置日	食品分類	違反内容	原因施設	措置
-	-	-	-	-

[※]食品衛生法に違反し、処分したものはなし。

② 苦情(施設、食品等)等の件数

令和6年度 単位・件

							<u> </u>
	表示	異 物	有症苦情	消費(賞味) 期限切れ	異味・異臭 腐敗・変敗	その他	合計
市内施設	13	17	33	13	6	69	151
市外施設	-	4	12	-	1	6	22
検査数	-	-	-	-	-	-	-

(2) 食品関係営業施設等に対する監視等及び指導

食品関係営業施設等に対する監視等及び指導を行い、食品等における衛生上の危害の発生防止に努めている。

① 旧法に基づく許可を要する営業施設に対する監視等の状況

777	14		/1.
単	111	•	件

					単位:件
年度	2	3	4	5	6
営業の種類	監視等延数	監視等延数	監視等延数	監視等延数	監視等延数
飲 食 店 営 業	434	131	258	182	157
菓 子 製 造 業	118	64	65	40	35
乳 処 理 業	_	ı	ı	I	ı
特別 牛乳 搾 取 処 理 業	_	_	_	-	_
乳製品製造業	3	2	2	ı	1
集乳業	_	_	_	-	-
魚 介 類 販 売 業	212	123	111	23	14
魚介類競り売り営業	10	7	8	_	_
魚 肉 練 り 製 品 製 造 業	_	-	-	_	-
食品の冷凍又は冷蔵業	3	5	10	7	2
缶詰又は瓶詰食品製造業	_	-	-	_	-
喫 茶 店 営 業	66	35	35	38	32
あん類製造業	21	21	13	3	_
アイスクリーム類製造業	1	1	1	1	-
乳 類 販 売 業	87	14	-	_	_
食 肉 処 理 業	26	19	16	8	1
食 肉 販 売 業	121	41	30	9	10
食肉製品製造業	_	3	5	2	_
乳酸菌飲料製造業	-	-	-	-	-
食用油脂製造業	1	1	1	1	1
マーガリン又はショートニング製造業	-	-	-	-	-
みそ製造業	-	-	-	-	-
しょうゆ製造業	2	2	-	1	-
ソ ー ス 類 製 造 業	-	-	-	-	-
酒 類 製 造 業	1	-	1	2	1
豆 腐 製 造 業	1	-	1	_	-
納 豆 製 造 業	1	1	1	-	-
麺 類 製 造 業	11	4	4	8	-
そうざい製造業	11	11	7	11	2
添加物製造業(法)	-	1	2	_	-
清涼飲料水製造業	3	1	2	_	1
食品の放射線照射業	-	_	-	_	-
氷 雪 製 造 業	-	-	-	-	-
氷 雪 販 売 業	-	-	-	-	-
計	1, 133	487	573	336	256

② 新法に基づく許可を要する営業施設に対する監視等の状況

				単位:件
年度	3	4	5	6
営業の種類	監視等延数	監視等延数	監視等延数	監視等延数
飲 食 店 営 業	5	68	159	245
調理の機能を有する自動販売機により 食品を調理し、調理された食品を 販売する営業	-	1	1	2
食 肉 販 売 業	1	6	20	35
魚 介 類 販 売 業	7	36	108	118
魚介類競り売り営業	_	2	8	7
集乳業	_	-	-	_
乳 処 理 業	_	ı	ı	-
特別 牛乳 搾取 処理業	_	1	1	-
食 肉 処 理 業	_	1	1	7
食品の放射線照射業	_	-	-	_
菓 子 製 造 業	3	21	43	41
アイスクリーム類製造業	_	_	_	_
乳 製 品 製 造 業	_	_	2	2
清涼飲料水製造業	_	_	_	_
食肉製品製造業	_	_	1	3
水 産 製 品 製 造 業	_	_	_	4
氷 雪 製 造 業	_	_	_	_
液 卵 製 造 業	_	_	_	_
食 用 油 脂 製 造 業	_	_	_	_
みそ又はしょうゆ製造業	_	_	_	1
酒 類 製 造 業	_			-
豆 腐 製 造 業	_	_	-	_
納 豆 製 造 業	_	_	1	_
麺 類 製 造 業	1	3	4	4
そうざい製造業	_	2	9	15
複合型そうざい製造業	_	_	_	_
冷凍食品製造業	_	_	_	1
複合型冷凍食品製造業	_	_	_	_
漬物製造業	_	_	1	3
密封包装食品製造業	_	_	_	_
食品の小分け業	_	_	_	_
添加物製造業	_	-	-	-
計	17	139	356	488

③ 食品衛生に関する条例に基づく許可を要する営業施設等に対する監視等の状況

年度	2	3	4	5	6
営業の種類	監視等延数	監視等延数	監視等延数	監視等延数	監視等延数
菓子種製造業	ı	ı			
こんにゃく類製造業	3	İ			
つけ物製造業	9	ı			
魚介類加工業	4	İ			
食料品販売業	438	49			
小計	454	49			
行商/計	I	1			
魚介類	ı	ı			
食料品					
豆腐	-	_			
計	454	49			

④ 川越市食品衛生法施行条例で規定していた届出施設に対する監視等の状況

④ 川越巾食品衛生法施行条例	州で規正し	しいに油口	他設に対	りの監視寺	の状況
					単位:件
年度	2	3	4	5	6
営業の種類	監視等延数	監視等延数	監視等延数	監視等延数	監視等延数
給食施設/計	11	3			
給食施設/学校	2	1			
給食施設/病院・診療所	=	=			
給食施設/事業所	-	2			
給食施設/その他	9	=			
食品、容器包装等製造業	8	=			
計	19	3			

⑤ 新法に基づく届出施設に対する監視等の状況

左连				<u> </u>
年度	3	4	5	6
営業の種類	監視等延数	監視等延数	監視等延数	監視等延数
魚介類販売業	3	7	8	8
食肉販売業	18	34	32	27
乳類販売業	20	44	36	42
氷雪販売業	_	-	-	_
コップ式自動販売機	11	9	15	28
弁当販売業	_	-	-	1
野菜果物販売業	20	89	90	91
米穀類販売業	5	_	-	-
通信販売・訪問販売による販売業	_	_	_	_
コンビニエンスストア	-	2	2	1
百貨店、総合スーパー	7	23	62	52
自動販売機による販売業	_	2	6	4
その他の食料・飲料販売業	16	71	94	85
添加物製造・加工業	-	-	_	_
いわゆる健康食品の製造・加工業	_	_	_	_
コーヒー製造・加工業	1	_	_	3
農産保存食料品製造・加工業	1	1	ı	ı
調味料製造・加工業	1	1	ı	1
糖類製造・加工業	1	1	ı	ı
精穀・製粉業	1	1	ı	ı
製茶業	_	_	-	-
海藻製造・加工業	_	_	_	_
卵選別包装業	_	_		_
その他の食料品製造・加工業	6	6	5	4
行商	_	_	_	_
集団給食施設	1	23	24	30
器具、容器包装の製造・加工業	_	_		
露天、仮設店舗等	_	-	_	_
その他	_	1	_	1
計	109	312	374	378

IV 食品の安全性確保

(3) 食品等の収去等

市内で製造、販売等される食品等について、収去等を実施している。

	食品分類	ı			1				_	-1		-																					_				\neg
	及加力规			介類				東食品					類加						• 卵			その					乳製品										
			魚	貝	そ			ét:		そ			魚	そ	1 1	淵	獣	鯨	卵	乾	非	特	加	そ	そ	そ	牛	生	部	加工	加工	そ	発	乳	乳	バタ	そ
					の			前		の		肉			の		鶏	肉		燥	加	定	熱	の		の				土乳	上乳		П				の
		_				/JH	נים	未	用	他	1/3	ハ 、	介	う		鶏	799	及		/srk	204	加	m	他	う	他			分	_	_	の	Н	酸			//la
		項目			他		Ŋμ	加	令	の	練	<i>ا</i>			の 5		類	び		食	熱		食	の		の				乳	乳		П			チ	他
		数			の	쐜	700		東				乾	ざ	魚	類					食	, MIX			ざ	肉			脱	脂	脂	他	酵	菌	飲	ブ	の
								加	鮮	冷	ŋ	ソュ			介		の	鯨		肉	_	食	肉	食		卵				肪 3	肪 3		Н			.	mi .
					水	Lord	111	熱	- 1	凍		1	製	L)	類	の		肉			肉	肉		肉	W	類			脂	%	%	の	П	飲		ク	乳
検	查項目				産			俊		食	製	セ	20		///	.,	内	製		製	製	製	製	製	ľ	加一			/314	未	以	1	П	"		IJ	製
			No.	wire*	47		- 1	121				1		view.	エ	_	mate		No.	н					No.	工	- N	en.	en.	満)	上		m.	del	dol	1	
検	体 数	184	類 24	類	物_	取 :	取_	取 3	類	品	品 10	ジ	品 5	類_	品	肉	臓	品	類_	品	品。	品	品	品	類_	品	乳_	乳_	乳_			乳_	乳	料_	料_	A 5	<u>m</u>
項	目 数	-		2			\dashv	-	7		50		30	_		204			_		27		64	_								H	10	\vdash		- 5	\dashv
供		-	310	3	-	-	7	7	-	-	-	-		_	H	204	_		_	_	21	_		_	_	_	-	-	_	_	-	H	10	$ec{-}$	-	- 5	-
		64	_	-1	-	-	-	-1	-		10	_	5	_			_		_	_	3	-	5	_	_	-	_	-	_	_	-	H	H	H	_	4	$\overline{}$
	着 色 料	156	_	-	_	_	-	_	-	_	_	-	_	-	-	-	-	_	-	-	-	-	24	_	-	-	_	-	-	_	-	\vdash	\vdash	\vdash		4	_
	保 存 料	242	_	-	-	_	-	_	-	-	30	_	15	-	-	-	-	-	-	-	9	-	15	-	-	-	-	-	-	-	-	_		\vdash	-	4	_
食品	糊料	-		-		_	-	_	-		-	-	-	-	H	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	_	Ŀ	-		니	ᆸ	-	_	_
添	漂 白 剤	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_		ഥ	-		-
加	発 色 剤	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	_	니	-	-	_	-
物	酸化防止剤	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-		-	-	-
	防かび剤	80	-	_	-	-	-	-[-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			-	-	-
	品 質 保 持 剤	5					[-				1	L-I		L-Ī		_				_	_			L-	_	L-	_	_	L-	-	L-	L-I	L-Ī			[
	その他の食品添加物	-	-	-	-	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	7
	細 菌 数	31	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-
	大 腸 菌 群	50	-	-	-	-	-	-	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	\neg	-
	E . c o 1 i	9	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	\exists	-
微	乳 酸 菌 数	5	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		5	_	-	寸	_
生物	その他の細菌検査	8	_	-	_	-	-	-	-	_	-	-		_	-	-	-	-	_	-	3	-		-	-	-	-	-	-	_	-		-		-	5	_
検	真 菌 類	_						_						_		-	_		_	-	-	-		_	_	_	_	-	-	-	-					\exists	-
查	病原細菌	87	10	1								_		_		_	-		_	-	6	-	10	-	_	-	-	_	-	_	-				_	\pm	_
	恒温試験		- 10	1	-	_	+	_	+	-				_		_	-		_		-		- 10	_	_	_	_	_		-		H	H	H		\pm	-
	+							-	-															_								H	H	H		\exists	\exists
	その他の微生物検査	-		-	-	4	-	7	-	-	-	-		-		-	-		-	_	-	-	H	_	_	_	_	-	_	_	-	H	H	H	-	4	\exists
	酸化・過酸化物価	10	=	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	_	-	-	-	-	-	_	-	\vdash	H	H	_	4	$\overline{-}$
	重 金 属	10		-	-	_	_	_	-	-	-	_	-	_		-	-	-	_	-	-	-	_	_	-	-	-	-	-	-	-	\vdash	\vdash	H	_	4	-
	抗 生 物 質	28	16	-	-	_	-	_	-	-	-	_	-	-	-	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			\dashv	_	_	_
	合成 抗菌 剤	394	232	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	162	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			-	-	_	-
o≠=	抗寄生虫剤	28	16	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	12	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			╚	-		-
汚	ホルモン剤	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	_	_	-		-
染	その他の動物用医薬品	42	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-
物	残 留 農 薬	2993	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-
	P C B	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水 銀 化 合 物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	放 射 能	12	12	-	-	-	-	-	-	-	-	,	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	有機スズ化合物	-	-	-	-	-	7	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	7	\exists
	その他の汚染物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カ	アフラトキシン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ビ毒	その他のカビ毒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	麻痺性貝毒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	_	-
貝虫	下痢性貝毒	-		-		-	7	-	-		-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	Н		П	-	\exists	7
毒	その他の貝毒	_				+	1		-					_					_	-	-		H	_	-	-	-	-		١.	-					\exists	\exists
遺	大豆	_				-							-	_			_	_	_	-	-		H	_	-	-	-	-		١.	-					\dashv	\exists
伝子:	ジャガイモ		\exists		_	+	\exists	+	1	_				_					_				Н	_	-	-	-	-		Η.			Н			\pm	-
組換	パパイヤ		\exists		-	+	-	+	-	1		-	\exists		Н	H	۲	\exists		H	H	H	H	_	H	-	H		H	H	H	Н	H	\vdash		+	亅
え食	ハ ハ イ ヤ ト ウ モ ロ コ シ		H	H	-}	7	-}	+	1	-}	-	-Ī		-	H	H			-	H		H	H		H	É	H		H	F		H	H	H		7	\exists
品	+		H	H	-1	7	7	7	-	-1	\dashv	-		-	H	-	-		-	-	H	H	H	_	F	-	F	-	H	Ë	H	H	H	H	-	7	\dashv
	乳等理化学試験	-	H	-	-	4	-	4	-	-	_	_		-	H	_	-	-	-	-	-	H	H	_	_	-	_	-	H	Ļ	-	H	H	H	-	4	4
	異 物	-	H	-	-	1	_	_	-	-		_	-	-	H	-	-	-	-	-	_		H	_	_	_	_	-		Ŀ	-	Н	H	H	_	4	4
7.	天 然 有 毒 物	3		-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-		-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-			\vdash	-	_	_
その	鮮 度 検 査	-	-		[-	-	_	-	[-	-	-		-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-			ᆸ	-	4	_
他	水 分 活 性	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		ᆸ	-	-	_	-
	蛍 光 染 料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		ᆸ	L	-	_	-
	キノコ鑑定試験	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
L	その他の化学物質			_						_				-	L-	_	_		_	_	-	_		_	_	_	_	-	_	L-	_	L-		L-Ī	_		
注)	() は不適数(表示不適等	針は含	主	d")	_		_			_									_			_									_			_	_		_

令和6年度

単位:検体.項目

乳板	II.A	アー	イス	クリ	_	ム類	参	類・	כמל	品		野	菜・	果如	勿 · ɔ	hn.T							-	加工	品名	÷					添力	口物	器!	↓・容	器句	装等				その	の他			\Box
乳	そ	ア	ア	ア	氷	_		ž ž			野		豆豆			潰		そ	牛	油	あ	そ			・	氷		缶	油	そ	食	~~	器	器	お		調	弁	弁		レ	そ	Š	そ
-10		イ	イ	1	1	の		1		の	~1	1.26	24	~		بعرا		の								1		ш	Uri				具	具	1	の	HIM	76	7.	HAH		`	,,,-	
	の	ス	ス	スク		他									Į,			他			h	の	\		の			١.		の	_	の				仙			当		1	の	き	
酸	他	ク	ク	リー		0		ĺ		他					う			の					涼	精						他	品	他	容	容器	ŧ.		味			理				
		IJ l	у 1	1		アノ			ŀ	の								野				他		作	他			瓶		の			器包	器	to		外		の	埋	ル	他	取	
菌	の	ム	л Д			イス		A	, 3	榖		実			ざ	け	茶	菜	菓	菓	ジ		飲				水				添	の	也装	包 装		具								の
	vGI	1 (_	へ デッ		ク			1	類								果			÷	の			の			詰		加		ar.	等	※	,		dot		惣	パ	1	の	ŋ	i
飲	乳	ハ	ソ	ッシ		IJ				加					V)			物			٠,		料	飲						エ	加	添	_	等(ち	11	料							i
BA	主	1	フ	ヤ		1												加			ム	菓	151		飲			商		品	Л	加	溶	材		器			菜		食	食	検	i
		k	1	1		ム				エ								工															出	質)		包								
料	原	_	_	\sim	菓	類	粗					類	類		類			品	子	子	類			料		雪			脂	等	物	物	_	_	や	装			類	ン	品	品	査	他
_	_	-	_	-	Ľ		1	+	8	3	21	-	_	10	-	5	-	-	15	2	-	6	5		-	-	-	3	-	-	-	-	5	-	-	-	5	-	_	-	-		30	_
-	-	-	_	-	Ŀ	-		- !	59	4	2327	-	_	726	-	20	-	-	60	4	-	36	120	10	-	-	-	27	-	-	-	-	25	-	-	-	45	_	-	-	-	-	120	-
-	-	-	-	-		-		-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	15	-	-	6	5	2	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	_	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-			-		18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	60	-	-	-	-	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-		-	T	-	-	-	-	-	-	-	-	15	-	-	45	-	-	18	40	6	-	-	-	9	-	-	-	-	-	-	-	-	40	-	-	-	-	-	_	-
-		-	-	-	Г	Τ	T	Ŧ	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	\exists
	\exists		Ι.			Η.	t	+	-	1	_	Ε.	-		-	Ι.	-	-	-	-	-	-		2	-	-	-	3	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	Ε.	\exists	\dashv	\exists
H				H	H	+	+	\pm	+	1		H	H		H		H					H		-				- 3	H				3			Н		H			H	\dashv	-	=
\vdash	4	_	\vdash	H	H	۲	+	+	7	-	_	F	H	-	<u> </u>	F	-	H	_	F	Ë	H	_	-	F	Ē	F	F	_	H	Ë	F	_	H	F	H	F	\vdash	H	_	H	\dashv	4	=
\vdash	_	-	-	L	1	H	1	1	1	-	-	Ľ	Ľ	-	1 -	-	1 -	Ľ	-	-	-	Ŀ	-	-	-	-	<u> </u>	Ľ	-	Ľ	-	<u> </u>	_	Ľ	-	_	_	Ľ	μ-	-	F	_	_	_
	-	-	_	-	Ľ	Ľ	1	1	-	-	-	-	_	60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	20	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-
_	-	-	-	-	1	Ŀ		-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
L-]	_	L-	<u>L</u> -	Ŀ	1	1	1	-[L-	L-	_	L-	L-	L-	L-	L -	L-	L-	L-	L-	_	L-	_	<u> </u>	L-	_	_	L-	<u> </u>	L-	_	L-	_	<u> </u>	L -	L-	_	L-	[]
-	-	-	-	-		-	Π	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30	-
-		-	-	-		1	Τ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		30	-
_	_	-			١.		t	1	1		_	-	l _	_	l -	-	l -	_	-	-	-	-	_	_	-	-	_	_	_	-	-	_	_	_	-	_	_	l _		_	-		\exists	
		_		\vdash	H	+	H	+	+		_				 			-	<u> </u>	_	-	_	_			-	-				_	-	_		_	H	-		-			\exists	\dashv	\dashv
Ē	-			1		-	-	1	7			_		_		_	H		_				_		_	<u> </u>	_					_	_		_	H	_			_		\exists	\dashv	\exists
_	_	_	_	-	Ľ	-	1	1	4	-	_	-	_	-	-	-	_	-	-	_	_	_	_	_	-	-	-	_	_	-	_	-	-	_	_	-	-		_	-	-	\dashv	_	_
-	-	-	-	-	_	_	L	-	_	-	-	-	<u> </u>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<u> </u>	<u> </u>	-	-	_	-	
-	-	-	-	-				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	60	-
-	-	-	-	-			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-		-	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
_	_	-	-	-		-	T	-	-	-	_	-	_	_	-	-	-	-	-	-	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	_	_	-	_	_	-
_	_	-			Ι.		t	1	1		_	-	1 _	-	-	-	l -	_	-	_	-	-	-	_	-	_	_	_	-	-	-	_	_	_	-	_	_	l _		-	-		\exists	
				<u> </u>	H	1	t	+	$^{+}$																																	\exists	-	=
	-			 		+	╁	+	7	\dashv	_						H		-	_		H	_	H		-	H		H			H	_		_		H		H	<u> </u>		\dashv	\dashv	\exists
_	-	-	-	-	l i	1	1	1	1	-	_	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-1	_	-
-	_	-	_	-	Ľ	-	1	_	1	-	-	-	<u> </u>	-	-	-	<u> </u>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<u> </u>	_	-	-	_	_	_
-	-	-	-	-		-	L	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-		-		-	-	-	2327	-	-	666	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			L-	_	Ŀ	╁.	1	-	-		-	L-	L-	L-	_	L-	L-	L-	_	_	L-	L-		-	_	_	L-		-	-		L-	_	-	_	-	L-	L-	<u>L</u> -	_	-		_	
-	-	-	-	-	[-	-[-	ŀ	-	-[-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-			T	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	_	-	١.	-		١.	T	_	1	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		_	
		-	١.	-	Ι.	Ι.	T	1	1		_	Ι.	Ι.	-	-	Ι.	-	١.	-	-	-	Ε.	-		-	-	-	Ι.			-	-	-	Н	-		-	Ι.	Ι.	-			\exists	\exists
		-		\vdash		\vdash	H	Ť	+			<u> </u>			<u> </u>			-					-					H															-	-
F	-1	-	F	H	H	۲	+	+	7	\dashv	-	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	-	F	F	F	F	F	F	F	F	F	-	H	F	F	F	F	H	Ė	F	∄	\dashv	\dashv
-	_	-	1	1	Ι.	1	1	1	-	-	-	Ι-	1	-	-	Ι-	-	-	-	<u> </u>	ŀ	ŀ	-	-	_	-	-	H	-	-	L-	-	_	H	<u> </u>	H	-	1	1	-	H	_	_	
_		-	-	-	L	Ľ	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			_
-	-	-	-	-	Ŀ	1	L	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
L-		L	L-	L-	L	Ŀ	L	1	-		-	Ŀ	L-	L-	L-	L-	L-	L		L-	Ŀ	Ŀ			L-	L-	L-	Ŀ			L-	L-	L-	L-	L-	_	L-	L-	լ-		L-		-	
-	-	-	-	-	-		-[-[-[-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-			1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	\neg
-	-	-	Ι-	-	Ι.	Τ.	T	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	\neg	_	_
		-		<u> </u>		1	t	1	+		_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		\exists	=
Н		-	-	\vdash	H	+	+	+	+	+			H	-	Η.			-	-	-			-	Н		-	-	H	Н	Н	-	-			-	Н	-	H		-	Н	\dashv	\dashv	_
H	Ŧ,	_	H	H	H	۲	╁	+	+	\dashv	-	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	_	-	F	F	F	F	-	F	F	F	-	F	F	F	F	F	H	F	H	\dashv	\dashv	$\bar{-}$
_	_	-	F	1	H	H	1	1	-	_	-	_	μ-	-	-	_	-	_	-	-	-	_	-	-	-	-	_	_	-	-	-	_	-	-	-	-	_	μ-	H	-	-		_	_
_	-	-	1	1	Ľ	L	1	1	-	3	-	_	_	-	-	_	-	_	-	-	-	_	-	-	-	-	-	Ŀ	-	-	-	-	-	_	-	-	-	_	-	-	-		_	-
-	-	_	Ŀ	_	Ŀ	Ŀ	L	1	-	-	-	Ŀ	Ŀ	_	-	_	-	_	-	-	-	_	_	-	-	-	_	-	-	-	-	_	-	-	-	-	_	Ŀ	_	-	-	_	-	-
-	-	-	-	-	-	-	Γ	-[-[-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	, 7	-	-
-	-	-	-	-		-	T	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_
_		-	١.	-		1	T	1	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	\exists	-	\exists
		-		<u> </u>		1	t	1	1			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-			-	-	-	-		-	_	-	-	-	-		\exists	\exists	\exists
ш		1			<u> </u>		_						<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>	Щ.				_			Ш				<u> </u>	ш	ш			L	ш		Ш		<u> </u>	<u> </u>		ш	_		

(4) 埼玉川越総合地方卸売市場に対する監視指導

食品の流通拠点である埼玉川越総合地方卸売市場については、早朝から開始される取引前に市場内を巡回し、食品等の衛生管理に関する監視指導、食品等の表示の点検、有毒有害魚介類、有毒植物等の発見を行い、必要に応じ、回収、廃棄等の措置を講じている。

また、仲卸業者等の店頭に並べられている取引後の食品等における衛生管理、表示 等についても、監視指導を実施し、市場内に流通する生鮮食品等の安全性確保を図っ ている。

また、市場内に流通する鮮魚介類、野菜、加工食品等の収去等を実施している。

① 市場内の旧法に基づく許可を要する営業施設に対する監視等の状況(再掲)

Tere										<u>単位:件</u>
飲食店 店営業 21 12 7 3 - 菓子製 造業 - <t< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td>年度</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td></t<>					年度	2	3	4	5	6
飲食店 店営業 21 12 7 3 - 菓子製 造業 - <t< td=""><td></td><td>営業</td><td>美の種</td><td>類</td><td></td><td>監視等延数</td><td>監視等延数</td><td>監視等延数</td><td>監視等延数</td><td>監視等延数</td></t<>		営業	美の種	類		監視等延数	監視等延数	監視等延数	監視等延数	監視等延数
東 子 製 造 業	飲				業	21	12	7	3	-
乳 中 別 中 乳 搾 取 処 理 業 ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー							-	-	-	-
特別 年 乳 搾 取 処 理 業		処		理		_	-	_	_	_
乳 製 品 製 造 業 -<		別半乳	搾	取 処 理		-	-	_	-	_
集 引 業 -<						-	-	_	-	-
魚 介類 競り売り営業 4 4 4 4 -						-	-	_	-	-
無介類競り売り営業 4 4 4 4		介 類		販 売		156	92	78	9	-
魚肉練り製品製造業		介 類 競							_	-
食品の冷凍又は冷蔵業			製			_	_	_	_	_
田詰又は瓶詰食品製造業 -						-	-	-	-	-
喫 茶 店 営業 28 25 21 23 24 あ ん 類 製 造業 一 一 一 一 一 一 アイスクリーム類製造業 一 一 一 一 一 一 乳類販売業 26 4 一 一 一 食肉 処理業 13 9 8 一 一 食肉 販売業 65 24 15 1 一 食肉 製品製造業 一 一 一 一 一 乳酸菌飲料製造業 一 一 一 一 一 マーガリン又はショートニング製造業 一 一 一 一 一 マーガリン又はショートニング製造業 一 一 一 一 カース類製造業 一 一 一 一 一 ガリース類製造業 一 一 一 一 一 カリース類製造業 一 一 一 一 一 一 カリース類製造業 一 一 一 一 一 一 一 </td <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td>						-	-	-	-	-
あん類製造業						28	25	21	23	24
アイスクリーム類製造業	あ	ん類		製 造	業	-	-	-	_	_
乳類 販売 業 26 4 - - - 食肉 肉 更 業 65 24 15 1 - 食肉 製品 豊業 - - - - - 乳酸 菌飲 料製 造業 - - - - 食用 油脂 製造業 - - - - マーガリン又はショートニング製造業 - - - - - みそ 製造業 - - - - リース 製造業 - - - - 型 基業 - - - - 工 工 工 - - - 工 工 工 工 - - - 工 工 工 工 - - - - 工 工 工 工 工 - - - - - 工 工 工 工 工 - <td>ア</td> <td>イスクリ</td> <td>_</td> <td></td> <td>生 業</td> <td>_</td> <td>_</td> <td>_</td> <td>-</td> <td>_</td>	ア	イスクリ	_		生 業	_	_	_	-	_
食肉 処 理業 13 9 8 - - 食肉 販売 業 65 24 15 1 - 食肉 製品 数 造業 - - - - 乳酸 鉱飲料 製造業 - - - - 食用 油脂 製造業 - - - - マーガリン又はショートニング製造業 - - - - - みそ 製造業 - - - - リース 類製 造業 - - - - リース 類製 造業 - - - - カース 要 要 - - - - - カース 要 要 要 - - - - - カース 要 要 要 - - - - - - カース 要 要 要 -	乳	類	販	売		26	4	_	-	_
食肉販売業 24 15 1 - 食肉製品製造業 - - - - 乳酸菌 飲料製造業 - - - - 食用油脂製造業 - - - - マーガリン又はショートニング製造業 - - - - みそ製造業 - - - - しようゆ製造業 - - - - ツース類製造業 - - - - 酒類製造業 - - - - 動豆 製造業 - - - - 新 豆 製 造業 - - - 添加物製造業 - - - - 素加物製造業 - - - - 素加物製造業 - - - - 食品の放射線照射業 - - - - 水 雪製造業 - - - - 水 雪販売業 - - - - お 売売業 - - - よ - - - - カース - - - - カース - - - - - カース	食	肉	処			13	9	8	_	_
食肉製品製造業	食	肉	販	売	業	65	24	15	1	_
乳酸菌飲料製造業 -	食	肉 製	品	製 造		-	-	-	-	_
マーガリン又はショートニング製造業 -	乳	酸菌飲	(製 造	業	_	_	-	_	-
み そ 製 造 業	食	用油	脂	製 造	業	_	-	_	_	-
しょうゆ製造業 ソース類製造業 酒類製造業 豆腐製造業 前類製造業 一二二 動類製造業 一二二 麺類製造業 一二二 一二 一二 <td>マ</td> <td>ーガリン又はシ</td> <td>/ 3 —</td> <td>トニング製</td> <td>造業</td> <td>_</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>1</td>	マ	ーガリン又はシ	/ 3 —	トニング製	造業	_	1	1	-	1
ソース類製造業	み	そ	製	造	業	_	-	_	_	-
酒類 製造業 豆腐 製造業 納豆 製造業 麺類 製造業 そうざい製造業 ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	し	ょう	ゆ	製造		-	ı	ı	-	-
豆 腐 製 造 業	ソ	ー ス	類	製 造		_	ı	-	_	ı
納 豆 製 造 業 -<	酒	類				-	_	-	-	_
麺 類 製 造 業 -<		腐				-	-	-	-	-
そうぎい製造業 -	納	豆		造		-	-	-	-	-
添加物製造業(法) -	麺		製			_	-	-	-	-
清 凉 飲 料 水 製 造 業 - </td <td>そ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>業</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>_</td>	そ				業	-	-	-	-	_
食品の放射線照射業 - - - - 氷雪り 歩 * - - - - 水雪り 販売業 - - - - -)	-	-	-	-	_
水 雪 製 造 業 - - - - 水 雪 販 売 業 - - - -	清	涼 飲 料	·	く 製 造		-	-	-	-	_
	食	品の放	射	線照射		_	-	-	-	_
	氷	雪	製			_	-	-	-	_
計 313 170 133 36 24		雪	販	売			_			
			計		<u> </u>	313	170	133	36	24

② 市場内の新法に基づく許可を要する営業施設に対する監視等の状況(再掲)

				単位:件
年度	3	4	5	6
営業の種類	監視等延数	監視等延数	監視等延数	監視等延数
飲 食 店 営 業	_	3	12	9
調理の機能を有する自動販売機により食品	_			
を調理し、調理された食品を販売する営業	_	_		1
食 肉 販 売 業	-	2	11	15
魚 介 類 販 売 業	6	29	90	91
魚介類競り売り営業	-	1	3	2
集乳業	_	-	-	_
乳 処 理 業	_	-	-	-
特別 牛乳 搾 取 処 理 業	_	_	_	_
食 肉 処 理 業	_	_	_	-
食品の放射線照射業	_	-	_	_
菓 子 製 造 業	_	_	_	_
アイスクリーム類製造業	_	_	_	_
乳 製 品 製 造 業	_	_	_	_
清凉飲料水製造業	_	_	_	_
食肉製品製造業	_	_	_	_
水產製品製造業	_	-	_	_
氷 雪 製 造 業	_	-	_	_
液卵製造業	_	_	_	_
食用油脂製造業	_	-	_	_
みそ又はしょうゆ製造業	_	-	_	_
酒 類 製 造 業	_	-	_	_
豆腐製造業	_	-	_	_
納 豆 製 造 業	_	_	_	_
麺 類 製 造 業	_	_	_	_
そうざい製造業	_	_	_	_
複合型そうざい製造業	_	_	_	_
冷凍食品製造業	_	_	_	_
複合型冷凍食品製造業	_	_	_	_
漬物 製造業	_	-	-	_
密封包装食品製造業	_	_	_	-
食品の小分け業	_	_	_	_
添加物製造業	_	_	_	_
計	6	35	116	117
HI	0	50	110	111

③ 市場内の食品衛生に関する条例に基づく許可を要する営業施設等に対する監視 等の状況(再掲)

年度	2	3	4	5	6
営業の種類	監視等延数	監視等延数	監視等延数	監視等延数	監視等延数
菓子種製造業	-	=			
こんにゃく類製造業	-	I			
つけ物製造業	=	I			
魚介類加工業	=	I			
食料品販売業	182	28			
小計	182	28			
行商/計	-	I			
魚介類	=	I			
食料品	=	I			
豆腐	-	-			
計	182	28			

④ 市場内の新法に基づく届出施設に対する監視等の状況(再掲)

単位: 件

				<u>単位:件</u>
年度	3	4	5	6
営業の種類	監視等延数	監視等延数	監視等延数	監視等延数
魚介類販売業	-	-	1	_
食肉販売業	13	20	21	18
乳類販売業	7	10	11	9
氷雪販売業	-	_	-	_
コップ式自動販売機	5	6	6	8
弁当販売業	-	-	_	-
野菜果物販売業	9	65	74	72
米穀類販売業	_	-	_	_
通信販売・訪問販売による販売業	-	_	_	_
コンビニエンスストア	-	-	-	_
百貨店、総合スーパー	_	_	_	_
自動販売機による販売業	_	_	_	_
その他の食料・飲料販売業	12	37	46	45
添加物製造・加工業	_	_	-	_
いわゆる健康食品の製造・加工業	_	_	-	_
コーヒー製造・加工業	_	_	-	_
農産保存食料品製造・加工業	_	_	_	_
調味料製造・加工業	_	_	-	_
糖類製造・加工業	_	_	_	_
精穀・製粉業	-	_	_	_
製茶業	-	-	_	_
海藻製造・加工業	_	-	_	-
卵選別包装業	-	-	_	-
その他の食料品製造・加工業	-	-	_	-
行商	-	-	_	-
集団給食施設	_	-	-	_
器具、容器包装の製造・加工業	_	-	ı	_
露天、仮設店舗等	-	-	ı	_
その他	-	-	-	_
計	46	138	159	152

(5) 食鳥処理場に対する監視指導

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき、食鳥の異常の有無の確認、廃棄等の措置、食鳥処理場に対する施設基準、衛生管理等についての監視指導を実施している。

年度	2	3	4	5	6
大規模食鳥処理場数 (件)	ı	-	-	-	-
認定小規模食鳥処理場数(件)	4	4	3	3	3
監視指導件数(件)	5	4	3	3	3
処理羽数 (羽)	132, 877	128, 424	115, 952	121, 745	113, 427
適合羽数(羽)	131, 958	126, 306	115, 235	121, 261	112, 909
適合羽数/処理羽数(%)	99.3	98. 4	99.4	99.6	99.5

V 生活環境の確保

食品 · 環境衛生課

V 生活環境の確保

1 衛生的な生活環境の確保

(1) 環境衛生関係施設数及び監視件数

単位:施設,件,同

												平卫	4	1設.1	F. ഥ
年度		2			3			4			5		6		
牛皮	施	許登 可	監視	施	許登 可	監視	施	許登 可	監視	施	許登可	監視	施	許登可	監視
	設	立録 録 番	指導	設	立録・ 録届	指導		立録・ 録届	指導		立録・ 数届	指導		立録・ 録届	指導
施設の内訳	数	級 油 出	回数	数	数 油 出	回数	数	剱 庙 出	回数	数	数 庙 出	回数	数	剱 油 出	回数
墓地	650	_	-	650	-	-	650	_	_	650	1	4	650	_	3
納骨堂	7	1	1	7	-	-	7	-	1	7	-	1	8	1	2
火葬場	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-
特定建築物	79	2	12	79	1	-	80	1	1	81	1	1	81	-	-
【登録業】															
清掃業	18	-	-	18	5	5	18	6	6	18	3	3	17	1	1
空気環境測定業	1	-	-	1	1	1	1	-	_	1	-	_	1	-	_
飲料水水質検査業	2	-	-	2	-	-	2	-	_	2	1	1	2	1	1
飲料水貯水槽清掃業	21	1	1	21	1	1	20	4	4	18	5	5	18	6	6
ねずみ昆虫等防除業	2	2	2	3	1	1	3	-	_	3	-	-	3	-	-
総合管理業	10	-	_	9	3	3	9	-	_	7	-	_	9	4	4
空気調和用ダクト清掃業	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-
排水管清掃業	5	2	2	5	-	-	5	1	1	5	-	_	5	-	_
専用水道	31	3	4	31	1	1	33	1	6	33	1	1	33	2	6
簡易専用水道	_	-	1	-	-	2	-	-	9	-	-	12	-	-	7
自家用水道	5	-	-	5	-	-	5	-	-	5	-	-	5	-	-
小規模受水槽水道	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	_
【化製場等】															
化製場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
畜舎、家きん舎施設	21	21	-	23	2	-	24	1	1	24	_	-	24	-	_

- ※ 令和4年度以降の専用水道施設数は、市内にある国所管施設を含む数。
- ※ 簡易専用水道、小規模受水槽水道については届出等の制度がないため、施設数等 は把握していない。
- ※ 令和2年度の畜舎、家きん舎施設の新規許可数及び施設数は、化製場等に関する 法律第9条第4項に基づく数。

(2) 環境衛生関係営業施設数及び監視件数

単位:施設,件,回

															1177. :	爬改.	<u>п н н </u>
	年	度		2			3			4			5			6	
			施	又新 は規	監視指	施	又新は規	監視4	施	又新は規	監視指	施	又新 は規	監視指	施	又新 は規	監視指導
			設	許届可	導回	設	許届	指導回	設	許届	導回	設	許届	導回	設	許届	導回
施設の	の内	訳人	数	数出	数	数	数出	数	数	数出	数	数	数出	[数	数	数出	数
理	容	所	226	8	9	222	-	4	218	3	7	217	3	22	216	4	25
美	容	所	634	37	44	667	53	68	669	42	65	673	40	92	675	34	89
グク		計	166	8	13	160	2	10	158	1	32	156	3	34	140	2	26
所リー	_	般	59	2	5	59	-	5	58	-	7	59	1	4	58	-	11
- 11	取	次	100	6	8	94	2	5	92	-	24	89	2	30	74	2	14
ン	特	定	7	-	-	7	-	-	8	1	1	8	-	-	8	-	1
興	行	場	6	-	-	6	-	-	6	-	_	6	-	-	6	-	-
公	1	計	26	-	11	24	2	7	25	2	13	26	1	22	27	1	21
衆浴	_	般	_	-	-	-	-	_	-	-	_	-	-	-	-	-	-
場	そ	の他	26	-	11	24	2	7	25	2	13	26	1	22	27	1	21
旅	館	業	48	4	5	51	3	14	51	-	4	53	2	19	56	4	16

(3) プール維持管理指導

「川越市プールの安全安心要綱」に基づき、施設及び水質の維持・管理の状況について監視を行い、その基準に適合しないものに対して必要な指導又は勧告をし、 プールの整備改善を図っている。

単位:施設.面.回.件

	年	度			2			3			4			5			6	
	区	分		計	公営	民営	計	公営	民営	計	公営	民営	計	公営	民営	計	公営	民営
施	設		数	11	4	7	10	4	6	11	5	6	11	5	6	11	5	6
プ	ール	の	数	26	17	9	24	17	7	25	18	7	25	18	7	25	18	7
監	視指導	算 回	数	4	-	4	1	1	-	6	5	1	9	5	4	10	4	6
勧	告 等	件	数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-

(4) 衛生害虫等に係る相談

近年、住宅環境の変化に伴い、室内外等に発生した虫の鑑別及び駆除方法などの 相談が増加している。

単位:件

年度	種類	計	ネズミ	ダニ類	ゴキブリ	シロアリ	蜂類	不快害虫	その他
	2	246	27	2	1	-	207	6	3
	3	201	18	1	2	1	161	11	7
	4	197	21	1	1	2	141	21	10
	5	191	29	-	1	1	149	10	1
	6	228	33	3		5	166	17	4

(5) 水害時消毒実施状況(箇所数)

単位:箇所

					半位 . 固別
年 度	2	3	4	5	6
実 施 件 数	: -	-	25	-	133

2 動物の適正な飼養管理

(1) 野犬捕獲・収容等

近年、放し飼いの犬の取締りや捕獲、所有者の判明しない犬の苦情、その他近隣 の住民から「鳴き声がうるさい」「悪臭・不潔」といった飼養管理上の苦情も多く なっている。これらの多様化する住民の行政需要に対応するため、動物の適正な飼 養管理指導等の推進により事故防止対策を図っている。

収容状況

単位:頭 処分状況

単位:頭

Ī	年		Ц	収容犬の内	訳
	年度	収容犬数 (頭)	捕獲犬数	所有権 放棄数	薬物使用に よるもの
	2	30	27	3	-
	3	33	33	-	-
	4	22	15	7	_
	5	29	23	6	- 1
	6	17	14	3	

	ノットレロ				
-	1 H 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		処分の	为訳	
年度	処分数 (頭)	動物指導 センター 送致数	飼い主 返還数	収容後 死亡数	譲渡数
2	31	1	17	1	12
3	33	ı	25	ı	8
4	21	I	10	ı	11
5	28	ı	15	1	12
6	16	1	4	_	11

※ 処分数については、前年度からの繰り入れ、翌年度への繰り越しが関係するため、 収容犬数と合致しない場合がある。

(2) 犬に関する苦情・相談件数

単位:件

						<u> </u>
苦情・相談の内訳	年度	2	3	4	5	6
捕 獲 依	頼	17	18	16	20	16
犬の引取り依	頼	39	33	25	28	26
放飼いの取締り依	頼	6	9	6	15	9
咬 傷 事 故 関	係	20	15	15	5	17
家畜・農作物の被	害	-	-	-	-	-
糞 尿 関	係	19	14	9	6	16
鳴き声関	係	40	26	37	45	33
その	他	19	16	11	20	40
計		160	131	119	139	157

(3) 行方不明犬に関する問い合わせ件数

年度問い合わせの内訳	2	3	4	5	6
行方不明の犬の照会	40	39	27	16	41
迷い犬保護の照会	19	15	6	10	8

V 生活環境の確保

(4) 犬の新規登録・狂犬病予防注射実施頭数・咬傷事故発生状況

犬の登録と狂犬病予防注射を推進することにより、狂犬病の発生を防止する。

項目	年度末	新規	狂犬;	 丙予防注射頭数	(頭)	咬傷事故
年度	登録頭数(頭)	登録頭数(頭)	計	集合	個別	発生件数(件)
2	15, 790	1, 207	10, 896	1	10, 896	20
3	15, 440	1, 311	12,000	2, 426	9, 574	13
4	15, 473	1, 328	12, 034	2, 386	9, 648	12
5	15, 595	1, 361	11, 944	2, 366	9, 578	13
6	15, 914	1, 683	12, 549	2, 312	10, 237	17

(5) 猫の引取り・収容数

飼えなくなった猫の引取りの受付及び所有者不明猫の収容を行っている。また、 引取時には、必要に応じ繁殖制限に関する指導を行っている。

収容状況

単位:頭 処分状況

単位:頭

V + H	V	1 1 - 1 - 1 - 1				
圧		内	訳			
年度	収容猫数 (頭)	所有権 放棄数	所有者 不明猫			
2	72	18	54			
3	64	25	39			
4	43	11	32			
5	35	5	30			
6	36	_	36			

	/_ //	かくわし				十四. 级			
	年度	1 - 1 N/1		内訳					
		処分数 (頭)	動物指導 センター 送致数・致死数	飼い主 返還数	収容後 死亡数	譲渡数			
	2	74	3	1	13	57			
	3	60	ı	2	9	49			
	4	40	ı	1	11	28			
	5	37		-	12	25			
	6	36	-	2	9	25			

[※] 処分数については、前年度からの繰り入れ、翌年度への繰り越しが関係するため、 収容猫数と合致しない場合がある。

(6) 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術に対する補助金交付事業

飼い主のいない猫の繁殖抑制を図り、地域の良好な生活環境の促進を図ってい る。

	年 度		2	3	4	5	6	
交	付	数	80	65	60	7	12	

(7) 猫に関する苦情・相談件数

猫の飼い方に関する相談等又は不適正な飼養管理に対する指導を行っている。

							単位:件
苦情・相談の内部		年度	2	3	4	5	6
飼 養 管 玛	里関	係	8	8	6	5	12
繁殖	抑	制	7	20	14	10	7
疾病及びその	他の子	防	-	-	2	-	-
譲り受り	ナー希	望	37	42	24	25	20
死亡した猫	iの処	理	6	7	2	1	-
捕獲	依	頼	3	2	5	4	10
飼養放棄猫の	の引取	り	7	12	10	15	16
迷い猫	相	談	112	101	93	92	83
野 良 猫	相	談	31	32	8	3	17
捨て猫	相	談	2	-	-	-	1
糞尿に関す	- る 苦	情	49	43	16	36	25
鳴き声に関	する苦	情	5	5	1	1	-
悪臭に関す	る苦	情	5	3	10	8	4
人獣共通	感 染	症	-	-	-	-	-
多頭飼育に関	する苦	情	11	14	8	6	7
そ の		他	21	39	1	-	16
計			304	328	200	206	218

(8) 負傷動物の収容

路上等で負傷している家庭動物(野生動物を除く)の収容を行っている。

単位:頭

年 度	収容総数	犬	猫	その他
2	51	1	50	-
3	38	1	37	-
4	27	-	27	-
5	30		30	
6	26	1	25	1

V 生活環境の確保

(9) 特定動物の飼養保管許可

特定動物の飼養保管を許可制にすることにより、適正な飼養保管及び危害の防止を図っている。

年度	施設数	種類		
2	2	ワニガメ ヨウスコウアリゲーター		
3	2	ワニガメ ヨウスコウアリゲーター		
4	2	ワニガメ ヨウスコウアリゲーター		
5	2	ワニガメ ヨウスコウアリゲーター		
6	2	ワニガメ ヨウスコウアリゲーター		

(10) 動物取扱業の登録

動物の健康及び安全を保持するため、適正な飼養・保管について指導を行っている。

年度	施設数		業種内訳(件)						
平 及	旭叔剱	販 売	保 管	貸出し	訓練	展示	計		
2	137	63 84		11	22	7	187		
3	130	56	84	10	22	8	180		
4	130	56	81	7	21	9	174		
5	129	55	82	8	22	11	178		
6	129	54	83	9	22	13	181		

(11) 普及·啓発

動物の適正飼養の普及啓発を目的として、講習会等を行っている。

単位:回.人

							平世 . 凹 . 八
事業名	年度	2	3	4	5	6	対象者
犬のしつけ方講座	回 数	ı	1	1	1	1	一般市民
入りしつり万神座	延参加人数	-	-	21	39	40	一放川氏
よなの知い士護庫	回 数	-	-	1	1	1	一般市民
犬猫の飼い方講座	延参加人数	-	-	25	33	29	一板川氏

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和 2 年度及び令和 3 年度は両 講座の開催を中止した。 VI 食品・水質・感染症等の検査

衛生検査課

VI 食品・水質・感染症等の検査

1 食品等の検査

単位:検体.項目

											· 1X 1T · X II
年度区分				/	2	3	4	5	6		
		理 化	学	検	体	数	102	88	137	134	133
収	去	桧	査	項	目	数	2, 711	3, 566	3, 852	3, 805	4, 096
検	松 本	微 生	1/3	検	体	数	105	85	74	74	74
		検	査	項	目	数	305	238	189	192	190
土	炐	検	查	検	体	数	-	2	-	1	_
卢	苦情	快	且.	項	目	数	_	2	_	_	_

2 食中毒等の検査

単位:検体.項目

区分	4	年度	2	3	4	5	6
検	体	数	138	4	42	48	21
項	目	数	996	44	169	278	120

3 水質の検査

単位:検体.項目

年度区分			/	2	3	4	5	6		
飲	用水	等	検	体	数	84	82	89	101	81
臥	用水	寸	項	目	数	1, 056	994	1, 122	1, 249	1, 018
プ	ール水		検	体	数	15	20	24	23	12
雑	用	水	項	目	数	34	62	77	71	24
浴	槽水	等	検	体	数	13	20	17	31	14
俗	1官 小	寸	項	目	数	13	20	17	31	14

(注) プール水の検査は令和5年度まで実施。

飲用水等水質検査数及び結果

単位:検体

				-	<u> </u>	単位:検体
	年度	2	3	4	5	6
	適	18	22	18	21	16
上水道	不適	_	1	1	1	l
工 小 坦	判定不能※	_	_	-	1	1
	計	18	23	19	22	16
	適	1	1		1	I
専用水道	不 適	1	1		1	I
· 守 · 用 · 小 · 坦	判定不能※	1	1	-	-	-
	計	1	-	-	-	-
	適	3	2	4	2	1
然日市田小 学	不 適	-	-	1	-	-
簡易専用水道	判定不能※	-	-	-	_	-
	計	3	2	5	2	1
	適	11	8	4	9	7
7 0 14 0 10 7	不 適	-	-	-	1	_
その他の水道	判定不能※	-	-	-	_	_
	計	11	8	4	10	7
	適	44	37	48	49	46
-14	不 適	7	7	12	16	10
井 水	判定不能※	_	5	1	2	1
	計	51	49	61	67	57
	適	77	69	74	81	70
⇒ 1	不 適	7	8	14	18	10
計	判定不能※	_	5	1	2	1
	計	84	82	89	101	81

[※] 残留塩素異常高値(1.5mg/L以上)の場合は味の検査は行わず「判定不能」としている。

4 感染症の検査

単位:検体.項目

区分	年度	2	3	4	5	6
H I V 検 査	検 体 数	46	27	35	68	55
II I V 恢 值.	項目数	46	27	35	68	55
(大 + 大 大	検 体 数 項 目 数	66	122	121	234	508
結核検査		66	122	121	234	508
	+\\!\-\!\-*\	6, 834	7, 574	2, 468	684	458
三類感染症等	検体数	(6, 832)	(7,535)	(2, 412)	(684)	(256)
(新型コロナウイルス感染症)	百口粉	6, 834	7, 577	2, 479	684	475
	項目数	(6832)	(7,535)	(2, 412)	(684)	(256)

5 家庭用品等の検査

単位:検体.項目

区分	年度	2	3	4	5	6
◎ 44 日田4井44 制日	検 体 数	-	12	12	12	12
乳幼児用繊維製品	項目数	_	12	12	12	12
	検 体 数	-	13	13	13	13
健康食品	項目数	-	48	48	48	48

[※] 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止対応のため中止

(注)表1から5に掲げた検体、項目数は年度内に受付した数である。

VII 予防接種事業

健康管理課

Ⅲ 予防接種事業

1 定期予防接種の概要

予防接種は、各種の感染症に対し免疫をつくることにより、感染予防・発病防止・症状の軽減・病気のまん延防止などを目的としている。予防接種法第5条第1項の規定により市町村長が行う予防接種を定期予防接種という。

種類	対象年齢	接種回数等	接種方法
- h - 1 - 1 - 1	1価(ロタリックス)生後6週0日〜24週0日 ※標準的な接種は生後2月〜	2回 (1回目の接種は生後14週6日まで)	個別接種
ロタウイルス	5価(ロタテック)生後6週0日~32週0日 ※標準的な接種は生後2月~	3回 (1回目の接種は生後14週6日まで)	個別接種
B型肝炎	生後12月に至るまで ※標準的な接種は生後2月~9月	3回	個別接種
小児用肺炎球菌	生後2月~60月に至るまで ※接種開始年齢によって接種回数が異なる	[生後2月~7月に至るまでに開始] 4回 [生後7月~12月に至るまでに開始] 3回 [生後12月~24月に至るまでに開始] 2回 [生後24月~60月に至るまでに開始] 1回	個別接種
五種混合 (1期)	生後2月~90月に至るまで	[1期初回] 3回 [1期追加] 1回	個別接種
二種混合 (2期)	11歳以上13歳未満	五種混合、四種混合、三種混合、二種混合の 1期完了者に1回	個別接種
麻しん風しん混合 (1期) (2期) (5期)	(1期) 生後12月~24月に至るまで ※令和4年4月2日~令和5年4月1日生の者について、令和7年4月1日~令和9年3月31日までの期間に限り接種対象者に追加 (2期) 5歳以上7歳未満で小学校就学前1年間 ※平成30年4月2日~平成31年4月1日生の者について、令和7年4月1日~令和9年3月31日までの期間に限り接種対象者に追加 (5期) 昭和37年4月2日~昭和54年4月1日の間に生まれた男性で、平成26年4月以降、令和6年度末までに抗体検査を実施し、抗体が無いことが確認できた者は令和7年4月1日~令和9年3月31日までの期間に限り接種対象者に追加	[1期] 1回 [2期] 1回 [5期] 1回 (抗体が無い場合に限る) ※麻しん、風しんの単抗原ワクチンでの接種 も可能。 ※麻しん風しん混合ワクチンの偏在等が生じたことを理由に接種対象期間内にワクチンの接種ができなかった者に対し、接種対象期間を令和7年4月1日から令和9年3月31日まで延長	個別接種
水痘 (水ぼうそう)	生後12月~36月に至るまで	2回	個別接種
日本脳炎(1期)	生後6月~90月に至るまで ※標準的な接種は3歳から ※対象年齢緩和:平成7年4月2日~平成19年4月 1日生の者について、接種対象年齢が20歳未満 となった	[1期初回] 2回 [1期追加] 1回 ※平成17年5月30日から積極的勧奨を見合わせていたが、平成22年4月1日から順次再開 接種方法については見合わせ対象の者に対する特例あり	個別接種
日本脳炎 (2期)	9歳以上13歳未満 ※対象年齢緩和:平成7年4月2日~平成19年4月 1日生の者について、接種対象年齢が20歳未満 となった	日本脳炎の1期完了者に1回 ※平成17年5月30日から積極的勧奨を見合わせ ていたが、平成25年4月1日から再開 見合わせ対象の者に対する特例あり	個別接種
ВСG	生後12月に至るまで ※標準的な接種は生後5月~8月	1回	個別接種
HPV (子宮頸がん予防)	小学6年生~高校1年生相当年齢の女子 ※標準的な接種年齢は中学1年生 ※平成9年4月2日~平成21年4月1日生の女性 で、令和4年4月1日~令和7年3月31日までの期間に1回以上接種を受けている場合は、残りの 回数について令和8年3月31日まで接種対象者に 追加	3回 ※平成25年6月14日から積極的勧奨を差し控え ていたが、令和3年11月26日付けで勧奨が再開 ※9価ワクチンによる接種かつ1回目接種を15 歳未満で受けた場合に限り、2回でも可能	個別接種

種 類	対象者	接種回数等	接種方法
高齢者 インフルエンザ	65歳以上の者及び60歳~65歳未満の者で厚生労 働省令で定めるもの	年度に1回	個別接種
高齢者肺炎球菌	65歳の者及び60歳~65歳未満の者で厚生労働省 令で定めるもの	10	個別接種
高齢者新型 コロナウイルス	65歳以上の者及び60歳~65歳未満の者で厚生労 働省令で定めるもの	年度に1回	個別接種
高齢者帯状疱疹	年度内に65歳を迎える者及び60歳~65歳未満の者で厚生労働省令で定めるもの ※経過措置:令和7年度から令和11年度までの 期間に限り年度内に70歳、75歳、80歳、85歳、 90歳、95歳、100歳を迎える者も接種対象者に 追加 ※令和7年度に限り年度内に100歳を超える者も 接種対象者に追加	[乾燥弱毒生水痘ワクチン] 1回 [乾燥組換え帯状疱疹ワクチン] 2回	個別接種

VII 予防接種事業

2 年齡別定期予防接種者数(令和6年度)

		予防接種										単位:
予防接種	重名	年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳 (※1)	その他	計
		1回目	1, 236									1, 23
口	1 価	2回目	1, 208									1, 2
タ ウ		3回目	1									
イル		1回目	616									6
ス	5 価	2回目	635									6
	,,,	3回目	656									6
В		1回目	1, 888	** 2 1								1,8
型 肝		2回目	1, 895									1,8
炎	;	3回目	1, 894									1,8
		1回目	5									
Ŀ		2回目	152									1
ブ		3回目	345	4								3
		4回目	15	1, 751	38	13	5					1, 8
小		1回目	1, 889	2	1							1, 8
児 用		2回目	1, 894	1								1, 8
肺炎		3回目	1, 893	4								1, 8
球		4回目	1, 000	1, 975	41	11	6					2, 0
菌		1回目	1,889	2				1				1, 8
五.	1 期				1			1				
種混	初回	2回目	1,742	1								1, 7
合		3回目	1,552									1, 5
	1	期追加		57	1							
四	1 期	1回目	8						1			
_ 種 混	初	2回目	159	1					1			1
合	回	3回目	354	5	3	2		2	2			3
	1	期追加	1	1, 683	299	87	19	19	17	4		2, 1
三	1	1回目	-	-	-	-	-	-	-	-		
種	期初	2回目	1		-	-	-	-	-	-		
混合	口	3回目	1	-	-	-	-	-	1	-		
		期追加	-	1	-	-	-	-	-	-		
<u> </u>	1 期	1回目	-	-	-	-	-	-	-	-		
種 混	初回	2回目	-	-	-	-	-	-	-	-		
合	1	期追加	-	-	-	-	-	-	-	-		
丕	1	1回目	-	-	-	-	-	-	-	-		
活 化	期初	2回目	-	-	-	-	-	-	-	-		
ポ リ	回	3回目	-	-	-	-	-	-	-	-		
才	1	期追加	-	-	-	-	-	-	-	-		
秣しん	風しん	1期		1, 914	** 2 1				** 2 1			1, 9
	合	2期						1, 379	1,064		** 2 1	2, 4
,	麻しん単	抗原										
,	風しん単	抗原										
	痘	1回目		1, 998	29							2, 0
	.短 うそう)	2回目		1, 436	425				** 2 1			1, 8
г	1	1回目	2	9		1, 777	175	104	92	11		2, 1
本	期初											
脳 炎	回	2回目		10		1,618	230	131	114	12		2, 1
	I	期追加		8	6	7	1, 163	534	346	102		2, 1
	ВС	G	1, 936									1, 9
	計		23, 867	10, 863	853	3, 515	1, 598	2, 170	1,639	129	1	44, 6

※1 ただし、7歳6か月未満に限る

※2 長期療養対象者

児童・生徒に対	する予防接種				単位:件
			1回目		17
	ı ile	特例による 1期未接種分	2回目	7歳6か月から20歳未満	19
日本脳	火		3回目		65
		2期		9歳以上20歳未満	2, 984
二種混	合	2期		11歳以上13歳未満	2, 208
			1回目		2
			2回目	小学6年生から 高校1年生相当の女子	3
	2価・4価		3回目		10
			1回目		15
		キャッチアップ 接種	2回目	平成9年4月2日~ 平成20年4月1日生の女子	27
HPV			3回目		45
(子宮頸がん予 防)			1回目		1,521
			2回目	小学6年生から 高校1年生相当の女子	1, 117
	0.4		3回目		462
	9 価		1回目		4, 242
		キャッチアップ 接種	2回目	平成9年4月2日~ 平成20年4月1日生の女子	3, 377
			3回目		2, 811

高齢者等に対する予防接種	高齢者等に対する予防接種 単位:						
高齢者インフルエンザ	65歳以上の者及び60歳〜65歳未満の心臓、腎臓、呼吸器等の障害を 有する者として厚生労働省令に定めるもの	42, 845					
高齢者肺炎球菌	65歳の者及び60歳~65歳未満の心臓、腎臓、呼吸器等の障害を有する者として厚生労働省令に定めるもの	643					
風しん第5期	昭和37年4月2日〜昭和54年4月1日生まれの男性	245					
高齢者新型コロナウイルス	65歳以上の者及び60歳〜65歳未満の心臓、腎臓、呼吸器等の障害を 有する者として厚生労働省令に定めるもの	15, 807					

3 種類別定期予防接種者数

(1) ロタウイルス

1 価				単位:件
年 度		接種	件 数	
午 及	1回目	2回目	3回目	計
2	825	696	0	1, 521
3	1,513	1, 502	0	3, 015
4	1, 490	1, 497	0	2, 987
5	1, 256	1, 285	1	2, 542
6	1, 236	1, 208	1	2, 445

5 価				単位:件
年 度		接種	件 数	
平 及	1回目	2回目	3回目	計
2	268	218	180	666
3	647	652	634	1, 933
4	618	597	587	1,802
5	757	763	721	2, 241
6	616	635	656	1,907

VII 予防接種事業

(2) B型肝炎

単位:件

		接種	件 数	
年 度	1回目	2回目	3回目	計
2	2, 317	2, 367	2, 298	6, 982
3	2, 189	2, 185	2, 173	6, 547
4	2, 132	2, 122	2,069	6, 323
5	2, 016	2, 059	2, 100	6, 175
6	1,889	1,895	1,894	5, 678

(3) ヒブワクチン接種

単位:件

年 度		:	接種件数		
中 及	1回目	2回目	3回目	4回目	計
2	2, 336	2, 395	2, 483	2, 547	9, 761
3	2, 202	2, 195	2, 183	2, 302	8, 882
4	2, 134	2, 126	2, 112	2,073	8, 445
5	2,030	2,064	2,082	2,072	8, 248
6	5	152	349	1,822	2, 328

(4) 小児用肺炎球菌ワクチン接種

単位:件

年 度	接種件数						
十 及	1回目	2回目	3回目	4回目	計		
2	2, 308	2, 351	2, 360	2, 416	9, 435		
3	2, 203	2, 195	2, 185	2, 256	8, 839		
4	2, 134	2, 126	2, 112	2,078	8, 450		
5	2,042	2,072	2,098	2,071	8, 283		
6	1,892	1,895	1,897	2, 033	7, 717		

(5) 五種混合·四種混合·三種混合·二種混合予防接種

<1期> 単位:件

\1 79]/			接種件数					
年 度	区	分	工任油人 ()***			1	⇒ I	
			五種混合(※1)	四種混合(※2)	三種混合(※3)	二種混合(※4)	計	
	初	1回目		2, 368	-	-	2, 368	
	同	2回目		2, 360	-	-	2, 360	
2	□	3回目		2, 381	-		2, 381	
	追	加		2, 505	-	-	2, 505	
		計		9, 614	-	-	9, 614	
	初	1回目		2, 188	-	-	2, 188	
		2回目		2, 208	ı	-	2, 208	
3	回	3回目		2, 240	-		2, 240	
	追	加		2, 250	-	-	2, 250	
		計		8, 886	-	-	8, 886	
	初	1回目		2, 134	-	-	2, 134	
	回	2回目		2, 140	-	-	2, 140	
4		3回目		2, 100	-		2, 100	
	追	加		2, 044	-	-	2,044	
	計			8, 418	-	-	8, 418	
	初	1回目		2, 200	1	-	2, 201	
	123	2回目		2, 258	-	-	2, 258	
5	口	3回目		2, 294	-		2, 294	
				2,010	1	-	2,010	
	計			8, 762	1	-	8, 763	
	初	1回目	1, 893	9	-	-	1,902	
	נער	2回目	1,743	161	1	-	1,905	
6	口	3回目	1, 552	368	1		1, 921	
	追		58	2, 129	1	-	2, 188	
	,	計	5, 246	2,667	3	-	7, 916	
101 0 0			マ た 位 呑 し か				,	

※1 令和6年4月から定期予防接種となる

五種混合:ジフテリア、百日せき、破傷風、不活化ポリオ、ヒブ ※2 四種混合:ジフテリア、百日せき、破傷風、不活化ポリオ ※3 三種混合:ジフテリア、百日せき、破傷風 ※4 二種混合:ジフテリア、破傷風

(6) 二種混合予防接種

<2期> 単位:件

年度	接種件数
2	2, 652
3	2, 416
4	2, 316
5	2, 487
6	2, 208

(7) 不活化ポリオワクチン接種

単位:件

			接種件数	(
年 度		初 回		追 加	
	1回目	2回目	3回目	10 加	司
2	1	1	-	1	1
3	-	1	-	-	-
4	1	1	-	1	-
5	1	1	-	1	1
6	1	1	-	-	-

(8) 麻しん風しん混合予防接種

単位: 件

			単位・計
		接種件数	
年 度	第1期	第2期	計
2	2, 341	2, 761	5, 102
3	2, 254	2,702	4, 956
4	2, 121	2, 544	4, 665
5	2, 099	2, 551	4, 650
6	1, 916	2, 444	4, 360

(9) 麻しん単抗原及び風しん単抗原予防接種

麻しん 単位:件

711 0 7 0			1 1 1 1 1
		接 種 件 数	
年 度	第1期	第2期	計
2	-	-	-
3	-	-	-
4	-	-	-
5	-	-	-
6	-	-	-

国1)	出任・体

風しん			
		接種件数	
年 度	第1期	第2期	計
2	1	-	-
3	ı	-	-
4	-	-	-
5	-	-	-
6	-	-	-

(10) 水痘(水ぽうそう)予防接種

単位: 件

			<u> </u>
		接種件数	
年 度	1回目	2回目	計
2	2, 375	2, 394	4, 769
3	2, 269	2,099	4, 368
4	2, 118	1,893	4, 011
5	2, 173	1,848	4, 021
6	2, 027	1,862	3, 889

(11) 日本脳炎予防接種

単位: 件

						単位:件	
年 度		区	分		接種件数	計	
		初回		1回目	2, 673		
	第1期	1971년		2回目	2,717		
2			追	hp	2, 340		
				1回目	188	12,072	
	第1期未	接種分(※)		2回目	215		
				3回目	401		
	第2期				3, 538		
		/ π1=1		1回目	2,013		
	第1期	初回		2回目	2, 118		
			追	hp	813		
3		•		1回目	72	6, 425	
	第1期未	接種分(※)	,	2回目	76		
	7/7/7/11/2 E/7 (/N/			3回目	144		
	第2期				1, 189		
	第1期			1回目	2,579		
		初回	•	2回目	2, 407		
		追加		3, 410			
4				1回目	70	13, 285	
	第1期未接種分(※)			2回目	72	,	
				3回目	148		
	第2期				4, 599		
				1回目	2, 254		
	第1期	第1期	初回	•	2回目	2, 188	
				bp	2,378		
5				1回目	31	10, 349	
	第1期未	接種分(※)	,	2回目	34	10,010	
	カログリハリス (王力 (木)		•	3回目	58		
	第2期				3, 406		
				1回目	2, 174		
	第1期	初回	j	2回目	2, 119		
6			追;		2, 166		
		ļ.		1回目	17	9, 544	
	第1期未	接種分(※)	, †	2回目	19	,	
	214-2793714		ŀ	3回目	65	1	
	第2期			VIII	2, 984		
	\11=\791				2, 501		

[※] 平成28年4月1日から、平成7年4月2日~平成19年4月1日生の方に対し特例で接種 また、令和4年9月まで、平成19年4月2日~平成21年10月1日生の方に対し特例で接種

VII 予防接種事業

(12) BCG接種

単位:件

	1 1-12 • 11
年度	接種件数
2	2, 357
3	2, 220
4	2, 114
5	2, 098
6	1, 936

(13) HPV (子宮頸がん予防) ワクチン接種

単位:件

年度		区分		接種件数	単位:件 計
			1回目	208	
2	-	小学6年生~ 高校1年生相当	2回目	146	451
	高校1年生相目		3回目	97	
			1回目	447	
3	-	小学6年生~ 高校1年生相当	2回目	421	1, 199
	ſ	司权1十生但日	3回目	331	
			1回目	870	
		小学6年生~ 高校1年生相当	2回目	778	2, 235
	ſ	司权1十生但日	3回目	587	
4			1回目	929	
	#	テャッチアップ 接種分	2回目	692	1,873
		1女1里刀	3回目	252	
			1回目	20	
		小学6年生~ 高校1年生相当	2回目	68	
	o /m² 4 /m²		3回目	127	700
	2価・4価	キャッチアップ 接種分	1回目	41	736
			2回目	142	
_			3回目	338	
5		小学6年生~ 高校1年生相当	1回目	1,099	4, 720
	o/m		2回目	722	
			3回目	375	
	9価		1回目	959	
		キャッチアップ 接種分	2回目	822	
		政性力	3回目	743	
		. W 1	1回目	2	
		小学6年生~ 高校1年生相当	2回目	3	
	o /m² 4 /m²	间仅1十工加口	3回目	10	100
	2価・4価		1回目	15	102
6		キャッチアップ 接種分	2回目	27	
		1女性力	3回目	45	
		L Make II	1回目	1, 521	
		小学6年生~ 高校1年生相当	2回目	1, 117	
	0.177	四汉1十工作日	3回目	462	10 500
	9価	h. ~~	1回目	4, 242	13, 530
		キャッチアップ 接種分	2回目	3, 377	
		1女1生力	3回目	2, 811	

[※] 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで、平成9年4月2日~平成20年4月1日生の

方に対し特例で接種 (キャッチアップ接種)

⁽平成25年6月14日から接種勧奨を見合せていたが、令和3年11月26日から順次再開した) ※ 令和5年4月1日から新たに9価ワクチンが定期接種として使用可能になった

(14) 高齢者インフルエンザ予防接種

単位:件

年 度	接種件数
2	60, 591
3	47, 162
4	49, 397
5	46, 630
6	42, 845

(15) 高齢者肺炎球菌ワクチン接種

単位:件

年 度	接種件数
2	4, 072
3	2, 983
4	2, 850
5	3, 467
6	643

(16) 風しん第5期定期接種

単位:件

年 度	接種件数
2	611
3	341
4	295
5	343
6	245

(17) 新型コロナウイルスワクチン接種

単位:件

年 度	接種件数
6	15, 807

※令和6年度から定期予防接種となる

VII 予防接種事業

4 任意予防接種に対する費用助成

予防接種法に基づかない任意予防接種の接種費用の一部を助成することにより、予防接種を受けやすい環境を提供する。

(1) 高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成事業

平成24年9月から、75歳以上の高齢者に対して接種費用の一部助成を開始した。 なお、平成26年10月から定期予防接種の対象となった者は対象者から除外した。

単位・件

	十四・日
年 度	接種件数
2	281
3	168
4	158
5	186
6	192

(2) 妊娠を希望する女性等の風しん予防接種

単位: 件

	<u> </u>
年 度	接種件数
2	463
3	423
4	384
5	389
6	239

5 風しん抗体検査事業

(1) 妊娠を希望する女性とそのパートナー等の抗体検査

平成 26 年 4 月から妊娠を希望する女性とそのパートナーに対して検査費用を全額助成した。

単位:件

年 度		検 査 件 数	7-12-11
	HI法	EIA法	計
2	254	55	309
3	181	43	224
4	222	43	265
5	243	27	270
6	225	33	258

(2) 風しん第5期定期接種に係る抗体検査

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性を対象にした風しん第5期定期接種の対象者スクリーニングのための抗体検査を実施した。

年 度		検 査 件 数	
	HI法	EIA法	計
2	1, 985	1, 669	3, 654
3	999	611	1,610
4	1, 086	481	1, 567
5	1, 515	678	2, 193
6	892	377	1, 269

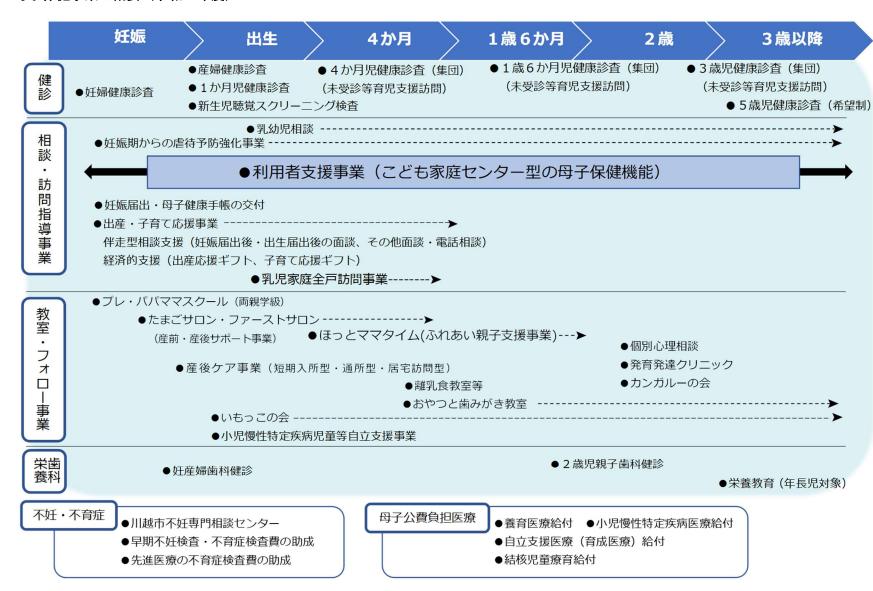
VII 予防接種事業

₩ 母子保健事業

健康管理課 母子保健課

™ 母子保健事業

1 母子保健事業の概要(令和6年度)



VⅢ 母子保健事業

2 妊娠届出及び母子健康手帳の交付状況(母子保健法第15・16条)

妊婦は妊娠の診断後、速やかに妊娠の届出をする。

届出窓口:総合保健センター、市民サービスステーション、市役所、各市民センター

(1) 母子健康手帳の交付数(市外居住者含)

単位:件

年度	2	3	4	5	6
新 規 交 付 数	2, 264	2, 208	2, 151	1, 989	1, 967
再·追加交付数	72	51	58	74	101
1	2, 336	2, 259	2, 209	2,063	2,068

(2) 妊娠週数別妊娠届出者数(市外居住者含)

単位:人

					妊	娠	週	数	(週)				
年度	計	1か月 0~3 週	2か月 4~7 週	3か月 8~11 週	4か月 12~15 週	5か月 16~19 週	6か月 20~23 週	7か月 24~27 週	8か月 28~31 週	9か月 32~35 週	10か月 36~40 週	出生後	不明
2	2, 264	3	228	1,903	84	12	13	2	4	3	3		9
3	2, 208	11	199	1,879	78	6	4	5	-	-	1		25
4	2, 151	5	179	1,854	67	11	9	4	2	2	3		15
5	1, 989	-	219	1,671	48	10	7	4	3	1	2	9	15
6	1,967	ı	216	1,647	60	11	11	6	2	3	1	3	7

(3) 外国籍等を有する者の妊娠届出者数(再掲)(市外居住者含)

単位:人

年度	計	中国	フィリヒ゜ン	韓国	ベトナム	ブ゛ラシ゛ル	^° <i>N</i> -	91	n° キスタン	台湾	その他
2	113	25	9	5	48	3	1	1	1	I	20
3	112	26	8	1	53	3	-	-	-	-	21
4	133	24	14	2	62	-	-	2	2	1	26
5	128	19	8	_	67	1	_	1	2	1	29
6	170	12	16	1	90	3	-	-	2	ı	46

3 健康診査

(1) 妊婦健康診査の受診状況 (母子保健法第 13条)

目 的 妊婦に対して、妊婦一般健康診査等の実施をすることにより、妊娠高血 圧症候群等の異常を早期に発見し、適切な援助を講じ妊婦の健康保持 増進を図る。

内 容 妊婦一般健康診査 14 回、HBs 抗原検査、HC V抗体検査、子宮頸が ん検査、超音波検査、HI V抗体検査 等

実施方法 県内、県外の委託医療機関で実施するほか、里帰り等における委託医療 機関以外での受診分について、償還払いにより費用を助成する。

単位:件

									- 1-1.	<u>v</u> 1 1
種 別		2	3		4		5		6	
妊婦一般健康診査1回	目 2,217	(5)	2, 154	(5)	2, 084	(5)	1, 930	(9)	1, 918	(4)
妊婦一般健康診査2回	目 2,232	(5)	2, 101	(4)	2, 091	(3)	1, 926	(9)	1, 915	(2)
妊婦一般健康診査3回	目 2, 170	(9)	2, 102	(12)	2,064	(11)	1, 929	(9)	1, 895	(7)
妊婦一般健康診査4回	目 2, 195	(7)	2, 147	(6)	2, 112	(3)	1, 899	(7)	1, 891	(5)
妊婦一般健康診査5回	目 2, 213	(14)	2, 116	(9)	2, 093	(8)	1, 907	(13)	1,862	(6)
妊婦一般健康診査6回	目 2, 152	(32)	2, 082	(28)	2,031	(24)	2, 051	(28)	1,825	(9)
妊婦一般健康診査7回	目 2, 176	(19)	2, 121	(17)	2,019	(15)	1, 967	(20)	1,868	(14)
妊婦一般健康診査8回	目 2, 137	(48)	2, 055	(52)	1, 989	(54)	1, 935	(55)	1,827	(29)
妊婦一般健康診査9回	目 2,032	(81)	1, 948	(79)	1,827	(75)	1,818	(68)	1,732	(54)
妊婦一般健康診査10回	2, 158	(117)	2, 062	(100)	1, 941	(92)	1, 900	(92)	1, 755	(74)
妊婦一般健康診査11回	1,706	(119)	1, 567	(99)	1, 430	(94)	1, 417	(97)	1, 338	(62)
妊婦一般健康診査12回	2,034	(106)	1, 952	(85)	1,831	(85)	1, 776	(87)	1,667	(72)
妊婦一般健康診査13回	1,577	(86)	1, 528	(65)	1, 336	(56)	1, 361	(65)	1, 424	(68)
妊婦一般健康診査14回	921	(57)	800	(38)	678	(39)	709	(42)	773	(54)
HB s 抗原検査	2, 216	(5)	2, 154	(5)	2, 083	(5)	1, 927	(9)	1, 918	(4)
HCV抗体検査	2, 216	(5)	2, 154	(5)	2, 083	(5)	1, 927	(9)	1, 918	(4)
子宮頸がん	2, 135	(2)	2, 121	(3)	2,075	(5)	1,889	(5)	1,878	(3)
超音波検査	8, 514	(264)	8, 198	(225)	7, 867	(212)	7,656	(216)	7, 142	(162)
HIV抗体検査	2, 213	(5)	2, 154	(5)	2, 087	(4)	1, 929	(8)	1, 917	(3)
B群溶血性連鎖球菌核	全 2, 158	(117)	2, 062	(100)	1, 941	(92)	1, 900	(92)	1, 755	(74)
HTLV-1 抗体検査	£ 2, 210	(4)	2, 167	(6)	2, 089	(5)	1, 930	(11)	1, 910	(3)
クラミジア検査	2, 207	(5)	2, 162	(5)	2,090	(3)	1, 919	(7)	1, 934	(3)
風疹ウイルス抗体検査	£ 2, 217	(5)	2, 152	(5)	2, 085	(5)	1, 929	(9)	1, 919	(4)
計 (延)	54, 006	(1, 117)	52, 059	(958)	49, 926	(900)	47, 531	(967)	45, 981	(720)

※ () 内は償還払対象件数(再掲)

(2) 産婦健康診査

目 的 産婦に対して、産婦健康診査を実施することにより、産後の母体の身体 的機能の回復、授乳状況及びこころの健康状態の把握等を行い、産婦の 健康保持増進を図る。

内 容 産婦健康診査、エジンバラ産後うつ病質問票: EPDS、赤ちゃんへの 気持ち質問票、育児支援チェックリスト

実施方法 県内、県外の委託医療機関で実施するほか、里帰り等における委託医療 機関以外での受診分について、償還払いにより費用を助成する。

年度	2	3	4	5	6	
実施件数(件)				1,775 (172)	1, 754 (197)	

- ※ ()内は償還払対象件数(再掲)
- ※ 令和5年度より事業開始

(3) 新生児聴覚スクリーニング検査

目 的 新生児に対して、新生児聴覚スクリーニング検査を実施することにより、聴覚障害の早期発見及び早期療育を行う。

内 容 自動ABR検査、OAE検査

実施方法 県内、県外の委託医療機関で実施するほか、里帰り等における委託医療 機関以外での受診分について、償還払いにより費用を助成する。

年度			実施件数	(件)			
十段	自動ABF	除査	OAE検:	查	計		
3	1,764	(70)	64	(14)	1,828	(84)	
4	1,784	(109)	29	(16)	1,813	(125)	
5	1,805	(158)	19	(13)	1,824	(171)	
6	1,670	(146)	12	(7)	1,682	(153)	

- ※ () 内は償還払対象件数(再掲)
- ※ 令和3年度より事業開始

(4) 1か月児健康診査

目 的 1 か月児に対して、1 か月児健康診査を実施することにより、乳児の疾病の早期発見、早期治療及び健康増進を図る。

内 容 身体発育状況、栄養状況、疾病及び異常の有無、先天性代謝異常及び新 生児聴覚検査の実施状況の確認、ビタミンK₂投与状況の確認

実施方法 市内の委託医療機関で実施するほか、委託医療機関以外での受診分に ついて、償還払いにより費用を助成する。

年度	2	3	4	5	6
実施件数 (件)					658 (128)

- ※ ()内は償還払対象件数(再掲)
- ※ 令和6年10月より事業開始

(5) 4か月児健康診査(母子保健法第13条)

目 的 疾病の予防措置として、身体の異常を早期に発見し、必要に応じて適切 な指導を行う。

対 象 4か月~6か月未満の児

内 容 問診、計測、診察、集団指導(栄養)、個別相談

従 事 者 医師、保健師、助産師、看護師、栄養士、事務補助

会 場 総合保健センター、南文化会館

単位:人

	実施	m leada	1	1		健	診 結	果		
年度	回数 (回)	該当 児数	受診 児数	受診 (%)	異常なし	既医療	要観察	要精検	要治療	事後 指導
2	43	2,480	2, 251	90.8	1,685	270	259	32	5	296
3	48	2,200	2, 121	96.4	1,681	270	146	14	10	170
4	48	2, 151	2,014	93.6	1,574	254	133	48	5	186
5	36	2,095	2,020	96.4	1,470	295	202	45	8	255
6	36	1,960	1,871	95.5	1, 344	312	161	50	4	215

身体発育状況

単位:人

年	身	長	体	重
度	10パーセンタイル以下	90パーセンタイル以上	10パーセンタイル以下	90パーセンタイル以上
2	282	148	223	232
3	187	168	167	168
4	151	170	178	161
5	202	135	206	169
6	247	113	179	155

※ パーセンタイルとは、同月年齢児100人中何番目の大きさかを示す指標

VⅢ 母子保健事業

(6) 1歳6か月児健康診査(母子保健法第12条)

目 的 歩行や言語発達の指標が明らかになってくる 1 歳 6 か月児について心 身障害の早期発見、むし歯の予防、栄養指導や育児指導などを行い、児 の健康保持及び増進を図る。

対 象 1歳6か月~2歳未満の児

内 容 問診、計測、診察、歯科健診、はみがき指導、個別相談(栄養相談含む)

從事者 医師、歯科医師、保健師、看護師、歯科衛生士、栄養士、事務補助

会 場 総合保健センター、南文化会館

単位:人

年	実施	該当	受診	受診率		健	診結	果		事後	心理
度	回数 (回)	児数	児数	(%)	異常 なし	既医療	要観察	要精検	要治療	指導	相談
2	36	2,619	2, 474	94. 5	1,640	224	583	14	13	610	150
3	48	2, 397	2, 265	94. 5	1, 563	198	467	26	11	504	147
4	48	2, 266	2, 209	97. 5	1,543	225	400	35	6	441	83
5	48	2, 216	2, 160	97. 5	1, 411	251	453	41	4	498	
6	36	2, 232	2, 105	94. 3	1, 377	241	443	37	7	487	

身体発育状況と歯科健康診査

_											
		発 育	状 況		むし歯						
年	身 長		体	体重		むし歯の	1人当りの	むし歯の			
度	10パーセンタイル	000° - 40/4/10	10パーセンタイル	90パーセンタイル	むし歯の ある者	がし 圏の 総数	本数	ひし困の			
	以下(人)	以上(人)		以上(人)	(人)	(本)	(本)	(人)			
	Ø 1 ()()	外工(八)	Ø 1 ()()	めエ(バ)	(/(/	(/1*/	(/1-/	()()			
2	244	229	168	418	16	28	0.01	2, 458			
3	193	240	148	351	8	20	0.01	2, 257			
4	226	201	137	363	7	16	0.01	2, 202			
5	225	168	149	299	8	22	0.01	2, 152			
6	236	155	145	284	9	25	0.01	2,096			

- ※ パーセンタイルとは、同月年齢児100人中何番目の大きさかを示す指標
- ※ むし歯1人当たりの本数=むし歯の総数/受診児数

(7) 3歳児健康診査(母子保健法第12条)

目 的 身体発育、精神発達の面から最も重要な時期である 3 歳児に対して医師、歯科医師等により総合的健康診査を実施して、適切な指導を行う。

対 象 3歳3か月~4歳未満の児

內 容 問診、尿検査、計測、屈折検査、視覚検査(該当児)、診察、歯科健診、 個別相談

從事者 医師、歯科医師、保健師、看護師、歯科衛生士、心理相談員、事務補助

会 場 総合保健センター、南文化会館

単位:人

年	実施	該当	受診	受診率	18	建 記	多	事 果	Į.	事後	心理
度	回数 (回)	児数	児数	(%)	異常 なし	既医療	要観察	要精検	要治療	指導	相談
2	38	2,700	2,535	93.9	1, 209	199	970	25	132	1, 127	154
3	48	2,583	2,434	94. 2	1, 106	180	1,007	68	73	1, 148	150
4	48	2,415	2,289	94.8	1,319	187	535	204	44	783	131
5	48	2, 435	2,350	96.5	1, 121	226	581	365	57	1,003	101
6	48	2, 342	2, 221	94.8	1,097	202	574	306	42	922	111

身体発育状況と歯科健康診査

	身		むし	」 歯				
年度	-20%以下	-20% ~ -15%	+15%~ +20%	+20%以上	むし歯の ある者 (人)	むし歯の 総数 (本)	1人当り の本数 (本)	むし歯の ない者 (人)
2	4	4	134	55	220	564	0. 22	2, 315
3	2	9	79	45	184	517	0.21	2, 250
4	1	15	80	43	112	273	0.12	2, 177
5	1	11	95	33	124	364	0.15	2, 226
6	0	10	84	41	98	311	0.14	2, 123

※ むし歯1人当たりの本数=むし歯の総数/受診児数

3歳児精密健康診査事業結果

単位:人

年	分類	巫 診旧粉		受診結果	
度	分類	受診児数	正常	要経過観察	要治療
	心臓	2	2	_	_
	眼	6	2	4	_
2	耳鼻	_	_	_	_
	泌尿器	5	1	4	_
	その他	1	_	1	_
	心臓	7	7	_	_
	眼	21	13	6	2
3	耳 鼻	2	1	1	_
	泌尿器	_		_	_
	その他	5	3	1	1
	心臓	5	4	1	_
	眼	26	8	11	7
4	耳鼻	_	_	_	_
	泌尿器	85	65	16	4
	その他	3	2	1	_
	心臓	3	3	_	_
	眼	102	18	61	23
5	耳 鼻	_	_	_	_
	泌尿器	113	86	23	4
	その他	3	1	2	_
	心臓	10	9	1	_
	眼	103	22	70	11
6	耳鼻	1	-	_	1
	泌尿器	93	62	29	2 2
	その他	6	4	_	2

(8) 3歳児尿検査

目 的 健全に発育・発達するよう支援する、及び腎疾患を早期に発見する。

対 象 3歳児健康診査において尿を持参できなかった児

内 容 尿検査、相談指導

従 事 者 保健師、看護師

会 場 総合保健センター、南文化会館

年度	2	3	4	5	6
実施回数(回)	38	48	48	48	48
参加人数 (人)	119	156	132	141	171

(9) 5歳児健康診査

目 的 こどもの個々の発達の特性を早期に発見し、保護者の気づきを深め、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行う。

対 象 4歳6か月~5歳6か月の児

内 容 集団行動観察、問診、計測、診察、個別相談(心理相談、栄養相談、療育 相談、就学準備相談含む)

従事者 医師、保健師、看護師、心理相談員、栄養士、保育士、事務補助、児童 発達支援センター職員、教育センター職員、公立保育園保育士

会 場 総合保健センター

単位:人

年.	字			健	診 結	果
平 度	実施回数 (回)	該当児数	受診児数	異常なし	既医療	要観察
6	6	1, 235	66	46	5	15

※ 令和6年10月より事業開始

(10) 妊産婦歯科健診

目 的 妊娠中に起きやすい歯科疾患の予防、歯科保健に関する意識の高揚を 図る。

対 象 妊娠5か月以上の経過が良好な妊婦及び産後1年未満の産婦

内 容 歯科検診、歯みがき指導

従 事 者 歯科医師、歯科衛生士、事務補助、保健師

会 場 総合保健センター

年度		2	3	4	5	6
実施回数 (回)		1	4	7	8	8
妊婦		6	40	73	81	97
参加人数(人)	産婦	12	21	34	35	40

(11) 2歳児親子歯科健診

目 的 1歳6か月児健診から3歳児健診までの時期の口腔衛生への意識を高め、3歳児健診でのむし歯の減少を図る。

対 象 2歳~2歳6か月児とその保護者

内 容 歯科検診、歯みがき指導、フッ素塗布、おやつの話、個別相談

従 事 者 歯科医師、歯科衛生士、栄養士、事務補助

会 場 総合保健センター

年度	2	3	4	5	6
実施回数(回)	1	4	6	6	6
受診児数 (人)	33	101	120	101	112
受診保護者数 (人)	25	68	74	69	74

4 健康教室(母子保健法第9条)

(1) 両親学級

プレ・パパママスクール

目 的 育児等について夫婦が共に学ぶことにより、積極的に親になる準備を 行えるように支援する。

対 象 妊娠5か月以上の第1子出産予定の夫婦

内 容 母子保健制度、育児について・演習、妊娠・分娩経過、産後の生活

従 事 者 保健師、助産師、栄養士

会 場 総合保健センター

年度	2	3	4	5	6
実施回数(回)	39	6	9	25	21
参加人数(人)	73	208	330	517	532

※ 令和2年度は個別に実施

(2) 育児教室

① 離乳食教室等

目 的 月齢に応じた離乳食のすすめ方等について普及啓発し、離乳食に関する悩みや不安の解消を図る。

対 象 (はじめまして) 概ね4~6か月児とその保護者

(もぐもぐ) 概ね7~11か月児とその保護者

(外会場) 概ね4か月~3歳までの児とその保護者

内 容 (はじめまして) 離乳食のすすめ方

(もぐもぐ・外会場) 離乳食のすすめ方、口腔内の手入れについて

従事者 (はじめまして) 栄養士、事務補助

(もぐもぐ・外会場) 栄養士、歯科衛生士、事務補助

会 場 総合保健センター、外会場(子育て支援施設他)

年度		2	3	4	5	6
はじめまして	実施回数(回)	_	8	5	6	10
	参加組数(組)		51	44	167	280
もぐもぐ	実施回数(回)	1	8	5	6	8
8/8/	参加組数(組)		48	43	116	189
外会場	実施回数(回)	_	3	4	13	12
八五物	参加組数(組)		14	47	121	101

② 栄養教育(食べるの大好き!こどもの食育)

目 的 食の関心や健康づくりへの意識を高めるために栄養教育を行い、家 庭での食育の推進を図る。

对 象 私立幼稚園·保育園等年長児

内 容 パネルシアターや食材カードを用いて、3色食品群(赤・黄・緑)を 楽しく学ぶ。

従事者 栄養士、保健師

会 場 各施設

年度	2	3	4	5	6
実施回数(回)				29	40
延参加人数(人)				748	908

※ 令和5年度より事業開始

③ おやつと歯みがき教室

目 的 おやつづくりを通し食への興味を高めると同時に、口腔内の手入れ について体験しながら学ぶ。

対 象 未就学児とその保護者

内 容 おやつの調理実習、歯みがき指導

従 事 者 栄養士、歯科衛生士、事務補助

会 場 総合保健センター

年度	2	3	4	5	6
実施回数(回)	-	1	3	4	2
延参加人数(人)		21	35	28	15

(3) 依頼の教室(育児関連講座等への協力)

年度	2	3	4	5	6
実施回数(回)	2	4	6	9	17
延参加人数(人)	33	27	108	105	275

5 こどもの食物アレルギー講演会

目 的 食物アレルギーに関する正しい情報を入手するとともに、アレルギー 疾患罹患児等が適切な食生活が送れるよう支援する。

内 容 医師による食物アレルギーについての講演

対 象 食物アレルギーのある子とその保護者、施設関係者

年度	2	3	4	5	6
実施日	_	_	3月16日	-	2月10日
参加人数 (人)			119		75

6 健康相談(母子保健法第10条)

(1) 乳幼児相談

目 的 乳幼児の保護者からの相談に応じ、育児不安の解消と、児が健康に育つ ための支援をする。

対 象 2か月~就学前の児とその保護者

内 容 身長・体重測定、個別相談

従事者 保健師、栄養士、看護師

会 場 総合保健センター、南文化会館

年度	2	3	4	5	6
実施回数(回)	24	43	49	48	50
来所者数 (人)	310	364	283	348	237

(2) 心理相談員による相談

① 個別相談

目 的 幼児に対してことば及び心理的な発達への支援を行うとともに、保 護者に対して育児不安の軽減を図る。

対 象 幼児健診等で相談を受け、その後も支援が必要と思われる児とその 保護者

内 容 相談指導

従事者 心理相談員、保健師

会 場 総合保健センター、南文化会館

年度	2	3	4	5	6
実施回数(回)	92	110	109	80	80
相談人数(人)	196	204	187	117	155

② 集団相談 (カンガルーの会)

目 的 集団での心理相談の場として、遊びを通して児の様子、親子関係を観察 し、今後の支援を検討し、保護者に対して育児不安の軽減を図る。

対 象 支援が必要と思われる2歳~3歳までの児とその保護者

内 容 集団相談指導

従 事 者 心理相談員、保健師、保育士

会 場 総合保健センター

年度	2	3	4	5	6
実施回数(回)	-	4	8	12	12
参加組数 (組)		18	100	136	80

(3) 発育発達に関する相談事業

目 的 成長発達を正しく評価しながら健やかな発育発達を促す。

対 象 未熟児及び乳幼児健診、相談で発育発達に遅れが疑われる児

内 容 発達検査、診察、相談

従事者 小児科医師、心理相談員、保健師

会 場 総合保健センター

年度		2	3	4	5	6
発育発達クリニック	実施回数(回)	24	22	13	11	3
	受診者数 (人)	102	88	55	48	13

※ 令和6年10月から、発育発達クリニックは5歳児健康診査で実施

7 訪問指導

(1) 乳児家庭全戸訪問事業(児童福祉法・母子保健法)

目 的 子育で情報の提供、養育環境の把握、育児支援

従事者 助産師、保健師

対象者 生後4か月までの乳児のいる家庭

年度	2	3	4	5	6
訪問児数(人)				2,089	1,914

(2) 乳幼児健診未受診等育児支援訪問

目 的 乳幼児健診未受診世帯等に対して、その状況を把握し、受診推奨や育児 支援を行い、児童虐待の予防、育児不安の軽減を図る。

対 象 乳幼児健診未受診の家庭

従事者 保健師

年度	2	3	4	5	6
実施者数 (人)	118	98	147	105	105

(3) その他の訪問指導

目 的 健診、相談等で家庭訪問指導の必要な場合に対して保健師等がその家 庭を訪問し、健康不安の解消に努める。

従事者 保健師、助産師、栄養士等

年度	2	3	4	5	6
実施者数(人)				161	118

- ※ 令和5年度から
- ①産婦・新生児訪問指導②こんにちは赤ちゃん事業を(1)乳児家庭全戸訪問事業へ、
- ③要指導者への訪問指導を(3)その他の訪問指導へ整理して計上

① 産婦・新生児訪問指導(母子保健法第11条)

目 的 乳児と産婦の健全な育成を図る。

従 事 者 助産師、保健師

対象者 概ね出産後2か月以内の産婦・新生児、里帰り出産で希望のあった母子

年度	2	3	4	5	6
新生児 (人)	1,054	1, 157	1, 126		
産婦 (人)	1,054	1, 157	1, 126		
=	2, 108	2, 314	2, 252		

VⅢ 母子保健事業

②こんにちは赤ちゃん事業(児童福祉法)

目 的 子育て情報の提供、養育環境の把握、育児支援

対 象 概ね生後2か月以降4か月までの乳児のいる家庭

従 事 者 保健師、助産師等

単位:件

年 度			3	4	5	6
	訪問対象家庭数	2, 386	2, 207	2, 164		
	こんにちは職員による訪問件数 (不在含む)	958	835	803		
	こんにちは職員による訪問実件数	891	777	763		
子。	常勤・非常勤職員による訪問	321	224	269		
確認数	助産師、保健師依頼による訪問	1,054	1, 157	1, 126		
	計	2, 266	2, 158	2, 158		

③ 要指導者への訪問指導

目 的 健診、相談等で家庭訪問指導の必要な場合に対して保健師等がその家 庭を訪問し、健康不安の解消に努める。

従 事 者 保健師、助産師、栄養士等

年度	2	3	4	5	6
妊産婦 (人)	350	252	277		
乳児 (人)	366	247	285		
幼児 (人)	84	53	68		
その他(人)	134	103	118		
計	934	655	748		

※ その他は、親、祖父母等

8 長期療養児等育児支援

(1) いもっこの会(ダウン症等長期療養疾患のあるこどもをもつ親の会)

目 的 情報交換等を通じ、ダウン症等長期療養疾患児の親同士が助け合える よう支援する。

内 容 情報交換、発達相談等

従事者 保健師

年度	2	3	4	5	6
実施回数 (回)	-	5	10	11	11
延参加組数(組)		I	11	80	68
延参加人数(人)		1	27	160	136

(2) ほっとママタイム(ふれあい親子支援事業)

目 的 児童虐待の予防のため育児不安の強い保護者を支援し、育児機能の修 復を図る。

内 容 グループミーティング

従事者 心理相談員、保健師、保育士

会 場 総合保健センター

年度	2	3	4	5	6
実施回数(回)	11	10	8	7	12
延参加組数(組)	26	22	15	29	89
延参加人数(人)	26	22	15	60	149

※ 令和2年度、3年度、4年度は個別に実施

※ 令和5年9月に「コアラの会」から「ほっとママタイム」に名称変更

VⅢ 母子保健事業

9 母子保健連絡調整会議

目 的 川越市内の母子保健関係機関(保健、医療、福祉)の相互の連絡調整及 び母子保健従事者の知識の向上を図り、母子保健推進のための協力体 制を確立し、もって母子保健の向上に資する。

内 容 担当者連絡会議及び研修会

構 成 員 市内の母子保健関係機関等職員

年度	2	3	4	5	6
開催回数 (回)	-	_	1	2	2
延参加者数 (人)			33	53	56

10 利用者支援事業 (こども家庭センター型の母子保健機能)

目 的 妊娠期から子育で期にわたる母子保健や育児に関する様々な悩みに対して、母子保健コーディネーターが相談に応じる。

従事者 母子保健コーディネーター (保健師・助産師等)

年度	2	3	4	5	6
妊娠届出後相談 (人)	1, 955	1,605	2, 164		
出生連絡後相談(人)	1, 355	775	1, 404		
面談での相談(人)	1, 188	1,655	1,806		

単位:件

年度	2	3	4	5	6
妊娠期相談(面接)				2,160	2,251
妊娠期相談(電話)				1,518	1,542
子育て期相談(面接)				245	93
子育て期相談(電話)				2,864	3,802

※令和5年2月から出産・子育て応援事業の開始に伴い、妊婦面談開始。区分を整理

11 産後ケア事業

(1) 短期入所型産後ケア事業

- 目 的 出産後1年以内の母子に対して、医療機関等への宿泊により、心身のケアや育児のサポート等を実施する。
- ※ 令和5年度まで産後4か月未満の母子が対象

(2) 通所型・居宅訪問型産後ケア事業

目 的 出産後1年以内の母子に対して、医療機関等への通所もしくは、自宅へ の訪問により、授乳の仕方や乳房ケア、育児相談等の支援を実施する。

区分	年度	2	3	4	5	6
短期入所型	延利用者数(人)	23	14	11	8	24
应别八川生	延利用日数(日)	60	27	22	20	78
通所型	延利用者数 (人)		28	85	118	173
居宅訪問型	延利用者数(人)					148

※ 令和3年10月より通所型、令和6年10月より居宅訪問型を開始

12 産前・産後サポート事業

- 目 的 妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、子育て 経験者による相談支援を行う。
- 対 象 妊産婦及びその家族
- 内 容 たまごサロンは、公共施設等を活用し、講座形式により出産や子育てに ついて学び、利用者が子育てのイメージを描きやすくなるよう支援す る。

ファーストサロンは、公共施設等を活用し、交流形式により利用者同士 の情報交換と仲間づくりを支援する。

年	度	2	3	4	5	6
たまごサロン	実施回数(回)	8	9	9	9	9
たまこりロン	延参加人数(人)	33	82	88	130	172
	実施回数(回)	8	10	10	10	10
ファーストサロン	延参加人数(人)	69	104	104	129	130

VⅢ 母子保健事業

13 出産・子育で応援事業

- 目 的 すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるように一貫 して必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」及び経済的負担の軽減を図 る「経済的支援」を一体として実施する。
- 対 象 出産応援ギフトは妊娠の届出をした妊婦 子育て応援ギフトは出生した子を養育する者
- 内 容 出産応援ギフトは妊娠届出後に伴走型相談支援を受けた妊婦 1 人につき 5 万円を支給し、子育て応援ギフトは子の出生後に伴走型相談支援を受けた当該子を養育する者に対して、当該子 1 人につき 5 万円を支給する。

単位:件

	交付件数				
年 度	出産応援ギフト	子育て応援ギフト			
4	612	376			
5	4, 151	3, 188			
6	2, 044	2, 019			

※ 令和5年2月1日より事業開始

14 母子公費負担医療

	受給者数 (人)					
年度	2	3	4	5	6	
養育医療給付	81	70	68	79	99	
自立支援医療(育成医療)給付	53	64	46	50	56	
結核児童療育給付	-	-	-	-	-	
小児慢性特定疾病医療給付	372	386	374	372	381	

小児慢性特定疾病受給者数 内訳

		受給者数 (人)					
	年度	2	3	4	5	6	
1	悪性新生物	53	51	52	55	61	
2	慢性腎疾患	23	22	24	21	21	
3	慢性呼吸器疾患	19	23	21	22	23	
4	慢性心疾患	68	77	62	69	66	
5	内分泌疾患	65	60	57	56	52	
6	膠原病	18	16	17	14	11	
7	糖尿病	19	22	24	22	22	
8	先天性代謝疾患	8	10	10	11	13	
9	血液疾患	18	14	14	15	18	
10	免疫疾患	3	4	4	3	4	
11	神経・筋疾患	36	47	45	41	44	
12	慢性消化器疾患	20	26	25	25	31	
13	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	16	17	17	14	13	
14	皮膚疾患	4	4	3	3	1	
15	骨系統疾患	1	1	1	2	2	
16	脈管系疾患	1	-			_	

[※] 複数疾病により認定されている場合、重複して計上。故に、公費負担医療受給者 数とは齟齬が生じる。

15 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

講演会及び交流会

年 度	2	3	4	5	6
実施回数(回)				1	1
延人数(人)				6	8

※ 令和5年度より実施

[※] 平成30年4月より15骨系統疾患・16脈管系疾患が追加。

16 不妊・不育症支援事業

(1) 川越市不妊専門相談センター

目 的 不妊、不育症に関する様々な悩みに適切に対応するため、総合相談体制 を整備する。

対 象 不妊、不育症に悩む夫婦

内 容 専門医による個別相談

年 度	2	3	4	5	6
相談件数(件)	18	17	8	17	6

(2) 川越市早期不妊検査費助成事業

目 的 不妊症検査に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図る。

対 象 婚姻関係(事実婚を含む)にある男女で、女性の年齢が43歳未満の男 女共に不妊検査を受けた方

内 容 不妊症の診断に必要と医師が認めた一連の検査

年 度	2	3	4	5	6
助成件数(件)	132	114	94	95	160

(3) 川越市不育症検査費助成事業

目 的 不育症検査に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図る。

対 象 婚姻関係(事実婚を含む)にある男女で 2 回以上の流産等の経験があ り、女性の年齢が 43 歳未満の不育症検査を受けた方

内 容 不育症の診断に必要と医師が認めた一連の検査

年 度	2	3	4	5	6
助成件数(件)	18	13	6	12	10

(4) 川越市先進医療の不育症検査費助成事業

目 的 先進医療の不育症検査に要する費用の一部を助成することにより、そ の経済的負担の軽減を図る。

対 象 2回以上の流産・死産の既往があり、先進医療の不育症検査を受けた方

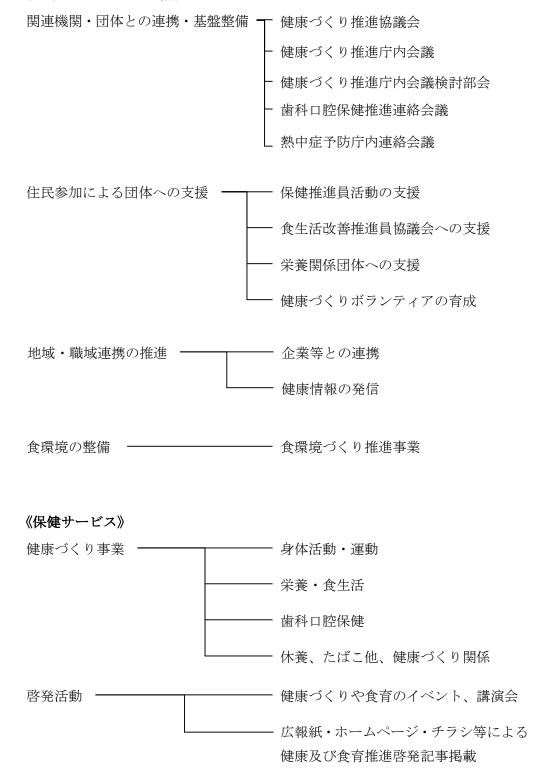
内 容 指定医療機関で実施した、先進医療として告示されている不育症の検 査

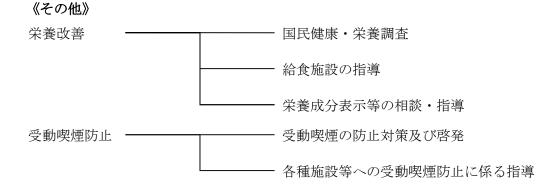
年 度	2	3	4	5	6
助成件数(件)		-	1	-	-

健康づくり支援課

1 事業概要

《健康づくりの基盤整備》





2 運動指導事業

(1) 健康教室

	事業名	内容	回数	人数
	シェイプアップ運動教室	メタボリックシンドローム解消のための運動を体験し、日常生活において実践するための方法を指導する教室を実施する。		433
成人保健	親子でいっしょにわくわく運動教室	子育て世代を対象にメタボリックシンドローム予 防のための運動実技や講話、また栄養に関する講 話を実施する。		147
事業	つながる健康レッスン	PTAとの共催で運動をテーマにした健康教室を実施する。	5	72
	依 賴 事 業	団体からの依頼を受けて、運動をテーマにした健 康教室を実施する。	2	80
介護予	体力アップ倶楽部(初級編)	高齢者を対象に介護予防を目的とした運動機能向 上、栄養改善、口腔機能向上などについて学ぶ	16	286
防事業	体力アップ倶楽部 (中級編)	高齢者を対象に介護予防を目的とした運動機能向 上を図るための方法を学ぶ	16	246

(2) 健康マイレージ事業 (県との共同事業)

- ・ウォーキングを楽しく続けて、健康づくりが進められるように支援する。 登録者数 2,260人 (コバトン ALKOO マイレージ) (令和7年4月1日時点)
- ・ウォーキング講習会 2回 54人

(3) ラジオ体操

・ラジオ体操講習会

目 的 運動習慣をつくるきっかけづくりとして、ラジオ体操の正しい動きを学ぶ。

年度	2	3	4	5	6		
実施回数	_	-	1	2	2		
参加人数	-	-	47	243	223		

※令和4年度は、親子向けの講習会として実施

3 栄養改善事業

(1) 栄養改善事業一覧

	事 業 名	主な内容	回数	人数
成	からだうれしい食事教室	生活習慣病予防の食生活について	6	80
人	シェイプアップ運動教室	健康づくりにおける運動と食事の重要性について	7	141
	特定健診・保健指導	個別による栄養相談	3	3
健事	出前講座	公民館、サークル等からの依頼による栄養講座	_	
業	各種教室の相談、 電話相談、来所相談	病態別食事のポイントについて個別で相談	25	167
١.	体力アップ倶楽部(初級編)	高齢者の栄養改善についての講義	4	68
介護	体力アップ倶楽部(中級編)	同即在の木食以音にういての講我	4	63
予	かわごえ体力測定会	高齢者の栄養改善についての講義	9	700
防事	出前講座	公民館、サークル等からの依頼による栄養講座	3	120
業	各種教室の相談、 電話相談、来所相談	介護予防の栄養のポイント等についての個別相談	54	265
	川越市保健推進員協議会	人里 站 角 小开放人用牌 - 协举人还到 - 办什你奶干掉	_	_
団	川越市食生活改善推進員協議会	会員対象の研修会開催、協議会活動への技術的支援	7	117
体へ	共催の教室	団体、公民館等との共催による栄養教室、調理実習等	5	90
の 支	川越市保健所管内栄養士研究会		6	54
援	地域活動栄養士PFCの会	付 役員会、施設見学、研修会等 研究会活動への支援	7	57
	共催の教室(地域活動栄養士PFCの会)	団体、公民館等との共催による栄養教室	3	38
	給食施設指導	巡回指導、研修会の開催、個別相談等	35	724
その	食品製造者指導事業	栄養成分表示等の相談に応じる	16	16
他	国民健康・栄養調査	調査の実施、集計等	1	41
	就学時健康診断	朝食の大切さについての啓発チラシの配布	32	2, 617

(2) 給食施設指導

健康増進法に基づき、給食施設に対して巡回指導、研修会の開催、個別相談等を 実施。

(3) 栄養関係団体育成

① 川越市食生活改善推進員協議会

a. 活動目的

協議会員の連携を密にして、食生活改善を普及し、市民の健康増進に寄与することを目的とする。

b. 活動内容

- ・資質向上のための研修会に参加 (川越市主催)
- ・調理実習の開催(よい食生活をすすめるための調理実習等)
- ・公民館、社会福祉協議会等 他団体事業に協力 (調理実習等)
- ・埼玉県食生活改善推進員団体連絡協議会活動への参加

- **c. 会員数** 62 名 (令和 7 年 4 月 1 日現在)
- **d. 設立** 平成 10 年 7 月 6 日

② 地域活動栄養士 PFCの会

a. 活動目的

地域活動を通して食生活の向上等、地域の健康管理に寄与し、併せて会員の資質向上と親睦を図ることを目的とする。

b. 活動内容

- ・幼児へのエプロンシアター等を媒体とした栄養教育を主に、全ライフステージを対象として生活習慣病予防のための栄養指導を実施
- ・自主勉強会の開催
- ・埼玉県栄養士会 地域活動栄養士協議会活動への参加
- **c. 会員数** 14名 (令和7年4月1日現在)
- d. 設立 平成8年4月1日 (平成15年度 埼玉県川越保健所から川越市保健所に事務局移管)

③ 川越市保健所管内栄養士研究会

a. 活動目的

給食施設における衛生管理並びに栄養管理について研鑚にはげみ、これらの 管理面の向上と改善に努め、併せて会員相互の情報交換を図ることを目的とす る。

b. 活動内容

- ・自主勉強会、研修会等の開催
- **c. 会員数** 32 施設(令和7年4月1日現在)

(4) 食環境づくり推進事業

目 的 働き・子育て世代の健康に関心の薄い者を含む幅広い対象が望ましい食 習慣の習得ができるとともに健康に配慮した食品が意識せずに手に入る ような自然に健康になれる食環境づくりを目的とする。

4 歯科保健事業

(1) 歯科保健事業一覧

	事業名	内容	回数	人数
	成人歯科健診	歯科検診及び個別の歯みがき指導	1	19
成人	歯周病検診	歯科検診 (委託医療機関で受診)		345
介	体力アップ倶楽部 (初級編)	高齢者の口腔機能向上についての講義と実技	4	70
護	体力アップ倶楽部 (中級編)	同即名の日腔機能円上にづいての神教と夫女	4	62
予防	かわごえ体力測定会	高齢者の口腔機能向上についての講義と実技	9	700
事業	依頼事業	自治会、老人会等からの依頼による歯科保健講座	4	147
	各種教室後、電話、来所相談等	歯や口に関することについて個別で相談	17	17
	健康づくり団体への支援	健康づくり団体への支援		
その	幼児のむし歯予防推進事業※	幼児のむし歯予防推進事業		_
他	障害者(児)歯科保健事業※	障害者 (児) 歯科保健基盤整備事業	_	_
	依頼事業 (学童期)	学校からの依頼による歯科保健講座	8	995

※は、別掲

(2) 歯科保健事業の主なもの

① 予防啓発事業

a. フッ化物塗布事業

年度	2	3	4	5	6		
実施回数	1	4	6	6	8		
参加人数	33	101	120	101	149		

- ※ 歯ッピーフェスティバル、健康まつりで実施
- ※ 平成26年度から、2歳児親子歯科健診においても開始

b. フッ化物洗口事業

年度	2	3	4	5	6		
実施回数					2		
参加人数	_	_	_	_	382		

※ 歯ッピーフェスティバル、健康まつりで実施

② 歯科保健基盤整備事業

a. 幼児のむし歯予防推進事業

目 的 市内私立保育園、幼稚園並びに市立保育園の希望する施設を対象としたフッ化物洗口事業や啓発事業を通して、母子歯科保健分野の基盤整備の推進を図る。

	会議・研修・関係機関	/D 64 (6)36 /D)	フッ化物洗口事業						
年度	との調整等(回)	保健指導(回)	園児数 (人)	実施園児数 (人)					
2	7	84	1, 380	1, 336					
3	13	136	1, 256	1, 209					
4	14	135	1, 308	1, 263					
5	12	146	1, 271	1, 243					
6	16	136	1, 268	1, 221					

b. 障害者(児)の歯科保健事業

目 的 社会福祉施設等における歯科健診及び歯科保健指導を通して、障害者 (児)歯科保健事業の基盤整備の推進を図る。

会議・研修・関		歯科健診		保健指導		歯科健診等 未実施者		口腔ケア研修 会等		関連施設との 連携 (カン	個別相談	
年度	係機関との調整 等(回)	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	ファレンス 等) (回)	電話相談	訪問 (延べ)
2	17	29	152	29	152	-	_	3	48	29	84	41
3	18	28	227	28	227	11	ı	7	38	28	70	33
4	11	34	233	34	233	14	I	11	121	34	77	48
5	10	31	186	31	186	12		12	169	31	81	40
6	15	28	199	28	199	13	-	12	152	28	88	26

5 団体組織・関係団体との連携・基盤整備

(1) 川越市健康づくり推進協議会

※ 平成 26 年 7 月、旧食育推進懇話会と統合し、新たに「川越市健康づくり推進協議会」を設置

① 目的

市民一人ひとりが健康・食育・歯科口腔保健への関心を高めて、主体的に健康づくりに取組むことができるよう、市民・市・関係機関等が相互に連携し、協働して推進するための協議を行う。

② 委員の構成

• 学識経験者

4名

・保健医療関係団体の代表者 5名

・社会福祉関係団体の代表者 2名

・健康づくり推進活動を行う団体の代表者 7名

・市民の代表者

1名

③ 活動状況

年度	2	3	4	5	6
会議回数(回)	1	1	2	2	5

※ 令和3年度は書面開催とした

④ 令和6年度活動内容

川越市健康まつり実行委員会 4回開催

(2) 川越市歯科口腔保健推進連絡会議

※ 平成 26 年 3 月、「川越市歯の健康づくり推進検討委員会」を廃止し、平成 26 年 7 月、「歯科口腔保健推進連絡会議」を新たに設置

① 目的

川越市歯科口腔保健の推進に関する条例(平成 25 年条例第 31 号)に規定する 歯科口腔保健の推進に関する事項について関係機関等との連絡調整及び連携強化 を図る。また、歯科保健サービスの推進及び歯科保健医療分野における保健、医 療、社会福祉、労働衛生、教育関係者等の連携に関し意見交換を行う。

② 委員の構成

地域歯科保健団体6名保健衛生団体3名社会福祉団体1名教育関係団体1名労働衛生に関する者1名学識経験者2名その他市長が認めた者5名

③ 活動状況

年度	2	3	4	5	6
会議回数(回)	_	ı	ı	_	1

6 組織活動の支援

(1) 川越市保健推進員

① 設置目的

市民の自主的かつ継続的な健康づくりを地域と行政が協働で推進し、市民の健康寿命の延伸を図るため、川越市保健推進員を設置する。

② 選出基準と任期

選出基準 3,000 世帯まで 2 人、それ以上は概ね 1,500 世帯ごとに 1 人 任期 2 年 (市長の委嘱)

③ 設立年月日

保健推進員平成2年4月1日保健推進員協議会平成4年7月3日

④ 支会別人数 108人(令和7年4月1日現在)

	支	:会		人数	支会			人数	支会			人数	支会			人数			
第	1	支	会	3(2)	第	7	支	会	4(2)	古	谷	支	会	3(2)	霞	ケ	関 支	会	9(6)
第	2	支	会	3(0)	第	8	支	孙	3(3)	南	古名	支谷	公	7(6)	霞	ケ関	北支	会	5(5)
第	3	支	会	5(6)	第	9	支	会	4(2)	疶	階	支	숲	16(9)	名	細	支	会	9(7)
第	4	支	会	2(2)	第	10	支	会	3(2)	福	原	支	숲	6(5)	Ш	鶴	支	会	2(2)
第	5	支	会	2(2)	第	11	支	会	4(4)	山	田	支	숲	3(3)					
第	6	支	会	3(0)	芳	野	支	会	2(2)	大	東	支	숲	10(7)					

()は委嘱実人数

⑤ 活動内容

市民の健康寿命を延伸するための推進役として、健康づくりに関する正しい知識を学び、地域へ情報の発信等を行う。

- ・市民が健康に関心を持てるようきっかけづくりをする。
- ・地域担当保健師等と連携を図り地区の健康づくりを推進する。
- ・保健推進員自身も健康に関心が持てるよう学習する。
- ・市からの依頼事業に協力する。
- ・資質の向上のための定例研修会、会議に参加する。

⑥ 保健推進員協議会活動

- ・協議会活動の円滑な実施のための、役員会議の開催
- ・委員会活動(広報委員会、健幸いきいき委員会、健康づくり委員会、健幸生活委員会)
- ・地区の健康づくりの推進
- ・健康フェスタの開催

(2) 川越市保健推進員協力員

① 目的

川越市保健推進員を退任した者のうち、希望者が退任後も継続して自身や家族、地域における健康づくりを推進できるよう、川越市保健推進員協力員を設置する。また、川越市保健推進員協議会が退任者に対し地区活動への協力を円滑に要請できる体制を整えることで、退任者の知識や技術を生かした地区活動の推進や、退任者による推進員の育成を目的とする。

② 対象と登録

対 象 退任者のうち推進員が行う地区活動に協力を希望する者 登 録 2年ごとの更新

③ 活動状況

- ・川越市保健推進員協議会からの協力要請(地区活動、歯ッピーフェスティバル、 川越市健康まつり等)
- 川越市保健推進員協議会研修会等への参加
- ・市が案内した講演会、研修会等への参加

(3) 健康づくりボランティアグループ やまぶき21

① 目的

「川越みんなの健康プラン」策定時のワーキンググループのうち「身体活動・ 運動」グループが中心となり、計画の普及活動と運動の推進を目的に立ち上げた。 学習や情報交換を行い、ボランティア活動を通して健康づくりの普及啓発及び その推進を図る。

② 活動状況

- · 月 1 回定例会開催
- ・健康ウォーキングの開催等

7 健康づくりの推進

(1) 地区担当保健師活動

平成25年度、市内2地区で試行した地区担当保健師活動を平成27年度から市民 センター管内に拡大し、地区の特性を生かした保健活動を実施した。

令和6年度

実施内容	回数
地域で開催される会議	19
地域で開催されるイベント	4
健康情報の教室・啓発等	65
出張健康相談	15
計	103

(2) 啓発活動の推進

① 健康づくりイベント

a. 健康まつり

目 的 市民の健康意識の高揚と健康を自己管理する生活習慣の確立を目的とする。

年度	2	3	4	5	6
通算回数	第34回	第35回	第36回	第37回	第38回
参加人数	_		4, 884	430	433

[※]令和 4 年度は Web 開催

b. 歯ッピーフェスティバル(歯と口の健康週間事業)

目 的 歯と口の健康に関する普及啓発を図るとともに、健康の保持増進に寄 与することを目的とする。

年度	2	3	4	5	6
参加人数			1, 910	1, 486	1,000

[※]令和4年、5年度はWeb 開催

② 健康づくり啓発

a. 健康啓発記事の掲載

広報川越、公民館だよりにおける健康記事掲載 広告付き番号案内表示システム、「川越シャトル」広告付デジタルサイネージ ホームページ、Facebook、X(旧 Twitter)、LINE、メールなどへの掲載

b. 疾病予防等に関するチラシ・ポスターの作成、配布

熱中症、世界禁煙デー、健康増進普及月間等

c. 啓発 DVD、CD-ROM の貸し出し

8 受動喫煙対策

改正健康増進法及び埼玉県受動喫煙防止条例に基づき、受動喫煙を防止する為の啓 発や指導等を実施した。

(1) 受動喫煙に関する通報及び相談等の件数

単位:件

年度	2	3	4	5	6
通報及び相談等	26	17	16	24	22
勧告数	_	-	-	-	_

(2) 喫煙可能室設置に係る法律及び条例に基づく届出書等の提出状況

①法律に基づく喫煙可能室設置施設届出数

単位:件

年度	2	3	4	5	6
新規	70	1	2	2	3
変更	3	1			
廃止	5	2	1		
喫煙可能室 設置施設数	244	243	244	246	249

※改正健康増進法が令和2年4月1日から施行。

②条例に基づく喫煙可能室設置届出書及び報告書数

単位:件

年度	2	3	4	5	6
届出数	_	154	10	8	6
報告数	_	_	-	15	23

※埼玉県受動喫煙防止条例が令和3年4月1日から施行。

(3) 啓発について

- 世界禁煙デー(5月31日)に合わせた受動喫煙防止に関する周知啓発
- 健康まつり等の各種イベントで受動喫煙防止に関する周知啓発

健康管理課 健康づくり支援課

1 事業の概要

健康手帳の交付	
健康教育 ————————————————————————————————————	健康増進法に基づく健康教育 地域保健法に基づく健康教育
健康相談 ————————————————————————————————————	健康増進法に基づく健康相談 地域保健法に基づく健康相談
各種検診等	がん検診 結核検診 肝炎ウイルス検診 骨密度検診 歯周病検診 健康増進健康診査
ウイルス性肝炎患者等重症化予防	推進事業
がん患者への支援 ―――	がんサロン
訪問指導	
難病対策 指定難病等[医療給付申請事務 爰事業
 石綿(アスベスト)対策	石綿(アスベスト)健康相談 石綿健康被害救済制度の申請事務
肝炎対策 ——————	肝炎治療医療費助成の申請事務
原爆被爆者対策 ————————————————————————————————————	各種申請進達 原爆被爆者に関する相談
 骨髄移植ドナー助成費交付	
地域支援事業 —————	

2 健康手帳の交付者数

健康増進法に基づき主に健康診査・がん検診の受診者に交付。

単位:人

						1 12 1 / 1
区分	年度	2	3	4	5	6
新規	75歳~	768	579	639	552	610
新規	40歳~74歳	1,624	1,466	2,078	1, 332	1, 206
再交付	75歳~	488	404	355	459	382
丹父刊	40歳~74歳	431	357	244	288	239
	計	3, 311	2,806	3, 316	2, 631	2, 437

3 健康教育

〇 健康増進法に基づく健康教育

事業対象者は40歳以上65歳未満。65歳以上については、地域支援事業、一般介護予防事業として計上。

集団健康教育

年度	F C	2	3	4	5	6
歯周疾患	回数(回)			_	5	13
图 川 沃 芯	人員(人)			_	54	145
ロコモティブ	回数(回)	1		_		1
シンドローム	人員(人)			_	_	
病態別	回数(回)	1	7	5	6	7
7的 思 加	人員(人)	27	105	172	73	101
薬	回数(回)	1		_		1
米	人員(人)			_	-	
慢性閉塞性	回数(回)	1		_		1
肺疾患	人員(人)	1	l	_		21
一般	回数(回)	9	28	53	70	76
7月文	人員 (人)	368	512	1,356	2, 362	1, 591
計	回数(回)	10	35	58	81	97
μΙ	人員 (人)	395	617	1,528	2, 489	1,858

〇 地域保健法に基づく健康教育

健康教育

左		2	3	4	5	6
歯	回数(回)	_				55
出	人員(人)		1	1	1	1,019
栄養	回数(回)	_		3	8	11
本食	人員 (人)	_	_	18	39	728
運動	回数(回)	_	3	4	14	21
连到	人員 (人)	_	19	7	78	284
精神	回数(回)	_				1
不 月	人員(人)	_	_			3
休養	回数(回)	_				1
小 食	人員(人)	_				3
禁煙	回数(回)					1
示性	人員(人)	_				59
その他	回数(回)	_	1	1	8	6
~ V) TE	人員(人)	_	10	10	177	183
計	回数(回)	_	4	8	30	96
μĪ	人員 (人)	_	29	35	294	2, 279

(1) 健康教室 (講座等主なもの)

① 集団健康教育

a. 栄養改善教室「からだうれしい食事教室」

目 的 生活習慣病予防のための栄養に関する正しい知識の普及と食生活の改善を 促す。

対 象 成人

内容 管理栄養士による講話

会場 総合保健センター、公民館

年度	2	3	4	5	6
実施回数(回)	_	5	5	6	6
延人数(人)	_	33	46	69	80

b. シェイプアップ運動教室

目 的 メタボリックシンドローム解消のための運動を身につけ、日常生活において実践できるよう支援する。

対象 18 才以上

内容 健康運動指導士による講話と実技、栄養士による講話

年度	2	3	4	5	6
実施回数 (回)	_	17 (3回×9カール)	18 (3回×6クール)	29 (3回×8クール) (1回×2会場) (3回×1クール)	21 (3回×6カール) (3回×1カール)
延人員(人)	_	153	224	345	433

- ※ 令和2年度は3回×15会場中止。既に申し込みがあった方に資料提供及び看護職からの電話による運動・栄養等の指導を実施した
- ※ 令和3年度は3回×2会場を中止
 - ・2回目、3回目中止(水上公園、子育て安心施設すくすくかわごえ)。 既に申し込みがあった方に、資料提供及び栄養士からの電話による運動・栄養等の 指導を実施した
- ※ 令和4年度は3回×3会場を中止 令和4年度は夜間開催、オンライン健康講座を実施した
- ※ 令和5年度は夜間開催1回×2会場を実施。
- ※ 令和5年度より業務委託開催分も計上

c. 共催による健康教育

目 的 市民の健康づくりの一助とする

対 象 成人

年度	共催団体	テーマ	来所者数 (人)
2	_	_	_
3	_	-	_
4	医師会	①なったらどうする、糖尿病 ②COVID-19 5類への道 最新の予防・診断・ 治療	207
5	医師会	①糖尿病のお薬の話~どうしてこの薬は効く のだろうか~ ②健康長寿のための腎臓のお話し	191
6	医師会	睡眠の謎に挑む~基礎研究から睡眠ウェルネスへ~	513

② 特定保健指導

- 目 的 保健指導対象者が生活習慣を改善するための行動目標を設置し、その目標を自 らが実践し健康に関するセルフケア(自己管理)ができるよう支援する。
- 対象 川越市国民健康保険の被保険者で、内臓脂肪型肥満に着目した特定健診を受診 し、特定保健指導(動機づけ支援・積極的支援)が必要と判断された者
- 内 容 厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム」に準じた内臓脂肪型肥満に 着目した保健指導
 - ○情報提供支援: すべての健診受診者に対して、結果返却と併せてリーフレットの配布
 - ○動機づけ支援:3ヶ月間の支援(個別面接2回)
 - ○積極的支援:3ヶ月間の支援(個別面接3回、電話支援2回)
 - ※上記は基本的な支援回数であり、個々の状況に合わせて支援回数に増減あり

(動機付け支援)

(3) // (1							
		年度	2	3	4	5	6
	特定保健	指導利用券発送数	1,816	1, 484	1, 355	1,540	1, 434
参	参 動機づけ支援(実人員)			10(4)	8(2)	13(6)	15(6)
加	支	支援回数 (延回数)	22	10	8	13	15
者	援	(再掲) 栄養相談(延回数)	1	1	1	1	1

(積極的支援)

		年度	2	3	4	5	6
	特定保健	指導利用券発送数	462	438	435	534	482
参	参積極的支援(実人員)			1(1)	- (-)	3(1)	9(3)
加 支 支援回数(延回数)		6	1	1	3	9	
者	援	(再掲) 栄養相談(延回数)	1	-	-	-	1

- ※ 支援回数は、個別面接・グループ支援・電話支援・メール支援の支援方法をあわせた 回数。
- ※ 一部の医療機関においても実施(実績数は川越市総合保健センター分のみ)。
- ※ シェイプアップ運動教室による支援者を含む。

4 健康相談

〇 健康増進法に基づく健康相談

事業対象者は40歳以上65歳未満。65歳以上については、地域支援事業、一般介護予防事業として計上。

	年度		2	3	4	5	6
4/1	合健康相談	回数(回)	26	45	36	75	54
形	一	人員(人)	26	112	64	390	492
	高血圧	回数(回)	_	2	5	27	20
	FI] IIII./	人員(人)	_	2	19	87	198
	脂質異常症	回数(回)	_	4	4	1	4
	加貝共市沚	人員(人)	_	4	4	1	4
	糖尿病	回数(回)	4	5	6	3	1
重	476 <i>D</i> IN 7P3	人員(人)	4	5	6	3	1
点	歯周疾患	回数(回)	_	2	8	12	7
健	图内沃心	人員(人)	_	2	8	12	7
康	骨粗鬆症	回数(回)	_	1	1	_	3
相	月 化五苯公儿丘	人員(人)	_	3	1	_	38
談	女性の健康	回数(回)	14	11	24	12	6
	ダ圧が健康	人員(人)	14	11	32	12	11
	病態別	回数(回)	5	10	19	8	8
	7/1 /25 //1	人員(人)	5	10	19	8	8
	合計	回数(回)	23	35	67	63	49
	日刊	人員(人)	23	37	89	123	267
	合 計	回数(回)	49	80	103	138	103
		人員(人)	49	149	153	513	759

〇 地域保健法に基づく健康相談

	í		2	3	4	5	6
歯		回数(回)		3		4	4
困		人員(人)	_	3	_	4	4
栄	養	回数(回)	1	6	3	9	6
木	段	人員(人)	1	6	6	11	22
精	神	回数(回)	5	23	21	8	3
小月	7 T	人員(人)	5	23	21	8	3
運	動	回数(回)	_	1	3	4	7
進	到	人員(人)	_	1	2	6	20
休	養	回数(回)	_	4	_	1	_
NK.	段	人員(人)	_	4	_	1	_
禁	煙	回数(回)	1	2	_	_	_
示	圧	人員(人)	1	2	_	_	_
難	病	回数(回)	1	2	_	_	_
天世	773	人員(人)	1	2	_	_	_
その	(H1	回数(回)	_	1	8	15	21
- (0)	lin-	人員(人)	_	1	8	34	64
計		回数(回)	8	42	35	41	41
μΙ		人員(人)	8	42	37	64	113

(1) 成人健康相談

目 的 健康に関しての不安を取り除き、日常生活の見直しを支援する。

対 象 成人

内 容 保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士等による健康相談

年度	2	3	4	5	6
実施回数(回)	7	23	84	307	240
来所者数(人)	14(-)	77 (55)	246 (217)	667 (513)	1, 237 (953)

※うち()内は65歳以上

※ 総合保健センター主催の運動教室等における健康相談の実績。

(2) 電話および来所による健康相談

目 的 市民からの相談に応じ、市民の健康不安の解消に努める。

対 象 成人

担 当 保健師・栄養士・歯科衛生士

単位:件

	年 度	2	3	4	5	6
電話相談	もしもし健康相談	14(5)	18(6)			
電話相談	一般電話による相談	51 (26)	163 (66)			
	来所相談	2(1)	6(5)			
	·		<u> </u>	\•/ >	با ۱ م	110445011

※うち()内は65歳以上

※ 令和4年度より、電話相談・来所相談は、成人・介護の健康相談に計上。

5 がん検診等

(1) 検診事業一覧

健康増進法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき事業を実施している。

各検診は一次検査として実施し、その結果により精密検査(二次検査)の受診や治療へ結び つける指導を行っている。

		基	胃	胃	肺	子	乳	大	前	骨	歯	肝
	検査項目	本	エ	内	が、	宮	2.0	腸	立		1551	炎
	(火耳/大口)	的	ツ		ん		が		腺	密	周	ウ
		な	ク	視	結	が	h	が	が	度	病	イ
		検	ス	鏡	核	ん		h	ん			ル
事業名称		査	線	検		検	検	検	/č 検	測	検	スム
		項	検		検		_ <u>_</u> _			Д.	<u></u>	検
	①がん検診	目	査	査	査	査	査	査	査	定	査	查
総合保健			0		Ě			_	U	_		
センター	②がん検診 				0		0	0		0		
施設検診	③乳がん検診						0			0		
	④骨密度検診									0		
	⑤胃がん検診+大腸がん検診		0					0				
地区集団検診	⑥肺がん(結核)検診+大腸がん検診				0			0				
	⑦乳がん検診+大腸がん検診						0	0				
	⑧大腸がん検診							0				
	⑨前立腺がん検診								0			
	⑩子宮がん検診					0						
	⑪乳がん検診						0					
個別検診	⑩胃がん検診(胃部エックス線検査)		0									
	⑬胃がん検診(胃内視鏡検査)			0								
	④歯周病検診										0	
	15健康増進健康診査	0										
all de Division	⑯肝炎ウイルス検診											•

^{●=}特定感染症検査等事業として実施

(2) 総合保健センター施設検診の実施状況

① がん検診

目 的 がんの早期発見を図り、早期治療に結びつけるとともに、生活習慣の改善等、 予防意識の自覚を促す。

対象 40歳以上の市民

区分	度 2	3	4	5	6
実施回数 (回)	53	97	109	108	107
受診人数 (人)	1,212	1,792	2, 338	2, 273	2, 182

② がん検診

目 的 がんの早期発見を図り、早期治療に結びつけるとともに、生活習慣の改善等、 予防意識の自覚を促す。

対象 40歳以上の市民(女性)

区分	年度	2	3	4	5	6
実 施 回 数	(回)	1	22	22	22	21
受診人数	(人)		476	585	565	564

③ 乳がん検診

目 的 がんの早期発見を図り、早期治療に結びつけるとともに、生活習慣の改善等、 予防意識の自覚を促す。

対象 40歳以上の市民(女性)

区分	年度	2	3	4	5	6
実施回数((回)	13	20	19	18	18
受診人数((人)	433	477	544	524	555

④ 骨密度検診

目 的 骨密度検診による、骨粗鬆症のスクリーニング検査及び生活習慣の改善等、 予防意識の自覚を促す。

対象 40歳以上の市民

区分	年度	2	3	4	5	6
実施回数	(回)	6	10	10	10	10
受診人数	(人)	201	287	372	385	432

(3) 検診項目別実施状況

① 胃がん検診

目 的 胃がんの早期発見を図り、早期治療に結びつけるとともに、生活習慣の改善等、 予防意識の自覚を促す。

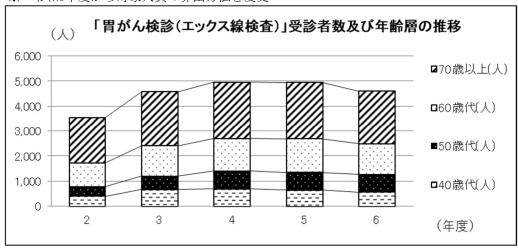
a. エックス線検査

会 場 委託医療機関、公民館等(地区集団検診)及び総合保健センター

対象 40歳以上の市民

			_		年月	变	2	3	4	5	6
×	区分					/	۷	3	4	5	Ü
	44	H	, ct	MA	нн	187	医療機関 15所	医療機関 14所	医療機関 14所	医療機関 13所	医療機関 13所
実及	施 び	医 実	療 : : : : : : : : : : : : : : : : : : :	機 施	関 回	数 数	集団6回	集団9回	集団9回	集団9回	集団9回
							センター53回	センター97回	センター109回	センター108回	センター107回
対	象	人	員	(人)	100, 258	215, 729	216, 888	217, 954	218, 802
受	診	人	員	(人)	3, 547	4, 575	4, 962	4, 943	4, 595
受	診	率	Ì	(%)	3. 5	2. 1	2.3	2.3	2. 1
	<u> </u>	異	常	なし	し(,	人)	2, 601	3, 284	3, 702	3, 503	3, 041
	次判	要	精	検	()	()	283	312	327	284	302
5	分定	上 有	記所	見 ā	外 皆(<i>)</i>	の 人)	663	979	933	1, 156	1, 252
	年	40	歳	代	()	()	405	664	691	646	557
*	代別受	50	歳	代	()	()	373	528	716	704	713
3	^X 受 診	60	歳	代	()	()	946	1, 213	1, 286	1, 335	1, 224
	者	70	歳	以_	Ŀ(,	人)	1,823	2, 170	2, 269	2, 258	2, 101
			計				3, 547	4, 575	4, 962	4, 943	4, 595

- ※ 受診率は、がん検診結果統一集計による
- ※ 令和3年度から対象人員の算出方法を変更



b. 胃内視鏡検査

会 場 委託医療機関

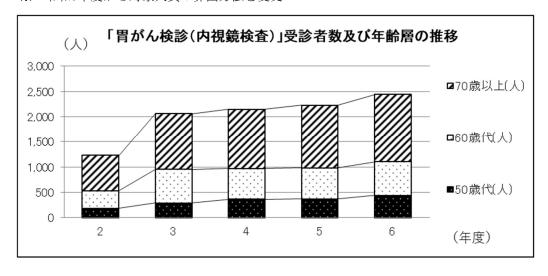
対象 50歳以上の市民 ※ 受診間隔 同一人について2年に1回

	(分	_	_	_		年月	变	2	3	4	5	6
実	施	医	ž	療	機	関	数	医療機関 20所	医療機関 22所	医療機関 22所	医療機関 21所	医療機関 23所
対	象	人		員	(人)	87, 245	161, 090	163, 887	166, 314	168, 777
受	診	人		員	(人)	1, 231	2, 058	2, 146	2, 229	2, 442
受	診		率		(%)	3.8	2.0	2.6	2.6	2.8
	<u> </u>		異	常	なし	ر) ر	人)	1, 176	1, 918	2,079	2, 155	2, 357
	次判		要	精	検	()	()	14	106	27	16	37
5	分定		上有	記所	. 以 見 a	外 針 ()	の 人)	41	34	40	58	48
	年代		50	歳		()	()	183	286	363	371	441
十二	十代別受		60	歳	代	()	()	349	664	604	608	658
	^双 受 診		70	歳	以」	Ŀ(,	人)	699	1, 108	1, 179	1, 250	1, 343
				計	•	•	·	1, 231	2, 058	2, 146	2, 229	2, 442

※ 受診率の算出方法

[(前年度の受診者数) + (当該年度の受診者数) - (前年度及び当該年度における2年連続受診者数)]/(当該年度の対象者数)×100

- ※ 受診率は、がん検診結果統一集計による
- ※ 令和3年度から対象人員の算出方法を変更



② 肺がん (結核) 検診

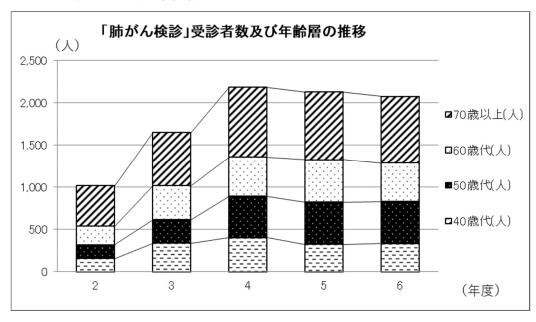
目 的 肺がんの早期発見を図り、早期治療に結びつけるとともに、生活習慣の改善等、 予防意識の自覚を促す。

会場 公民館等(地区集団検診)及び総合保健センター

対象 40歳以上の市民

	、	\	_	_		年月	变 /	2	3	4	5	6
宇		ŧ/			ы		米	集団7回	集団5回	集団5回	集団5回	集団5回
実		放	<u>n</u>		回		数	センター53回	センター119回	センター131回	センター130回	センター128回
対	象	人		員	(人)	100, 258	215, 729	216, 888	217, 954	218, 802
受	診	人		員	(人)	1, 017	1, 646	2, 182	2, 127	2, 074
受	診		率		(%)	1.0	0.8	1. 0	1. 0	0. 9
	<u> </u>		異	常	なし	ر) ر	人)	895	1, 567	2, 051	1, 989	1, 923
	次 判		要	精	検	()	()	39	52	101	120	117
5	分定		上有	記所	見 :		の 人)	83	27	30	18	34
	年代		40	歳		()	()	156	335	401	321	332
	別		50	歳	代	()	()	161	277	488	501	496
	受診		60	歳	代	()	()	218	404	466	501	459
	者 数		70	歳	以_	Ŀ(,	人)	482	630	827	804	787
				計				1,017	1,646	2, 182	2, 127	2, 074

- ※ 受診率は、がん検診結果統一集計による
- ※ 令和3年度から対象人員の算出方法を変更



③ 子宮がん検診 (頸部)

目 的 子宮がんの早期発見を図り、早期治療に結びつけるとともに、予防意識の自覚 を促す。

会 場 委託医療機関

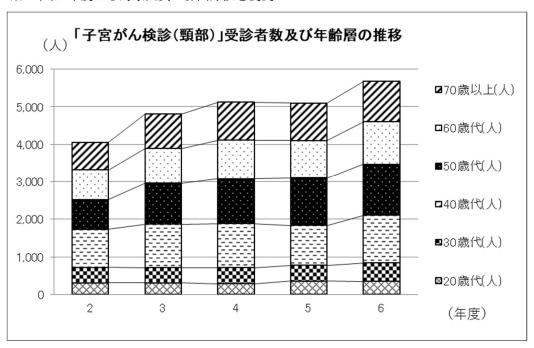
対象 20歳以上の市民(女性) ※ 受診間隔 同一人について2年に1回

	三分		_	_	年月	变 /	2	3	4	5	6
実	施	医	療	機	関	数	医療機関 13所	医療機関 13所	医療機関 14所	医療機関 13所	医療機関 13所
対	象	人	員	(人)	77, 455	148, 062	148, 458	149, 099	149, 569
受	診	人	員	(人)	4, 052	4, 808	5, 124	5, 098	5, 676
受	診	率		(%)	11. 4	6. 0	6. 7	6.9	7. 2
	<u> </u>	異	常	なし) ()	人)	3, 921	4, 680	4, 989	4, 995	5, 574
	次	要	精	検	()	\langle	131	128	135	103	102
2	判分定	上 有	記 所	! 見 才	外 皆()	の 人)					
	年	20	歳	代	()	()	307	313	284	362	351
	代	30	歳	代	()	()	418	397	426	414	486
	別 受	40	歳	代	()	(1, 009	1, 160	1, 170	1,056	1, 268
	診	50	歳	代	()	$\langle \ \rangle$	793	1,086	1, 197	1, 267	1, 367
	者	60	歳	代	()	()	795	936	1, 035	1,006	1, 125
	数	70	歳	以_	E (,	人)	730	916	1, 012	993	1,079
			計				4, 052	4, 808	5, 124	5, 098	5, 676

※ 受診率の算出方法

[(前年度の受診者数) + (当該年度の受診者数) - (前年度及び当該年度における 2年連続受診者数)]/(当該年度の対象者数)×100

- ※ 受診率は、がん検診結果統一集計による
- ※ 令和3年度から対象人員の算出方法を変更



④ 子宮がん検診(体部)

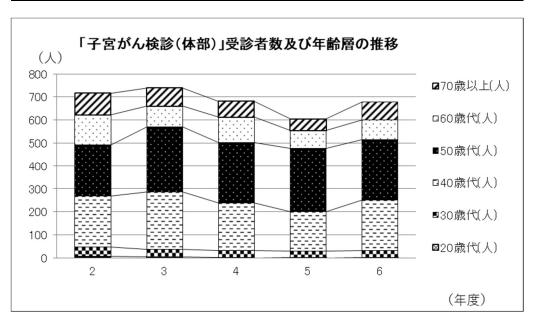
目 的 子宮がんの早期発見を図り、早期治療に結びつけるとともに、予防意識の自覚を促す。

会 場 委託医療機関

対象 20歳以上の市民(女性)(問診の結果、最近6か月以内に症状があった方)

※ 子宮がん検診(頸部)と併せて受診

区分	年度	2	3	4	5	6
実 施 图	医療機関数	医療機関 13所	医療機関 13所	医療機関 14所	医療機関 13所	医療機関 13所
受 診 人	、 員 (人)	716	739	681	605	677
区一	異常なし(人)	704	714	668	592	664
次判	要精検(人)	5	15	5	7	8
分定	上 記 以 外 の 有 所 見 者 (人)	7	10	8	6	5
年	20 歳代(人)	6	5	1	2	3
代	30 歳 代 (人)	42	32	31	28	30
別 受	40 歳代(人)	221	250	206	171	218
診	50 歳 代 (人)	224	282	264	276	265
者 数	60 歳 代 (人)	129	91	110	77	84
女人	70 歳以上(人)	94	79	69	51	77
	計	716	739	681	605	677



⑤ 乳がん検診

目 的 乳がんの早期発見を図り、早期治療に結びつけるとともに、予防意識の自覚を 促す。

会場委託医療機関、公民館等(地区集団検診)及び総合保健センター

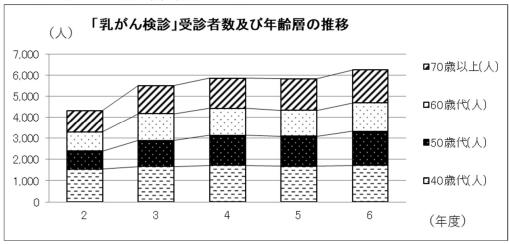
対象 40歳以上の市民(女性) ※ 受診間隔 同一人について2年に1回

/·1 =><			,					• \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	111 1.4 2 (1		
区分				_	年/	变 /	2	3	4	5	6
			.—	LAIA		W.	医療機関 11所	医療機関 11所	医療機関 12所	医療機関 12所	医療機関 12所
実 施及 で	! E	医 実	療力	機 施	関 回	数 数	集団7回	集団9回	集団9回	集団9回	集団9回
							センター13回	センター42回	センター41回	センター40回	センター39回
対 象	į ,	人	員	(人)	62, 149	110, 346	110, 943	111,680	112, 269
受 診	: ,	人	員	(人)	4, 321	5, 497	5, 857	5, 821	6, 238
受 記	参	率		(%)	16. 1	8.9	10.2	10.4	10.7
区 -		異	常	なし	· (,	人)	3, 810	4, 892	5, 232	5, 163	5, 589
半		要	精	検	()		376	432	399	456	447
分気		上有	記所	以 見 1		の 人)	135	173	226	202	202
左,		40	歳	代	()	()	1, 548	1,670	1, 724	1, 677	1, 723
数景	t IJ	50	歳	代	()	()	849	1, 223	1, 413	1, 416	1, 603
数 5 記	そ	60	歳	代	()	()	895	1, 270	1, 285	1, 240	1, 355
1		70	歳	以_	Ŀ(,	人)	1, 029	1, 334	1, 435	1, 488	1, 557
			計				4, 321	5, 497	5, 857	5, 821	6, 238

※ 受診率の算出方法

[(前年度の受診者数)+(当該年度の受診者数)-(前年度及び当該年度における 2年連続受診者数)]/(当該年度の対象者数)×100

- ※ 受診率は、がん検診結果統一集計による
- ※ 令和3年度から対象人員の算出方法を変更



⑥ 大腸がん検診

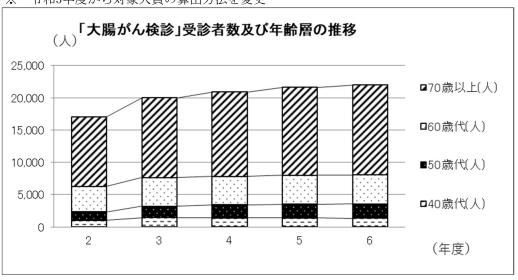
目 的 大腸がんの早期発見を図り、早期治療に結びつけるとともに、生活習慣の改善 等、予防意識の自覚を促す。

会場委託医療機関、公民館等(地区集団検診)及び総合保健センター

対象 40歳以上の市民

	区分		_		年度	#V	2	3	4	5	6
#	+/	E .	+	1616	BB	*/-	医療機関 100所	医療機関 99所	医療機関 101所	医療機関 101所	医療機関 101所
実及	施 び	医 実	療力	機 施	関 回	数数	集団20回	集団23回	集団23回	集団23回	集団23回
							センター53回	センター119回	センター131回	センター130回	センター128回
対	象	人	員	(人)	100, 258	215, 729	216, 888	217, 954	218, 802
受	診	人	員	(人)	17, 102	20, 019	20, 929	21, 649	21, 981
受	診	率		(%)	17. 1	9. 3	9. 6	9. 9	10.0
1	ヹー 次	異	常	なし	J ()	()	15, 396	18, 205	19, 332	19, 823	20, 038
,	判分定	要	精	検	(人	.)	1, 706	1,814	1, 597	1, 826	1, 943
	年代	40	歳	代	(人	.)	1,033	1, 440	1, 416	1, 400	1, 351
	別	50	歳	代	(人	.)	1, 300	1, 755	2, 022	2, 107	2, 199
	受診土	60	歳	代	(人	.)	3, 923	4, 440	4, 371	4, 472	4, 478
	者 数	70	歳	以_	Ŀ()	()	10, 846	12, 384	13, 120	13, 670	13, 953
·•⁄		本片	計		3∆ √+ H		17, 102	20, 019	20, 929	21, 649	21, 981

- ※ 受診率は、がん検診結果統一集計による
- ※ 令和3年度から対象人員の算出方法を変更



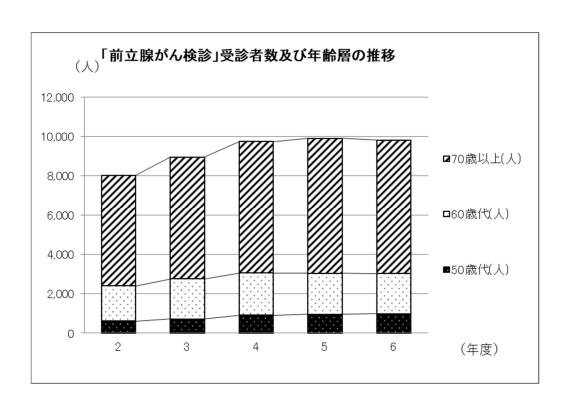
⑦ 前立腺がん検診

目 的 前立腺がんの早期発見を図り、早期治療に結びつけるとともに、予防意識の自 覚を促す。

会 場 委託医療機関及び総合保健センター

対象 50歳以上の市民(男性)

区分	年度	2	3	4	5	6
実 施 堕	_	医療機関 99所	医療機関 100所	医療機関 102所	医療機関 102所	医療機関 102所
及び	実 施 回 数	センター53回	センター97回	センター109回	センター108回	センター107回
受 診 /	人員 (人)	8, 026	8, 958	9, 745	9, 895	9, 813
一次判定	異常なし(人)	7, 351	8, 151	8, 788	8, 978	8, 796
区 分	要精検(人)	675	807	957	917	1, 017
年代	50 歳代(人)	615	713	917	960	985
者別 数 元	60 歳代(人)	1, 778	2, 041	2, 132	2,074	2, 035
^数 受 診	70 歳 以上(人)	5, 633	6, 204	6, 696	6, 861	6, 793
	計	8, 026	8, 958	9, 745	9, 895	9, 813

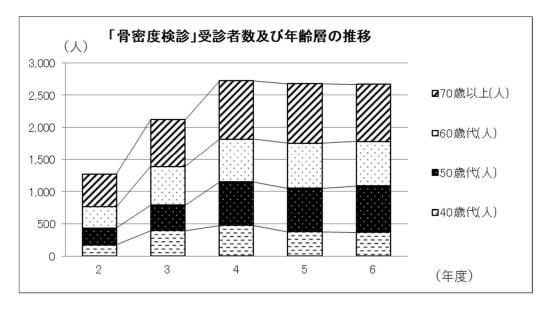


⑧ 骨密度検診

会場 総合保健センター

対象 40歳以上の市民

区分	年度	2	3	4	5	6
実 施	回数(回)	72	149	160	158	156
検	查 方 法	X線DXA法	X線DXA法	X線DXA法	X線DXA法	X線DXA法
測定	人員(人)	1, 273	2, 118	2, 720	2, 679	2, 666
区一	異 常 な し (正常域)(人)	904	1, 548	2, 053	2, 027	1, 999
次 判	要 指 導 (要注意域)(人)	267	375	440	421	432
分定	要 精 検 (注意域)(人)	102	195	227	231	235
年代	40 歳代(人)	174	394	475	379	370
別	50 歳代(人)	264	396	673	674	715
受診	60 歳代(人)	326	598	670	703	698
者 数	70 歳 以 上 (人)	509	730	902	923	883
	計	1, 273	2, 118	2, 720	2, 679	2, 666



⑨ 肝炎ウイルス検診

目 的 肝炎ウイルス感染の早期発見により、肝炎による健康障害を回避、軽減し、 肝炎ウイルスの正しい知識や感染状況の自覚を促す。

会 場 委託医療機関及び総合保健センター

対象 過去に市の検診を受診していない 20 歳以上の市民(ただし現在 B・C 型肝炎で治療中の方は除く)※ 特定感染症検査等事業として実施

区分	年度	2	3	4	5	6
実 施 🛭	医療機関数	医療機関 96所	医療機関 96所	医療機関 97所	医療機関 93所	医療機関 94所
及び	実 施 回 数	センター53回	センター97回	センター109回	センター108回	センター107回
受診	人 員 (人)	557	863	1, 258	1, 197	1, 234
区一	B型陰性(人)	553	858	1, 247	1, 192	1, 230
次	B型陽性(人)	3	5	9	3	4
判 分定	C 型陰性(人)	557	862	1, 253	1, 196	1, 231
分足	C型陽性(人)	_	1	3	1	2
年	20・30歳代(人)	44	25	49	32	25
代 別	40 歳代(人)	129	269	279	255	223
受	50 歳代(人)	92	118	287	301	303
診 者	60 歳代(人)	133	270	324	326	317
数	70 歳 以上(人)	159	181	319	283	366
	計	557	863	1, 258	1, 197	1, 234

⑩ ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業

目 的 肝炎ウイルス検査受検後のウイルス性肝炎陽性者等を早期に治療に繋げ、重 症化予防を図る。

a. 陽性者フォローアップ事業

内 容 初回精密検査費用助成未申請者に対する精密検査受診状況の確認。検査費用助 成申請者に対する治療状況等の確認。

調査	 [票]	 É付者	*数		_	_	年月	复	2	3	4	5	6
初回	可精	密札	食査	費用	助月	戈未	申請	者	8	4	9	3	4
検	查	費	用	助	成	申	請	者	15	4	6	7	4

b. 検査費用助成申請事務

	区分		年度 / _	#5. /	2	3	4	5	6
初	回精	密	検	查	-	1	6	4	2
定	期	検		査	10	9	9	7	7

※埼玉県への進達事務

⑪ 健康増進健康診査

目 的 無保険者の生活習慣病予防のため、生活習慣の改善等、予防意識の自覚を促す。

会 場 委託医療機関

対象 40歳以上で社会保険に加入していない、生活保護世帯に属する方または中国 残留邦人等支援給付を受けている市民

	区分				年月	变 /	2	3	4	5	6
実	施	医	療	機	関	数	56	58	57	57	55
受	診	人	数	(人)	63	51	52	78	81

12 歯周病検診

目 的 歯周疾患の早期発見を図り、早期治療に結びつけるとともに、生活習慣の改善 等、予防意識の自覚を促す。

会 場 委託医療機関

対 象 該当年度の4月1日に40・45・50・55・60・65・70歳の市民

× ×	(分	_			年月	变 //	2	3	4	5	6
実	施	医	療	機	関	数	122	114	106	103	104
受	診	人	員	(人)	85	266	428	405	345
×	₹ —	Ē	異常 /	なし	(人	()	10	35	64	68	54
	次 判	Ē	更 指	導	(人)	45	114	153	144	123
分	定	Ę	医 精	検	(人)	30	117	211	193	168

(4) がん検診により発見された、がんの部位年齢区分

																							単	位	: 人	(言	tta(のべ	人数	攵)
年 度			:	2					3	3					4	1					Ę	5					6	5		
種別			大	子		前			大	子		前			大	子		前			大	子		前			大	子		前
	胃	肺			乳	立	胃	肺			乳	立	胃	肺			乳	立	胃	肺			乳	立	胃	肺			乳	立
年代			腸	宮		腺			腸	宮		腺			腸	宮		腺			腸	宮		腺			腸	宮		腺
20歳代		\setminus		_		\setminus				-	\setminus		\setminus		\setminus	-	\setminus	\setminus		\setminus		-		\setminus	\setminus			-		
30歳代				_												_														
40歳代	_	_	_	_	8		_	_	1	1	7		_	_	_	_	2		-	-	2		5		=	-	1		7	
50歳代	_	_	1	_	4	1	_	_	1		2	1	_	_	1	_	5	_	-	-	2	2	8	3	=	-	5	1	9	1
60歳代	1	_	8	-	6	5	1	_	9	П	10	7	1	_	6	1	5	3	2	-	8		5	8	=	-	11		14	6
70歳 以上	17	_	37	-	10	33	16	1	36	ı	13	53	14	1	33	- 1	5	64	11	1	46		10	39	11	1	51	_	11	38
小 計	18	_	46	_	28	39	17	1	47	1	32	61	15	1	40	1	17	67	13	1	58	2	28	50	11	1	68	1	41	45
1			1	31					15	59					14	41					15	52					16	67		

(5) がん患者への支援

がんサロン(リレー・フォー・ライフ・ジャパン川越実行委員会と共催)

目 的 がん患者や家族が集まり交流することで、療養生活の悩み等を分かち合う 場所を提供するとともに、治療や療養に関する情報提供を行う。

対 象 がん患者およびその家族、医療関係者等

内容 患者および家族間の情報交換、医療関係者によるミニセミナーなど

会 場 南公民館

年度区分	2	3	4	5	6
回数(回)	-	1	5	6	5
患者または家族(人)		1	51	78	77
医療関係者等(人)		8	49	54	56
参加者計(人)		9	100	132	133

6 難病対策

(1) 指定難病等医療給付申請事務

- 目 的 指定難病等の治療を受けている方が、保険医療機関で保険診療を受けた際、自己負担分の医療費等の一部を、県が公費負担することにより、指定難病等に関する医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図る。
- 対 象 次の項目をすべて満たす方
 - ・指定難病等にかかり、認定基準を満たしている方。
 - ・埼玉県内に住所がある方。
- 内 容 申請書類 (新規・継続・変更届・療養費請求等) の受理、県への送付、 受給者証の交付等

①指定難病等医療給付受給者数 (複数疾患による重複あり) 単位:人

番号	疾患名	2	3	4	5	6
1	球脊髄性筋萎縮症	3	2	3	3	7
2	筋萎縮性側索硬化症	32	26	27	23	23
3	脊髄性筋萎縮症	-	-	-	-	
4	原発性側索硬化症	-	-	-	-	
5	進行性核上性麻痺	31	32	31	30	33
6	パーキンソン病	325	333	343	360	35
7	大脳皮質基底核変性症	6	5	8	6	
8	ハンチントン病	2	1	2	3	
9	神経有棘赤血球症	_	-	-	-	
10	シャルコー・マリー・トゥース病	2	2	3	5	
11	重症筋無力症	91	91	88	102	10
12	先天性筋無力症候群	-	-	-	-	
13	多発性硬化症/視神経脊髄炎	73	75	78	76	8
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	22	21	22	19	2
15	封入体筋炎	1	1	2	2	
16	クロウ・深瀬症候群	1	2	2	2	
17	多系統萎縮症	32	34	30	32	3
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	57	57	60	60	5
19	ライソゾーム病	8	8	8	7	
20	副腎白質ジストロフィー	1	1	-	-	
21	ミトコンドリア病	5	5	4	6	
22	もやもや病	38	37	38	33	4
23	プリオン病	3	2	2	1	
24	亜急性硬化性全脳炎	-	-	-	-	
25	進行性多巣性白質脳症	-	-	-	-	
26	HTLV-1関連脊髄症	1	1	1	1	
27	特発性基底核石灰化症	-	-	-	-	
28	全身性アミロイドーシス	10	10	10	10	1
29	ウルリッヒ病	-	-	-	_	
30	遠位型ミオパチー	2	2	2	2	
31	ベスレムミオパチー	-	-	-	-	
32	自己貪食空胞性ミオパチー	-	-	-	-	
33	シュワルツ・ヤンペル症候群	-	-	-	-	
34	神経線維腫症	5	6	6	7	

##						単	位:人
36 表皮水疱症 1	番号		2	3	4	5	6
37 標底性乾癬 (汎発型)	35	天疱瘡	7	5	6	7	8
38 スティーヴンス・ジョンソン症候群	36	表皮水疱症	-	_	-	-	-
中毒性表皮膜死症	37	膿疱性乾癬 (汎発型)	4	4	5	6	6
40 高安動脈炎	38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	_	-	1	-	-
41 巨細胞性動脈炎 5 8 9 13 13 42 結節性多発動脈炎 5 5 5 5 5 5 8 8 43 顕微鏡的多発血管炎 28 24 21 20 24 44 多発血管炎性肉芽腫症 6 7 4 5 6 6 6 6 10 9 46 歴代関節リウマチ 22 22 21 21 19 47 バージャー病 4 4 3 2 1 19 48 原発性抗リン脂質抗体症候群 3 3 3 5 5 6 5 6 6 6 6 6 6 10 9 全身性エリテマト一デス 233 223 219 225 215 50 皮膚筋炎/多発性筋炎 57 53 56 55 60 51 全身性強皮症 82 84 81 75 68 52 混合性治白組織病 27 29 32 31 28 52 22 27 27 29 32 31 28 52 22 27 27 29 32 31 28 52 22 29 32 31 28 53 22 27 29 32 31 28 53 22 27 29 32 31 28 53 22 27 29 32 31 28 53 22 27 29 32 31 28 53 22 27 29 32 31 28 53 22 27 27 29 32 31 28 53 22 27 29 32 31 28 53 22 27 29 32 31 28 53 22 27 29 32 31 28 54 成人スチル病 6 7 8 9 9 9 55 再発性多発軟骨炎 1 1 2 5 6 6 6 7 7 7 7 8 7 8 7 8 7 8 8 9 9 9 9 7 1 1 2 2 6 6 1 自己免疫性溶血性貧血 24 23 22 19 20 6 1 自己免疫性溶血性貧血 5 1 3 3 3 6 6 5 6 6 6 12 8 発性性血小板減少性紫斑病 2 1 6 6 1 自己免疫性溶血性貧血 5 1 3 3 3 6 6 5 6 6 6 8 英発性養疫腎 26 28 28 31 34 6 6 5 6 6 9 發酵財骨化症 74 68 70 73 66 79 52 52 52 52 52 52 52 52 52 52 52 52 52	39	中毒性表皮壊死症	-	-	-	-	-
42 結節性多発動脈炎 5 5 5 5 8 8 43 9 24 21 20 24 44 9 発血管炎性肉芽腫症 6 7 4 5 6 6 16 7 4 5 6 6 17 4 5 6 6 17 4 5 6 6 17 4 5 6 6 17 4 5 6 6 17 4 5 6 6 17 4 5 6 6 17 4 5 6 6 17 4 5 6 6 17 4 5 6 6 17 4 5 6 6 17 5 1 5 1 5 1 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1 2 1 7 1 1 1 1 1	40	高安動脈炎	17	17	18	19	20
43 顕微鏡的多発血管炎 44 多発血管炎性肉芽腫症 6 6 7 4 5 6 45 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症 6 6 6 6 10 9 46 悪性関節リウマチ 22 22 21 19 47 バージャー病 4 4 3 2 1 48 原発性抗リン脂質抗体症候群 3 3 3 5 5 49 全身性エリテマトーデス 233 223 219 225 215 50 皮膚筋炎/多発性筋炎 57 53 56 55 60 51 全身性強皮症 82 84 81 75 68 52 混合性粘合組織病 27 29 32 31 28 53 シェーグレン症候群 27 32 33 33 33 34 54 成人スチル病 6 7 8 9 9 55 再発性多発軟骨炎 1 1 2 56 アーナント病 37 34 55 34 30 57 特発性拡展型心筋症 29 24 23 20 19 58 肥大型心筋症 8 7 7 7 8 8 59 拘束型心筋症 8 7 7 7 8 8 59 拘束型心筋症 8 7 7 7 8 8 59 拘束型心筋症 8 7 7 7 7 8 8 59 拘束型心筋症 8 7 7 7 7 8 8 59 拘束型心筋症 8 7 7 7 7 8 8 59 病死性食性食性炎性素疾病 4 2 3 22 19 20 6 60 再生不良性貧血 24 23 22 19 20 6 61 自己免疫性溶血性貧血 5 1 3 3 3 6 62 発作性夜間ヘモグロビン尿症 2 2 2 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 4 4 4 5 4 5 8 6 6 6 1 2 A 腎症 24 20 18 24 25 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	41	巨細胞性動脈炎	5	8	9	13	13
44 多発血管炎性肉芽腫症 6 7 4 5 6 45 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症 6 6 6 6 10 9 46 悪性関節リウマチ 22 22 21 21 19 47 バージャー病 4 4 3 3 2 11 19 47 バージャー病 4 4 3 3 2 11 18 原発性抗リン脂質抗体症候群 3 3 3 5 5 5 49 全身性エリテマトーデス 233 223 219 225 215 50 皮膚筋炎/多発性筋炎 57 53 56 55 60 51 全身性強皮症 82 84 81 75 68 52 混合性結合機群 27 32 33 33 33 34 54 成人スチル病 6 7 8 9 9 9 55 再発性多発軟骨炎 6 7 8 9 9 9 55 再発性多発軟骨炎 7 7 7 8 8 59 均束型心筋症 8 7 7 7 8 8 59 均束型心筋症 8 7 7 7 8 8 59 均束型心筋症 8 7 7 7 8 8 59 均束型心筋症 8 7 7 7 8 8 59 均束型心筋症 8 7 7 7 8 8 59 均束型心筋症 8 7 7 7 8 8 59 均束型心筋症 8 7 7 7 8 8 59 均束型心筋症 8 7 7 7 8 8 59 均束型心筋症 8 7 7 7 8 8 59 均束型心筋症 8 7 7 7 8 8 59 均束型心筋症 8 7 7 7 8 8 59 均束型心筋症 8 7 7 7 8 8 59 均束型心筋症 8 7 7 7 8 8 59 均束型心筋症 8 7 7 7 8 8 59 均束型心筋症 8 7 7 7 8 8 59 均束型心筋症 8 7 7 7 8 8 59 均束型心筋症 9 9 40 45 66 目身免疫性溶血性貧血 5 1 - 3 3 3 6 6 6 6 1 2 A 腎症 2 2 2 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	42	結節性多発動脈炎	5	5	5	5	8
## 45 好酸味性多発血管炎性肉芽腫症 6 6 6 10 9 46 悪性関節リウマチ 22 22 21 21 19 19 47 バージャー病 4 4 3 2 1 19 48 原発性抗リン脂質抗体症候群 3 3 3 5 5 5 49 全身性エリテマトーデス 233 223 219 225 215 50 皮膚筋炎/多発性筋炎 57 53 56 55 60 51 全身性強皮症 82 84 81 75 68 52 混合性結合組織所 27 29 32 31 28 53 シェーグレン症候群 27 32 33 33 33 34 54 成人スチル病 6 7 8 9 9 9 55 再発性多発軟骨炎 1 2 2 5 56 ベーチェット病 37 34 35 34 30 57 特発性抗環型心筋症 8 7 7 7 7 8 8 8 19 9 58 8 11 29 24 23 20 19 58 8 11 29 24 23 20 19 58 8 11 29 24 23 20 19 61 自己免疫性溶血性贫血 5 1 - 3 3 3 6 6 6 1 1 - 3 3 3 6 6 6 6 8 強的審件化症 24 23 22 19 20 61 自己免疫性溶血性衰症 7 6 6 6 6 8 1 1 - 3 3 3 6 6 5 6 6 7 至極性区財産液産 7 6 6 6 6 8 8 金科等十化症 24 20 18 24 25 67 多発性免疫不全症候群 7 6 6 6 6 8 6 6 1 1 2 9 13 13 12 12 9 13 13 12 12 9 13 13 12 12 9 13 13 12 12 9 13 13 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12	43	顕微鏡的多発血管炎	28	24	21	20	24
46 悪性関節リウマチ	44	多発血管炎性肉芽腫症	6	7	4	5	6
47 パージャー病 4 4 3 2 1 1 48 原発性抗リン脂質抗体症候群 3 3 3 5 5 5 5 49 全身性エリテマトーデス 233 223 219 225 215 50 皮膚筋炎/多発性筋炎 57 53 56 55 60 51 全身性強皮症 82 84 81 75 68 52 混合性結合組織病 27 29 32 31 28 53 シェーグレン症候群 27 32 33 33 33 34 54 成人ズチル病 6 7 8 9 9 9 55 再発性多発軟骨炎 1 2 2 5 6 6 6 7 8 9 9 9 9 5 6 7 7 7 7 8 8 9 9 9 9 5 6 7 7 7 7 8 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	6	6	6	10	9
## 18 原発性抗リン脂質抗体症候群 3 3 3 5 5 5 6 49 全身性エリテマトーデス 233 223 219 225 215 50 皮膚筋炎/多発性筋炎 57 53 56 55 60 51 全身性強皮症 82 84 81 75 68 52 混合性結合組織病 27 29 32 31 31 28 53 シェーグレン症候群 27 32 33 33 34 54 成人スチル病 6 7 8 9 9 9 55 再発性多発軟骨炎 1 2 5 6 7 7 7 8 8 9 9 9 5 7 7 7 8 8 9 9 9 9 7 7 7 8 8 8 8 7 7 7 7	46	悪性関節リウマチ	22	22	21	21	19
49 全身性エリテマトーデス 233 223 219 225 215 50 皮膚筋炎/多発性筋炎 57 53 56 55 60 51 全身性強皮症 82 84 81 75 68 52 混合性結合組織病 27 29 32 31 28 53 シェーグレン症候群 27 32 33 33 34 34 成人スチル病 6 7 8 9 9 55 再発性多発軟骨炎 1 2 5 6 ベーチェット病 37 34 35 34 30 57 特発性拡張型心筋症 29 24 23 20 19 58 肥大型心筋症 8 7 7 7 8 8 59 拘束型心筋症 8 7 7 7 8 8 59 拘束型心筋症 8 7 7 7 8 8 59 拘束型心筋症 29 24 23 22 19 20 61 自己免疫性溶血性貧血 5 1 - 3 3 3 6 6 6 6 6 8 8 百 6 6 1 g A 腎症 2 2 2 2 3 3 3 3 3 3 4 6 6 6 6 6 6 6 8 8 6 6 6 1 g A 腎症 2 4 2 0 18 2 4 2 5 6 6 7 6 8 6 7 6 8 8 9 9 9 10 10 12 7 7 下垂体性入田分泌亢進症 7 6 6 6 6 6 7 7 8 9 7 7 7 7 8 8 7 7 7 7 8 8 7 7 7 7	47	バージャー病	4	4	3	2	1
50 皮膚筋炎/多発性筋炎 57 53 56 55 60 51 全身性強皮症 82 84 81 75 68 52 混合性結合組織病 27 29 32 31 28 53 シェーグレン症候群 27 32 33 33 34 54 成人スチル病 6 7 8 9 9 55 再発性多発軟骨炎 - - - 1 2 56 ベーチェット病 37 34 35 34 30 57 特発性拡張型心筋症 29 24 23 20 19 58 肥大型心筋症 8 7 7 7 8 59 拘束型心筋症 - - - - - 60 再生不良性貧血 24 23 22 19 20 61 自己免疫性溶血性貧血 24 23 22 19 20 61 自己免疫性溶血性貧血 42 23 39 40 45 64 血栓性血小板減少性紫斑病 - - - - - 2 2 2 2 3 66 原発性魚疫水土症候群 7 6 6 6 8 8 30 40 45 66 原発性血小板減少性紫斑病 - - - 2 1 1	48	原発性抗リン脂質抗体症候群	3	3	3	5	5
51 全身性強皮症 82 84 81 75 68 52 混合性結合組織病 27 29 32 31 28 53 シェーグレン症候群 27 32 33 33 33 34 54 成人スチル病 6 7 8 9 9 9 55 再発性多発軟骨炎 1 1 2 2 56 ベーチェット病 37 34 35 34 30 37 34 35 34 30 37 34 35 34 30 38 39 40 39 39 39 39 30 39 30 30	49	全身性エリテマトーデス	233	223	219	225	215
52 混合性結合組織病 27 29 32 31 28 53 シェーグレン症候群 27 32 33 33 33 34 54 成人スチル病 6 7 8 9 9 9 55 再発性多発軟骨炎 1 2 5 6 ベーチェット病 37 34 35 34 30 57 特発性拡張型心筋症 8 7 7 7 8 8 7 7 7 8 8 7 7 7 8 8 8 7 7 7 7 8 8 8 7 7 7 7 8 8 8 7 7 7 7 8 8 8 8 7 7 7 7 8 8 8 8 7 7 7 7 8 8 8 8 7 7 7 7 8 8 8 8 7 7 7 7 8 8 8 8 7 7 7 7 8 8 8 8 7 7 7 7 8 8 8 8 7 7 7 7 8 8 8 8 7 7 7 7 8 8 8 8 7 7 7 7 8 8 8 8 7 7 7 7 8 8 8 8 7 7 7 7 8 8 8 8 7 7 7 7 8 8 8 8 7 7 7 7 8 8 8 8 7 8 8 8 7 7 7 7 8 8 8 8 7 8 8 8 7 8	50	皮膚筋炎/多発性筋炎	57	53	56	55	60
53 シェーグレン症候群 27 32 33 33 34 54 成人スチル病 6 7 8 9 9 55 再発性多発軟骨炎 - - - 1 2 56 ベーチェット病 37 34 35 34 30 57 特発性拡張型心筋症 29 24 23 20 19 58 肥大型心筋症 8 7 7 7 8 59 拘束型心筋症 - - 1 1 3 4 4 4 6 6 6	51	全身性強皮症	82	84	81	75	68
54 成人スチル病 6 7 8 9 9 9 55 再発性多発軟骨炎 1 2 2 56 ベーチェット病 37 34 35 34 30 57 特発性拡張型心筋症 29 24 23 20 19 58 肥大型心筋症 8 7 7 7 8 8 59 拘束型心筋症 29 24 23 22 19 20 61 自己免疫性溶血性貧血 5 1 - 3 3 3 62 発性性衣間ヘモグロビン尿症 2 2 2 2 2 3 3 9 40 45 63 特発性血水板減少性紫斑病 42 38 39 40 45 65 原発性免疫不全症候群 7 6 6 6 6 8 66 1gA 腎症 24 20 18 24 25 67 多発性囊胞腎 26 28 28 31 34 68 黄色靱帯骨化症 12 9 13 13 12 69 後縦靱帯骨化症 74 68 70 73 66 70 広範脊柱管狭窄症 15 18 20 25 22 71 特発性人限用分泌具常症 9 9 10 10 12 73 下垂体性TSH分泌亢進症	52	混合性結合組織病	27	29	32	31	28
55 再発性多発軟骨炎	53	シェーグレン症候群	27	32	33	33	34
56 ベーチェット病 37 34 35 34 30 57 特発性拡張型心筋症 29 24 23 20 19 58 肥大型心筋症 8 7 7 7 7 8 59 拘束型心筋症	54	成人スチル病	6	7	8	9	9
57 特発性拡張型心筋症 29 24 23 20 19 58 肥大型心筋症 8 7 7 7 8 59 拘束型心筋症 - - - - - - - - - - - - - - 1 1 4 4 38 39 40 45 4 4 4 45 4 4 4 4 5 1 - - 2 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 3 3 4 4 4 <td>55</td> <td>再発性多発軟骨炎</td> <td>_</td> <td>_</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>2</td>	55	再発性多発軟骨炎	_	_	-	1	2
58 肥大型心筋症 8 7 7 7 8 59 拘束型心筋症 - 2 2 2 2 2 2 2 3 3 3 4 4 45 4 45 4 45 4 4 45 4 4 45 4 <td>56</td> <td>ベーチェット病</td> <td>37</td> <td>34</td> <td>35</td> <td>34</td> <td>30</td>	56	ベーチェット病	37	34	35	34	30
59 拘束型心筋症	57	特発性拡張型心筋症	29	24	23	20	19
60 再生不良性貧血 24 23 22 19 20 61 自己免疫性溶血性貧血 5 1 - 3 3 62 発作性夜間へモグロビン尿症 2 2 2 2 2 2 3 63 特発性血小板減少性紫斑病 - - - - 2 1 65 原発性免疫不全症候群 7 6 6 6 8 66 IgA 腎症 24 20 18 24 25 67 多発性嚢胞腎 26 28 28 31 34 68 黄色靱帯骨化症 12 9 13 13 12 69 後総靱帯骨化症 74 68 70 73 66 70 広範脊柱管狭窄症 15 18 20 25 22 71 特発性大財骨頭漿死症 43 46 45 46 46 72 下垂体性内別分泌丸造産 9 9 10 10 12 73 下垂体性民別分泌丸造産 <	58	肥大型心筋症	8	7	7	7	8
61 自己免疫性溶血性貧血 5 1 - 3 3 3 62 発作性夜間へモグロビン尿症 2 2 2 2 2 3 3 63 特発性血小板減少性紫斑病 42 38 39 40 45 64 血栓性血小板減少性紫斑病 2 1 65 原発性免疫不全症候群 7 6 6 6 6 8 66 IgA 腎症 24 20 18 24 25 67 多発性嚢胞腎 26 28 28 31 34 68 黄色靱帯骨化症 12 9 13 13 12 69 後縦靱帯骨化症 74 68 70 73 66 70 広範脊柱管狭窄症 15 18 20 25 22 71 特発性大腿骨頭壊死症 43 46 45 46 46 72 下垂体性ADH分泌異常症 9 9 10 10 12 73 下垂体性PRL分泌亢進症	59	拘束型心筋症	_	-	-	-	-
62 発作性夜間へモグロビン尿症 2 2 2 2 3 63 特発性血小板減少性紫斑病 42 38 39 40 45 64 血栓性血小板減少性紫斑病 - - 2 1 65 原発性免疫不全症候群 7 6 6 6 8 66 IgA 腎症 24 20 18 24 25 67 多発性嚢胞腎 26 28 28 31 34 68 黄色靱帯骨化症 12 9 13 13 12 69 後縦靱帯骨化症 74 68 70 73 66 70 広範脊柱管狭窄症 15 18 20 25 22 71 特発性大腿骨頭壊死症 43 46 45 46 46 72 下垂体性ADH分泌異常症 9 9 10 10 12 73 下垂体性PRL分泌亢進症 - - - - - 74 下垂体性PRL分泌亢進症 - - - - - - 75 クッシング病 1 <	60	再生不良性貧血	24	23	22	19	20
63 特発性血小板減少性紫斑病 42 38 39 40 45 64 血栓性血小板減少性紫斑病 - - - 2 1 65 原発性免疫不全症候群 7 6 6 6 8 66 IgA 腎症 24 20 18 24 25 67 多発性嚢胞腎 26 28 28 31 34 68 黄色靭帯骨化症 12 9 13 13 12 69 後縦靭帯骨化症 74 68 70 73 66 70 広範脊柱管狭窄症 15 18 20 25 22 71 特発性大腿骨頭壊死症 43 46 45 46 46 72 下垂体性ADH分泌異常症 9 9 10 10 12 73 下垂体性TSH分泌亢進症 - - - - 74 下垂体性PRL分泌亢進症 - - - - - 75 クッシング病 1 1 2 2 2 76 下垂体性型プトトレデン分泌亢進症 4 6	61	自己免疫性溶血性貧血	5	1	-	3	3
64 血栓性血小板減少性紫斑病 2 1 65 原発性免疫不全症候群 7 6 6 6 8 8 66 IgA 腎症 24 20 18 24 25 67 多発性嚢胞腎 26 28 28 31 34 68 黄色靭帯骨化症 12 9 13 13 12 69 後縦靭帯骨化症 74 68 70 73 66 70 広範脊柱管狭窄症 15 18 20 25 22 71 特発性大腿骨頭壊死症 43 46 45 46 46 72 下垂体性ADH分泌異常症 9 9 10 10 12 73 下垂体性TSH分泌亢進症	62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	2	2	2	2	3
「原発性免疫不全症候群	63	特発性血小板減少性紫斑病	42	38	39	40	45
66 IgA 腎症 24 20 18 24 25 67 多発性嚢胞腎 26 28 28 31 34 68 黄色靱帯骨化症 12 9 13 13 12 69 後縦靱帯骨化症 74 68 70 73 66 70 広範脊柱管狭窄症 15 18 20 25 22 71 特発性大腿骨頭壊死症 43 46 45 46 46 72 下垂体性ADH分泌異常症 9 9 10 10 12 73 下垂体性TSH分泌亢進症 - - - - - 74 下垂体性PRL分泌亢進症 - 1 1 1 2 2 75 クッシング病 1 1 2 2 2 76 下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症 - - - - 77 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症 4 6 6 6 5 78 下垂体前業機能低下症 38 40 40 45 45 79 家族性高コレステロール血症(ホモ接合体) 1 1 1 1 2 3 80 甲状腺ホルモン不応症 - - - - - - - - </td <td>64</td> <td>血栓性血小板減少性紫斑病</td> <td>-</td> <td>_</td> <td>_</td> <td>2</td> <td>1</td>	64	血栓性血小板減少性紫斑病	-	_	_	2	1
67 多発性嚢胞腎 26 28 28 31 34 68 黄色靱帯骨化症 12 9 13 13 12 69 後縦靱帯骨化症 74 68 70 73 66 70 広範脊柱管狭窄症 15 18 20 25 22 71 特発性大腿骨頭壊死症 43 46 45 46 46 72 下垂体性ADH分泌異常症 9 9 10 10 12 73 下垂体性TSH分泌亢進症 - - - - - 74 下垂体性PRL分泌亢進症 - 1 1 1 2 2 2 75 クッシング病 1 1 2 2 2 2 76 下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症 - - - - - - 77 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症 4 6 6 6 5 78 下垂体前葉機能低下症 38 40 40 45 45 79 家族性高コレステロール血症(ホモ接合体) 1 1 1 1 2 <	65	原発性免疫不全症候群	7	6	6	6	8
68 黄色靱帯骨化症 12 9 13 13 12 69 後縦靱帯骨化症 74 68 70 73 66 70 広範脊柱管狭窄症 15 18 20 25 22 71 特発性大腿骨頭壊死症 43 46 45 46 46 72 下垂体性ADH分泌異常症 9 9 10 10 12 73 下垂体性TSH分泌亢進症	66	IgA 腎症	24	20	18	24	25
69 後縦靱帯骨化症 74 68 70 73 66 70 広範脊柱管狭窄症 15 18 20 25 22 71 特発性大腿骨頭壊死症 43 46 45 46 46 72 下垂体性ADH分泌異常症 9 9 10 10 12 73 下垂体性TSH分泌亢進症 - <td< td=""><td>67</td><td>多発性嚢胞腎</td><td>26</td><td>28</td><td>28</td><td>31</td><td>34</td></td<>	67	多発性嚢胞腎	26	28	28	31	34
70 広範脊柱管狭窄症 15 18 20 25 22 71 特発性大腿骨頭壊死症 43 46 45 46 46 72 下垂体性ADH分泌異常症 9 9 10 10 12 73 下垂体性TSH分泌亢進症 - - - - - 74 下垂体性PRL分泌亢進症 - 1 1 1 2 2 75 クッシング病 1 1 2 2 2 76 下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症 - - - - - 77 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症 4 6 6 6 5 78 下垂体前葉機能低下症 38 40 40 45 45 79 家族性高コレステロール血症(ホモ接合体) 1 1 1 2 3 80 甲状腺ホルモン不応症 - - - - - - 81 先天性副腎皮質酵素欠損症 1 3 6 5 6	68	黄色靱帯骨化症	12	9	13	13	12
71 特発性大腿骨頭壊死症 43 46 45 46 46 72 下垂体性ADH分泌異常症 9 9 10 10 12 73 下垂体性TSH分泌亢進症 - - - - - 74 下垂体性PRL分泌亢進症 - 1 1 1 2 75 クッシング病 1 1 2 2 2 76 下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症 - - - - 77 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症 4 6 6 6 5 78 下垂体前業機能低下症 38 40 40 45 45 79 家族性高コレステロール血症(ホモ接合体) 1 1 1 2 3 80 甲状腺ホルモン不応症 - - - - - - 81 先天性副腎皮質酵素欠損症 1 3 6 5 6	69	後縦靱帯骨化症	74	68	70	73	66
72 下垂体性ADH分泌異常症 9 9 10 10 12 73 下垂体性TSH分泌亢進症 - - - - - 74 下垂体性PRL分泌亢進症 - 1 1 1 2 2 2 75 クッシング病 1 1 2 2 2 2 76 下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症 - - - - - - 77 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症 4 6 6 6 5 5 78 下垂体前業機能低下症 38 40 40 45 45 79 家族性高コレステロール血症(ホモ接合体) 1 1 1 2 3 80 甲状腺ホルモン不応症 -	70	広範脊柱管狭窄症	15	18	20	25	22
73 下垂体性TSH分泌亢進症 -	71	特発性大腿骨頭壊死症	43	46	45	46	46
74 下垂体性PRL分泌亢進症 - 1 1 1 2 75 クッシング病 1 1 2 2 2 76 下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症 - - - - - 77 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症 4 6 6 6 5 78 下垂体前葉機能低下症 38 40 40 45 45 79 家族性高コレステロール血症(ホモ接合体) 1 1 1 2 3 80 甲状腺ホルモン不応症 - - - - - - - 81 先天性副腎皮質酵素欠損症 1 3 6 5 6	72	下垂体性ADH分泌異常症	9	9	10	10	12
75 クッシング病 1 1 2 2 76 下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症 - - - - 77 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症 4 6 6 6 5 78 下垂体前葉機能低下症 38 40 40 45 45 79 家族性高コレステロール血症(ホモ接合体) 1 1 1 2 3 80 甲状腺ホルモン不応症 - - - - - - 81 先天性副腎皮質酵素欠損症 1 3 6 5 6	73	下垂体性TSH分泌亢進症	-	-	-	-	-
76 下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症 -	74	下垂体性PRL分泌亢進症	-	1	1	1	2
77 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症 4 6 6 6 5 78 下垂体前葉機能低下症 38 40 40 45 45 79 家族性高コレステロール血症(ホモ接合体) 1 1 1 2 3 80 甲状腺ホルモン不応症 - - - - - 81 先天性副腎皮質酵素欠損症 1 3 6 5 6	75	クッシング病	1	1	2	2	2
78 下垂体前葉機能低下症 38 40 40 45 45 79 家族性高コレステロール血症(ホモ接合体) 1 1 1 2 3 80 甲状腺ホルモン不応症	76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	_	-	-	-	-
79 家族性高コレステロール血症(ホモ接合体) 1 1 1 2 3 80 甲状腺ホルモン不応症 - - - - - 81 先天性副腎皮質酵素欠損症 1 3 6 5 6	77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	4	6	6	6	5
80 甲状腺ホルモン不応症 81 先天性副腎皮質酵素欠損症 1 3 6 5 6	78	下垂体前葉機能低下症	38	40	40	45	45
81 先天性副腎皮質酵素欠損症 1 3 6 5 6	79	家族性高コレステロール血症 (ホモ接合体)	1	1	1	2	3
	80	甲状腺ホルモン不応症	-	-	-	-	-
82	81	先天性副腎皮質酵素欠損症	1	3	6	5	6
	82	先天性副腎低形成症		_	_	_	-

			単位:人			
番号	疾患名	2	3	4	5	6
83	アジソン病	1	1	_	_	_
84	サルコイドーシス	36	36	37	38	39
85	特発性間質性肺炎	46	45	49	57	51
86	肺動脈性肺高血圧症	6	8	8	5	7
87	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	1	1	1	1	1
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	13	13	13	13	14
89	リンパ脈管筋腫症	1	1	1	1	2
90	網膜色素変性症	81	74	80	81	79
91	バッド・キアリ症候群	_	_	_	1	1
92	特発性門脈圧亢進症	_	_	_	_	_
93	原発性胆汁性胆管炎	36	38	39	41	42
94	原発性硬化性胆管炎	3	3	3	4	4
95	自己免疫性肝炎	9	10	13	13	17
96	クローン病	118	120	121	122	129
97	潰瘍性大腸炎	407	397	389	403	416
98	好酸球性消化管疾患	4	2	4	3	2
99	慢性特発性偽性腸閉塞症	4	1		J _	
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	_			_	
	展管神経節細胞僅少症 場管神経節細胞僅少症				1	1
101		_	_		1	1
	ルビンシュタイン・テイビ症候群	_				
103	CFC症候群	_		_	_	
104	コステロ症候群	_			_	
105	チャージ症候群	_		_	_	
106	クリオピリン関連周期熱症候群	-			-	
107	若年性特発性関節炎	2	4	5	2	3
108	TNF受容体関連周期性症候群	_	_		_	
109	非典型溶血性尿毒症症候群	_	_		-	
110	ブラウ症候群	_	_	-	-	
111	先天性ミオパチー	3	3	3	2	2
112	マリネスコ・シェーグレン症候群	_	_	_	-	
113	筋ジストロフィー	11	11	12	15	16
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	1	1	1	1	1
115	遺伝性周期性四肢麻痺	_	_	_	-	
116	アトピー性脊髄炎	_	_	_	-	
117	脊髄空洞症	5	4	4	4	4
118	脊髄髄膜瘤	1	1	1	-	
119	アイザックス症候群	1	1	1	1	1
120	遺伝性ジストニア	1	-	-	2	2
121	神経フェリチン症	_	-	-	-	-
122	脳表へモジデリン沈着症	_	1	1	2	2
123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	_	-	-	-	-
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	_	-	-	-	-
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	_	_	_	-	_
126	ペリー症候群	_	-	_	_	
127	前頭側頭葉変性症	5	4	4	5	4
128	ビッカースタッフ脳幹脳炎	_	_	_	1	1
129	痙攣重積型(二相性)急性脳症	_	-	-	-	-
130	先天性無痛無汗症	_	-	_	-	-

番号 131	疾患名	2	3	4	_	
131			-	4	5	6
101	アレキサンダー病	-	-	-	-	-
132	先天性核上性球麻痺	-	-	-	-	-
133	メビウス症候群	_	-	_	_	_
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	-	-	_	_	-
135	アイカルディ症候群	_	_	_	_	_
136	片側巨脳症	_	_	_	_	_
137	限局性皮質異形成	_	_	_	_	_
138	神経細胞移動異常症	_	_	_	_	_
139	先天性大脳白質形成不全症	_	_	_	_	_
140	ドラベ症候群	1	_	_	_	_
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	_	_	_	_	_
142	ミオクロニー欠神てんかん	_	_	_	_	_
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん		_	_		
143	レノックス・ガストー症候群			1	1	1
	ウエスト症候群	_	_	2	1 2	1
145	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	-	-			2
146	大田原症候群	1	1	1	_	_
147	早期ミオクロニー脳症	-	-	_	_	_
148	遊走性焦点発作を伴う乳児でんかん	1	1	1	1	1
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	-	1	1	1	1
150	環状20番染色体症候群	-	-	_	_	_
151	ラスムッセン脳炎	1	1	1	_	_
152	PCDH19関連症候群	-	-	_	-	_
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	1	1	1	1	_
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	-	-	-	-	_
155	ランドウ・クレフナー症候群	-	-	-	_	_
156	レット症候群	1	1	1	1	-
157	スタージ・ウェーバー症候群	1	1	1	1	1
158	結節性硬化症	4	3	3	3	4
159	色素性乾皮症	-	-	-	-	-
160	先天性魚鱗癬	-	-	-	-	_
161	家族性良性慢性天疱瘡	-	-	-	-	_
162	類天疱瘡 (後天性表皮水疱症を含む。)	10	7	14	9	8
163	特発性後天性全身性無汗症	-	-	1	-	
164	眼皮膚白皮症	_	-	_	-	-
165	肥厚性皮膚骨膜症	-	-	-	1	-
166	弾性線維性仮性黄色腫	-	-	-	-	-
167	マルファン症候群	6	8	7	7	7
168	エーラス・ダンロス症候群	-	1	1	1	2
169	メンケス病	-	-	_	_	-
170	オクシピタル・ホーン症候群	-	-	_	_	_
171	ウィルソン病	3	3	3	3	3
172	低ホスファターゼ症	_	-	-	_	_
173	VATER症候群	_	_	_	_	_
174	那須・ハコラ病	_	_	-	_	_
175	ウィーバー症候群	_	_	_	_	_
176	コフィン・ローリー症候群	_	_	_	_	_
			0	2	2	2
177	ジュベール症候群関連疾患	-	2	/.	/.	

		_			早	位:人
番号	年度 疾患名	2	3	4	5	6
179	ウィリアムズ症候群	_	_	_	_	_
180	ATR-X症候群	_	_	_	-	_
181	クルーゾン症候群	1	1	1	1	1
182	アペール症候群	_	_	_	_	_
183	ファイファー症候群	_	_	_	_	_
184	アントレー・ビクスラー症候群	_	-	-	-	_
185	コフィン・シリス症候群	_	_	_	-	_
186	ロスムンド・トムソン症候群	_	-	_	-	_
187	歌舞伎症候群	_	-	-	-	-
188	多脾症候群	_	_	_	_	_
189	無脾症候群	_	1	1	1	1
190	鰓耳腎症候群	_	-	-	-	-
191	ウェルナー症候群	_	_	_	-	_
192	コケイン症候群	_	_	_	-	_
193	プラダー・ウィリ症候群	1	1	1	1	2
194	ソトス症候群	_	_	_	-	_
195	ヌーナン症候群	_	_	_	-	_
196	ヤング・シンプソン症候群	_	-	-	-	_
197	1 p36欠失症候群	_	-	-	-	-
198	4p欠失症候群	_	-	_	-	_
199	5 p欠失症候群	_	-	-	-	_
200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	_	-	-	-	_
201	アンジェルマン症候群	_	_	_	_	_
202	スミス・マギニス症候群	_	-	-	-	-
203	22q11.2欠失症候群	_	-	-	-	-
204	エマヌエル症候群	_	_	-	_	_
205	脆弱X症候群関連疾患	-	-	-	_	_
206	脆弱X症候群	-	-	-	_	_
207	総動脈幹遺残症	_	-	-	_	_
208	修正大血管転位症	-	-	-	_	_
209	完全大血管転位症	1	2	2	3	3
210	単心室症	_	1	1	_	1
211	左心低形成症候群	-	-	-	1	1
212	三尖弁閉鎖症	-	-	-	_	_
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	1	1	1	_	_
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	-	-	-	_	_
215	ファロー四徴症	2	2	3	4	5
216	両大血管右室起始症	-	-	-	_	1
217	エプスタイン病	_	1	1	1	1
218	アルポート症候群	2	1	2	3	2
219	ギャロウェイ・モワト症候群	_	-	-	-	-
220	急速進行性糸球体腎炎	1	_	1	1	3
221	抗糸球体基底膜腎炎	1	2	2	2	4
222	一次性ネフローゼ症候群	23	26	29	37	40
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	2	2	1	1	1
224	紫斑病性腎炎	1	2	3	3	3
225	先天性腎性尿崩症		1	1	_	_
-			_			

番号 疾患名 227 オスラー病 228 閉塞性細気管支炎 229 肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性) 230 肺胞低換気症候群 231 α1ーアンチトリプシン欠乏症 232 カーニー複合 233 ウォルフラム症候群 234 ベルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。) 235 副甲状腺機能低下症 236 偽性副甲状腺機能低下症 237 副腎皮質刺激ホルモン不応症 238 ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症 239 ビタミンD依存性くる病/骨軟化症 240 フェニルケトン尿症 1 1 241 高チロシン血症1型 242 高チロシン血症2型 243 高チロシン血症3型 244 メープルシロップ尿症 245 プロビオン酸血症 246 メチルマロン酸血症 247 イソ吉草酸血症
228 閉塞性細気管支炎
228 閉塞性細気管支炎
229 肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性) - 1 1 1 230 肺胞低換気症候群 - 1 1 1 231 α1ーアンチトリプシン欠乏症 - - - - 232 カーニー複合 - - - - 233 ウォルフラム症候群 - - - - 234 ベルオキシソーム病 (副腎白質ジストロフィーを除く。) - - - - 235 副甲状腺機能低下症 - - - - - 236 偽性副甲状腺機能低下症 - 1 1 2 237 副腎皮質刺激ホルモン不応症 - - - - 238 ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症 - - - - 239 ビタミンD依存性くる病/骨軟化症 - - - - 240 フェニルケトン尿症 1 1 1 1 241 高チロシン血症1型 - - - - 242 高チロシン血症2型 - - - - 243 高チロシン血症3型 - - - -
230 肺胞低換気症候群
231 α1-アンチトリプシン欠乏症
232 カーニー複合
233 ウォルフラム症候群
234 ベルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。) - <
236 偽性副甲状腺機能低下症 - 1 1 2 237 副腎皮質刺激ホルモン不応症 238 ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症 239 ビタミンD依存性くる病/骨軟化症 240 フェニルケトン尿症 1 1 1 1 241 高チロシン血症1型 242 高チロシン血症2型 243 高チロシン血症3型 244 メープルシロップ尿症 245 プロピオン酸血症 246 メチルマロン酸血症
237 副腎皮質刺激ホルモン不応症
238 ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症 - - - - 239 ビタミンD依存性くる病/骨軟化症 - - - - 240 フェニルケトン尿症 1 1 1 1 1 241 高チロシン血症1型 - <t< td=""></t<>
239 ビタミンD依存性くる病/骨軟化症 240 フェニルケトン尿症 1 1 1 1 241 高チロシン血症1型 242 高チロシン血症2型 243 高チロシン血症3型 244 メープルシロップ尿症 245 プロピオン酸血症 246 メチルマロン酸血症
240 フェニルケトン尿症 1 1 1 1 241 高チロシン血症1型 - - - 242 高チロシン血症2型 - - - 243 高チロシン血症3型 - - - 244 メープルシロップ尿症 - - - 245 プロピオン酸血症 - - - 246 メチルマロン酸血症 - - -
240 フェニルケトン尿症 1 1 1 1 241 高チロシン血症1型 - - - 242 高チロシン血症2型 - - - 243 高チロシン血症3型 - - - 244 メープルシロップ尿症 - - - 245 プロピオン酸血症 - - - 246 メチルマロン酸血症 - - -
241 高チロシン血症1型
242 高チロシン血症2型 - - - 243 高チロシン血症3型 - - - 244 メープルシロップ尿症 - - - 245 プロピオン酸血症 - - - 246 メチルマロン酸血症 - - -
243 高チロシン血症3型 244 メープルシロップ尿症 245 プロピオン酸血症 246 メチルマロン酸血症
244 メープルシロップ尿症 245 プロピオン酸血症 246 メチルマロン酸血症
246 メチルマロン酸血症
247 イソ吉草酸血症
248 グルコーストランスポーター1欠損症
249 グルタル酸血症1型
250 グルタル酸血症2型
251 尿素サイクル異常症
252 リジン尿性蛋白不耐症
253
254 ポルフィリン症
255 複合カルボキシラーゼ欠損症
256 筋型糖原病
257 肝型糖原病
258 ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
259 レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
260 シトステロール血症
261 タンジール病
262 原発性高カイロミクロン血症
263 脳腱黄色腫症
264 無βリポタンパク血症
265 脂肪萎縮症
266 家族性地中海熱 - 1 1
267 高 I g D症候群
268 中條・西村症候群
269 化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
270 慢性再発性多発性骨髄炎
271 強直性脊椎炎 10 10 9 12
272 進行性骨化性線維異形成症
273 肋骨異常を伴う先天性側弯症
274 骨形成不全症 4 3 3 4

単位・人

					単	位:人
番号	年度 疾患名	2	3	4	5	6
275	タナトフォリック骨異形成症	-	-	-	1	-
276	軟骨無形成症	-	_	-	1	-
277	リンパ管腫症/ゴーハム病	-	-	-	-	-
278	巨大リンパ管奇形 (頚部顔面病変)	-	-	-	-	-
279	巨大静脈奇形(頚部口腔咽頭びまん性病変)	-	-	-	-	-
280	巨大動静脈奇形 (頚部顔面又は四肢病変)	-	-	-	-	-
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	1	1	-	-	_
282	先天性赤血球形成異常性貧血	-	-	_	-	_
283	後天性赤芽球癆	1	1	2	4	3
284	ダイアモンド・ブラックファン貧血	-	-	-	-	-
285	ファンコニ貧血	-	_	-	-	_
286	遺伝性鉄芽球性貧血	-	-	_	-	_
287	エプスタイン症候群	_	_	_	_	_
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	2	1	1	1	1
289	クロンカイト・カナダ症候群	_	_	_	_	-
290	非特異性多発性小腸潰瘍症	_	_	_	-	_
291	ヒルシュスプルング病(全結腸型又は小腸型)	_	_	_	_	-
292	総排泄腔外反症	_	_	-	_	_
293	総排泄腔遺残	_	_	-	_	_
294	先天性横隔膜ヘルニア	_	_	-	_	_
295	乳幼児肝巨大血管腫	_	_	_	_	_
296	胆道閉鎖症	1	1	1	1	2
297	アラジール症候群	_	_	-	_	_
298	遺伝性膵炎	_	_	-	_	1
299	囊胞性線維症	_	_	_	_	_
300	I g G 4 関連疾患	6	6	7	8	8
301	黄斑ジストロフィー	_	_	1	1	2
302	レーベル遺伝性視神経症	_	1	-	1	1
303	アッシャー症候群	_	_	-	-	-
304	若年発症型両側性感音難聴	_	_	_	1	1
305	遅発性内リンパ水腫	_	_	-	_	_
306	好酸球性副鼻腔炎	46	60	75	99	108
307	カナバン病	_	_	-	_	_
308	進行性白質脳症	1	1	1	1	1
309	進行性ミオクローヌスてんかん	_	_	_	-	-
310	先天異常症候群	_	_	_	-	-
311	先天性三尖弁狭窄症	_	_	-	_	_
312	先天性僧帽弁狭窄症	_	_	-	_	_
313	先天性肺静脈狭窄症	_	_	-	_	_
314	左肺動脈右肺動脈起始症	_	_	_	_	_
315	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症	_	_	_	_	_
316	カルニチン回路異常症	-	_	_	_	_
317	三頭酵素欠損症	-	_	_	_	_
318	シトリン欠損症	-	_	_	-	_
319	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症	-	_	_	_	_
320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (GPI) 欠損症	-	_	_	_	_
321	非ケトーシス型高グリシン血症	-	_	_	-	_
322	βーケトチオラーゼ欠損症	-	_	_	_	_

		年度					
番	:号	疾患名	2	3	4	5	6
3	23	芳香族Lーアミノ酸脱炭酸酵素欠損症	-	-	-	-	-
3	24	メチルグルタコン酸尿症	-	-	-	-	-
3	25	遺伝性自己炎症疾患	-	-	-	-	-
3	26	大理石骨病	-	-	-	-	-
3	27	特発性血栓症 (遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	2	2	2	4	3
3	28	前眼部形成異常	-	-	-	1	ı
3	29	無虹彩症	-	I	I	I	I
3	30	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症	-	I	I	I	I
3	31	特発性多中心性キャッスルマン病	2	2	5	5	6
3	32	膠様滴状角膜ジストロフィー	-	I	I	I	I
3	33	ハッチンソン・ギルフォード症候群	-	I	I	I	I
3	34	脳クレアチン欠乏症候群		I	I	I	I
3	35	ネフロン癆		I	I	I	I
3	36	家族性低βリポタンパク血症1 (ホモ接合体)		I	I	I	I
3	37	ホモシスチン尿症		I	I	I	I
3	38	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症		-	-	-	ı
3	39	MECP2重複症候群					I
3	40	線毛機能不全症候群(カルタゲナー症候群を含む。)					ı
3	41	TRPV4異常症					I
県	995	溶血性貧血 (県指定)	-	-	-	-	-
単独	996	橋本病	1	1	-	-	ı
疾	997	特発性好酸球増多症候群 (県指定)	2	2	2	2	2
患	999	原発性骨髄線維症	2	1	1	4	2
特	5	スモン	2	2	1	1	1
定	18	難治性肝炎のうち劇症肝炎	_	-	-	-	_
疾	32	重症急性膵炎	1	1	1	-	1
患	38	プリオン病	-	-	-	-	-
-	計		2, 638	2, 631	2, 695	2,817	2,862

※疾患名および受給者数については、令和6年3月31日現在の埼玉県より提供された集計資料による。

②先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付受給者数

年度	2	3	4	5	6
先天性血液凝固因子欠乏症等受給者数	19	18	17	18	19

(2) 難病患者支援事業

① 難病医療講演会

目 的 疾患・治療・福祉サービス・介護方法等について学習する場を提供し、 患者の QOL の向上、家族の負担軽減を図る。

対 象 難病患者・家族・関係者

内 容 医師等の講義、療養生活に関する情報提供等

年度	2	3	4	5	6
実施回数(回)	-	-	-	1	1
延人数(人)				32	20

② 難病患者家族会への支援

- 目 的 同じ病気で療養している患者家族が集まり、交流を図るとともに、療養 生活の悩みや苦労の分かち合い、情報交換など相互学習を通し、療養生 活の充実を図る。
- 対 象 ・神経難病患者家族(あやめの会)
 - ・筋萎縮性側索硬化症 (ALS) 患者家族 (よつばの会)
- 内 容 ・川越市神経難病患者と家族の会(あやめの会) 第4月曜日 13:30~15:30 交流・情報交換・勉強会・コーラス・創 作・レクリエーション等
 - ・ALS 患者家族交流会(よつばの会)

第3水曜日 14:00~16:00 情報交換・交流・勉強会等

年度	2	3	4	5	6	
川越市神経難病患者と	実施回数 (回)	-	1	-	9	11
家族の会(あやめの会)	延人数(人)				92	87
ALS患者家族交流会	実施回数 (回)	-	ı	-	9	12
(よつばの会)	延人数(人)				81	131

③ 地域難病従事者研修会

- 目 的 保健・医療・福祉関係者の資質の向上を図るとともに連携を強化し、地域ケアシステムの構築を図る。
- 対 象 医療機関・訪問看護ステーション・地域包括支援センター・居宅介護支 援事業者・生活サポート支援事業所・市の保健福祉関係機関等

内 容 情報交換・研修・事例検討会等

年度	2	3	4	5	6
実施回数 (回)	_	ı	ı	1	3
延人数(人)				54	115

④ 電話や面接、訪問等による個別支援

- 目 的 保健師等が関係機関と連携し、電話・面接・訪問等による個別支援を行うことで、難病患者の QOL の向上、家族の介護負担の軽減を図る。
- 対 象 難病患者及びその家族
- 内 容 療養生活や介護方法等についての相談への対応、療養環境の整備、必要 なサービスの調整、精神面でのフォロー等

単位・人

						<u> </u>
年度		2	3	4	5	6
公費負担申請・相談	延人数	1, 348	3, 987	4, 331	2, 729	2, 884
訪問指導	実人数	9	6	9	3	5
初向徂等	延人数	13	10	9	3	11
電話相談	延人数	1, 419	1, 330	1, 548	1, 294	1,515

7 石綿(アスベスト)対策

(1) 石綿(アスベスト)健康相談

単位:件

年度	2	3	4	5	6
電話相談	2	7	4	1	1
来所相談	_	_	I	1	2

(2) 石綿健康被害救済制度の申請事務

「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく各種申請の独立行政法人環 境再生保全機構への進達事務

単位:件

年度 申請内容	2	3	4	5	6
認定申請	-	1 (肺がん)	1 (中皮腫)	1 (中皮腫)	1 (中皮腫)
医療費	1	-	_	_	_
療養手当	-	-	1 (中皮腫)	1 (中皮腫)	1 (中皮腫)
葬祭料	_	_	_	_	_
特別遺族弔慰金	ı	1	_	-	_
特別葬祭料	ı	1	_	_	_
救済給付調整金	_	-	_	-	_

<指定疾病> アスベストによる①中皮腫、②肺がん、③著しい呼吸機能障害を伴う 石綿肺、④著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚

8 肝炎対策

肝炎治療医療費助成申請事務

「埼玉県肝炎治療特別促進事業実施要網」に基づく埼玉県への進達事務

肝炎治療受給者証交付申請件数

単位:件

					1 1-4 * 11
年度	2	3	4	5	6
申請件数	201	195	174	187	183

9 原爆被爆者対策

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づく各種申請等の埼玉県への 進達事務

(1) 各種申請進達

単位:件

					+ M IT
年 度	2	3	4	5	6
健康管理手当申請	1	ı	-	1	2
交通手当申請		-	-		
死亡届	1	1	4	2	3
葬祭料支給申請			3	2	3
記載事項変更届	4	1	_	1	1
一般医療費支給申請		1	12	13	12
被爆者二世手帳交付申請	3	1	3	1	1
健康診断受診者証交付申請	_	_	_	_	_
被爆者健康手帳再交付申請	_	1	_	_	_
介護保険利用被爆者助成金支給申請	2	_	1	_	_
その他	6	2	2	2	6
11 L	17	7	25	22	28

(2) 原爆被爆者に関する相談

単位・件

					<u> </u>
年 度	2	3	4	5	6
電話相談	1	1	_	_	_

10 骨髄移植ドナー助成費交付

目 的 ドナーの経済的負担等を軽減し、骨髄等移植の推進及びドナー登録の推 進を図る。

対 象 ・骨髄等の提供が完了した日に川越市内に住所を有している者

・他の助成金等の交付(ドナー休暇取得を含む)を受けていない者

・市税の滞納がない者

内 容 骨髄等の提供に係る通院又は入院の日数に2万円を乗じて得た額とし、 1回の骨髄等の提供につき14万円を限度

					1 1
年度	2	3	4	5	6
件数	3	3	5	5	2

11 地域支援事業

(1) 一般介護予防事業

目 的 要介護状態等になることを予防し、健康で生きがいのある生活や人生が 送れるよう、健康教育・健康相談等の取組を通じて介護予防に関する知 識の普及・啓発を行う。また、地域における自主的な介護予防に資する 活動の育成・支援を実施する。

対 象 高齢者

① 介護予防普及啓発事業

a. 体力アップ倶楽部(初級編)

目 的 介護予防のための運動器の機能向上、栄養改善及び口腔機能の向上 などの学習の機会を提供することにより、要介護状態になることを 予防し、健康でいきいきした生活が送れるよう支援する。

会 場 総合保健センター、ウェスタ川越、公民館等

年度		実施回数(回)	実人員 (人)	延人員(人)
2	_		_	_
3	19	(3回×15会場×1クール)	66	134
4	48	(4回×12会場×1クール)	178	616
5	48	(4回×12会場×1クール)	211	729
6	16	(4回×4会場×1クール)	85	286

※ 令和2年度は4回×15会場を中止

既に申し込みがあった方に資料提供及び看護職からの電話による運動・栄養等の指導を実施した

- ※ 令和3年度以降体力アップ倶楽部(中級編)と統合し、体力アップ倶楽部と して実施
- ※ 令和3年度は4回×7会場を中止
 - ・3回目中止 (総合保健センター)
 - ・2回目、3回目中止(ウェスタ川越、総合保健センター) 参加中の方や既に申し込みがあった方に資料の送付
- ※ 令和4年度は4回×3会場を中止(保健センター、ウェスタ川越、北部地域 ふれあいセンター)

b. 体力アップ倶楽部(中級編)

目 的 介護予防のための運動器の機能向上に関する学習の機会を提供し、 要介護状態になることを予防し、健康でいきいきとした生活が送れ るよう支援する。

会 場 総合保健センター、ウェスタ川越、公民館等

年度	実施回数(回)	実人員 (人)	延人員(人)
2	1		_
3			_
4	1		_
5	_	_	_
6	16 (4回×4会場×1クール)	78	246

- ※ 令和2年度は4回×8会場を中止。既に申し込みがあった方に資料提供及び 看護職からの電話による運動・栄養等の指導を実施した
- ※ 令和3年度からは体力アップ倶楽部(初級編)に統合して実施した
- ※ 令和6年度より体力アップ倶楽部(中級編)を再開

c. ときも体力測定会

目 的 体力測定を実施し、自身の体力を確認してもらうと同時に理学療法 士よりロコモティブシンドロームやロコモーショントレーニングに ついて説明することで、介護予防の普及啓発をはかる。

会場 総合保健センター、ウェスタ川越、公民館等

年度	実施回数 (回)	実人数(人)	延人数(人)
2	_	_	_
3	ć	51	51
4	4	77	77
5	(173	173
6			

- ※ 令和2年度は6回中止(総合保健センター、ウェスタ川越、川越運動公園、 高階公民館)
- ※ 令和3年度は2回×3会場のうち、2回目すべて中止(総合保健センター、 高階公民館)
- ※ 令和4年度は2回中止(総合保健センター、ウェスタ川越)
- ※ 令和6年度よりかわごえ体力測定会に名称・内容を変更

d. かわごえ体力測定会

目 的 体力測定を実施し、自身の体力を知ることができる。さらにフレイル リスクに早くに気づき、理学療法士等の専門職の助言により、フレイ ル予防に早期に取り組むことができる。

会 場 総合保健センター、ウェスタ川越、公民館等

年度	実施回数 (回)	実人数 (人)	延人数(人)
6	9	700	700

※ 令和6年度より事業開始

e. その他介護予防教室、相談会、パンフレット等配布

〇その他介護予防教室、相談会

年	度	2	3	4	5	6
その他介護	回数(回)	16	5	20	40	34
予防教室	延人員(人)	128	108	816	1, 262	1,024
相談会	回数(回)	2	15	170	235	204
	延人員(人)	4	61	424	1, 469	1,821

- ※ 主催、共催、依頼事業を含む
- ※ 健康増進法に基づく健康教育、健康相談と同時開催も含む
- ※ 令和4年度から相談会への電話・来所相談を計上

令和6年度 その他介護予防教室内容の内訳(重複該当)

	運動	栄養	口腔	その他
回数(回)	22	12	8	20
延人員(人)	733	458	350	609

〇パンフレット等配布

講演会・相談会・イベント等で、パンフレット及び啓発用グッズを配布。

② 地域介護予防活動支援事業

保健推進員、やまぶき 21 等への支援

年度	2	3	4	5	6
実施回数(回)	1	8	60	79	67
参加者数(人)	11	66	1,005	1,875	2,034

※ 保健推進員との共催事業を含む

保健所事業概要

(令和7年度) 令和7年9月発行

発 行 川越市保健所

編 集 保健総務課

電 話 049-227-5101

www.city.kawagoe.saitama.jp